

案

## 白河市自治基本条例素案

白河市自治基本条例を考える市民会議

## 【はじめに】

私たち「白河市自治基本条例を考える市民会議」は、地方分権の進展により、「地域のことは地域で考え、地域の責任で決める」自主自立のまちづくりが求められる中、市民、市議会、市等、まちづくりに関わるみんなが共有する、まちづくりの基本的なルールとなる「自治基本条例」の素案の策定を目的に、平成23年7月に発足しました。

私たちは、これまで20回の会議を開催し、市民と市職員がお互いに学び、それぞれの視点から対話や検討を重ねることで、共通理解や合意形成を進めるとともに、より幅広い市民の意見を反映させるため、出前講座やパブリックコメント等の活動も積極的にを行い、この程、素案をとりまとめたところです。

この素案には、市民、市議会、市等、まちづくりの主体となる者の間に信頼関係を紡ぎだし、共に考え助け合ってまちづくりを進めることで、「市民が共に元気で楽しく暮らすことのできる「市民共楽のまち白河」を築き、次世代へ引き継いでいきたい」、「東日本大震災での経験と教訓を風化させることなく、多くの先達が築きあげてきた、ゆるぎない「白河の土台」を礎に、新たな視点で安全で安心して暮らせるまちをつくりたい」という願いが込められています。

この素案の内容が、条例制定に生かされ、よりよい白河市の構築につながることを、切に願っています。

## <<目 次>>

第 1	自治基本条例の必要性	1
第 2	自治基本条例の基本的な考え方	1
第 3	自治基本条例を制定することによる効果	3
第 4	白河市自治基本条例素案の構成	4
第 5	白河市自治基本条例素案の内容	5
1	前文	5
2	総則	6
(1)	目的	6
(2)	条例の尊重	6
(3)	定義	6
(4)	まちづくりの基本理念	6
(5)	まちづくりの基本原則	6
3	まちづくりの主体	8
(1)	市民	8
(2)	市議会	8
(3)	市	8
(4)	地域コミュニティ	8
(5)	事業者等	8
4	情報の共有	10
(1)	情報の共有	10
(2)	情報の公開	10
(3)	個人情報の保護	10
5	市民参画	11
(1)	市民参画の場や機会の充実、参画しやすい環境の整備	11
(2)	市民参画の方法	11
(3)	市民参画に関する意識の向上	11
(4)	市民参画の推進に向けた人材の教育・育成	11
6	協働	12
(1)	協働の推進に向けた連携・協力体制の構築	12
(2)	協働の推進に向けた意識の向上	12
(3)	協働の推進に向けた人材の教育・育成	12
(4)	市による支援	12
7	市政運営	13
(1)	計画的な市政運営	13
(2)	健全な市政運営	13

(3) 自立した市政運営	13
(4) 公正な市政運営	13
(5) 開かれた市政運営	13
8 危機管理	14
(1) 災害に強いまちづくりの推進	14
(2) まちづくりの各主体間の連携と支え合い	14
(3) 国、県、他の自治体等との連携	14
9 国、県、他の自治体等との連携	15
10 条例の推進及び検証	16

## 第1 自治基本条例の必要性

---

平成12年に施行された地方分権改革一括法は、地方自治体の長が国の下級機関として実施する事務を廃止し、地方自治体が行う事務は、その全てが地方自治体の事務となりました。その結果、今まで以上に、「地域のことは地域で考え、地域の責任で決める」自主自立のまちづくりを進めていくことが求められています。

このため、みんなが「生まれて、住んで良かった」と愛着や誇りを持てるような、魅力ある白河市を、市民、市議会、市等、まちづくりの主体となる者が、お互いに信頼・協力し合いながら築き、更に白河市の将来を担う次の世代へと、引き継いでいかなければいけません。

このため、市民、市議会、市等、まちづくりの主体となる者の間に信頼関係を紡ぎ出し、これからのまちづくりの「よりどころ」・「指針」として、みんなが共有するルールが必要だと考えました。

そこで、私たちのまち「白河市」のまちづくりの「よりどころ」・「指針」として、この「白河市自治基本条例素案」を提案します。

## 第2 自治基本条例の基本的な考え方

---

### 1 条例の制定にあたって

本市のまちづくりの基本的なルールを定める自治基本条例は、市民をはじめ、まちづくりに関わるみんなの考えや意見を反映させることが必要です。また、まちづくりに関わるみんなに理解され、共感をもって受け入れられるような条例とすることが重要であると考えます。

### 2 条例の性格

条例の名が表すように、「自治基本条例」は、本市のまちづくりにおける基本的な事項、ルール及び考え方を定める条例ですので、まちづくりの基本原則や仕組みを分かりやすく示すものとする必要があります。

### 3 全体構成の考え方

自治基本条例は、本市のまちづくりに関する基本原則や仕組みを、分かりやすく、簡潔に示すことを基本として、構成する必要があります。このため、生活環境、福祉、産業、教育等の個別政策に関する規定は、それぞれの分野の個別条例や計画等に委ねることとします。

また、他地域の条例の模倣で終わるのではなく、「白河らしさ」を盛り込んでいくことが必要です。

その一方で、自治基本条例は、その性格上、どうしても一定の形式にならざるを得ないため、当たり前のことがただ並べられているだけと感じるかもしれません。

しかし、既存の条例、計画、様々な政策等が、この条例と整合したものであるかどうか見直す、あるいは新たな条例や制度等を整備することで、本条例を真に生きた条例とすることができます。また、制定後も、本条例が市のまちづくりを進めていく上での基

本的なルールとして機能し続けるよう、その時々の社会や時代の変化等に応じて、その内容を進化させていかなければなりません。

### 第3 自治基本条例を制定することによる効果

---

#### 1 市民主体のまちづくりの推進

地域の様々な課題を効果的に解決し、よりよい白河市を築いていくには、白河に暮らし、学び、働き、白河を最もよく知っている市民の視点や協力は不可欠です。

市民の権利や役割を明確化することにより、市民が主体的に考え、行動する「市民主体のまちづくり」を推進していくことが、よりよい白河市の構築につながると考えます。

#### 2 まちづくりの各主体間の情報共有の推進

市民や市をはじめ、まちづくりの主体となる者の間で情報の共有が進むことで、みんなで地域の課題を共有し、同じ目標に向かってまちづくりを進めることができるようになります。

#### 3 市政への市民参画の促進

市政への市民参画の手続きを明確化することで、市の政策の立案、実行、評価及び改善（Plan→Do→Check→Action）の各段階に市民が参画する機会が増え、市民の声を反映した、より透明性の高いまちづくりを進めることができるようになります。

#### 4 まちづくりの各主体間の連携・協力体制の構築

市民や市をはじめ、まちづくりの主体となる者の役割分担や協働の仕組みを明確化することで、各主体が、まちづくりの理念や目標を共有し、協働して、公共的課題の解決に向けて取り組むことができるようになります。

#### 5 開かれた市政運営の推進

市政運営に関する基本的なルールを明確化することで、より計画的で開かれた市政運営を進めることができるようになります。

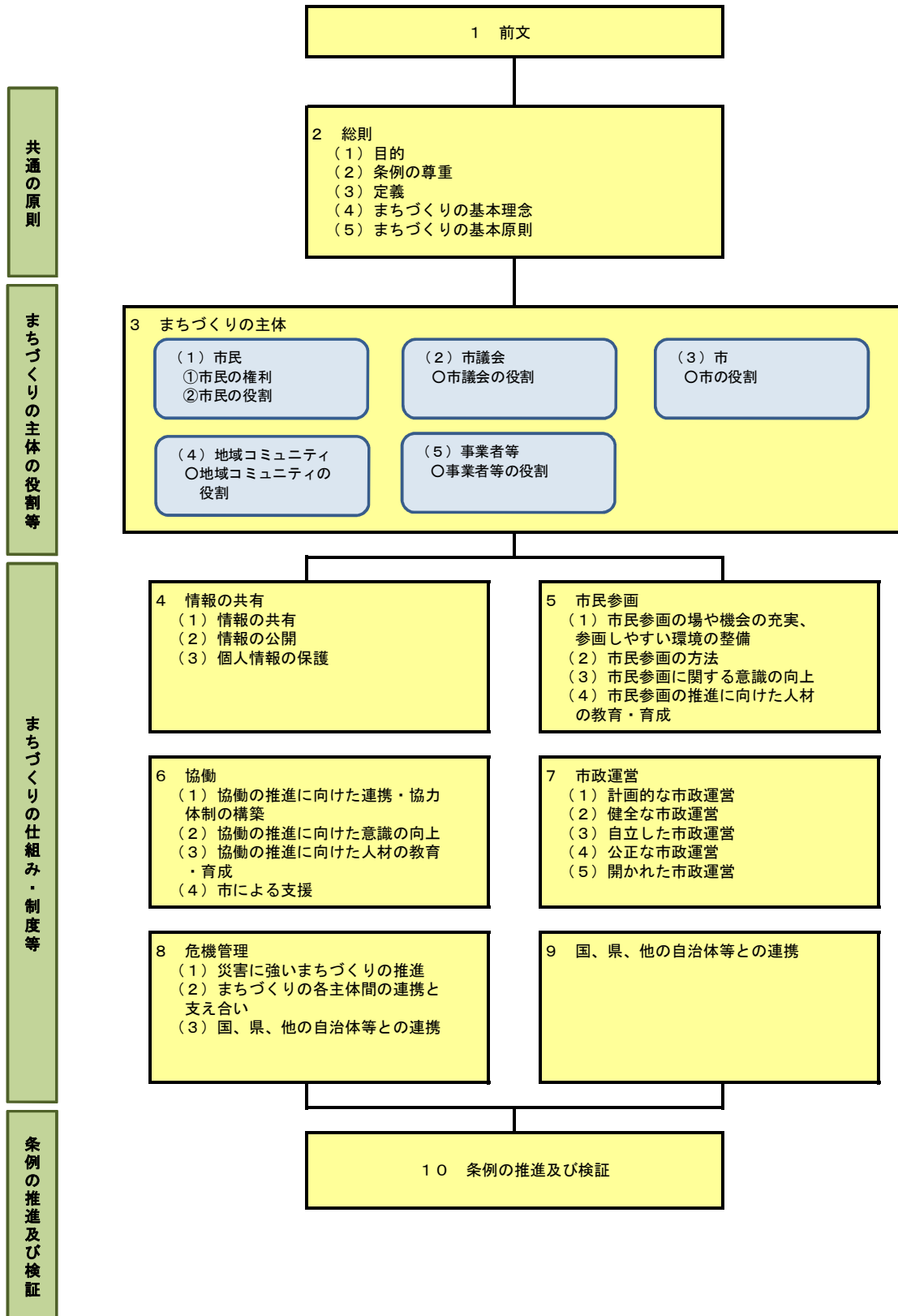
#### 6 白河らしいまちづくりの推進

白河独自のまちづくりの基本理念を掲げることで、本市の特性や資源を生かした、白河らしいまちづくりを推進していくことができるようになります。

## 第4 白河市自治基本条例素案の構成

これまでの検討を基に、条例素案の構成について、以下のように考えました。

【白河市自治基本条例素案の構成】





## 第5 白河市自治基本条例素案の内容

---

### 1 前文

私たちのまち白河市は、白河関跡、南湖公園、小峰城跡等、国指定の史跡・名勝に代表される歴史や文化、阿武隈川・社川・隈戸川流域に広がる豊かな自然環境等、魅力ある地域資源に恵まれています。また、東北自動車道や東北新幹線等の高速交通体系に加え、首都圏に隣接するという地理的優位性を有し、県南地方の中核都市として発展を続けています。

私たちは、これらのかげがえのない資源を生かし、市民参画や協働によるまちづくりを進め、松平定信の「士民共楽」の理念をもとに、市民が共に元気で楽しく暮らすことのできる「市民共楽のまち白河」を築き、次の世代へと引き継いでいきます。

また、平成23年3月11日、「東日本大震災」により、本市もこれまでにない甚大な被害を受けました。私たちは、大震災での経験と教訓を風化させることなく、多くの先達が築きあげてきた、ゆるぎない「白河の土台」を礎に、新たな視点で、安全で安心して暮らせるまちをつくっていきます。

そのためには、市民、市議会、市等、本市のまちづくりの主体となる者の間に信頼関係を紡ぎ出し、共に考え、助け合ってまちづくりを進めていく必要があります。

私たちは、その実現に向けた基本理念や基本原則を明らかにし、本市の新しい自治を確立することを願って、ここに白河市自治基本条例を制定します。

## 2 総則

### (1) 目的

- ◇ 本市のまちづくりの基本理念と基本原則を定め、市民、市議会、市等、本市のまちづくりの主体となる者の役割を明らかにし、それぞれが共に考え行動することにより、地方分権社会にふさわしい、自立した地域社会を築いていくことを目的とします。

### (2) 条例の尊重

- ◇ 本市の他の条例等の制定及び改廃にあたっては、この条例の内容を尊重しなければなりません。

### (3) 定義

- ◇ 市民 市内に住所を有する者、市内に通勤・通学している者、及び市内に事務所または事業所を有する法人その他の団体をいう。
- ◇ 市 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会から成る執行機関をいう。
- ◇ 地域コミュニティ 地域住民が自主的に参加し、その総意及び協力により、住み良い地域社会をつくることを目的として構成された集団をいう（町内会等）。
- ◇ 事業者等 市内において、営利又は非営利に事業活動を行う個人及び団体をいう。
- ◇ 市民参画 市の政策の立案、実施、評価及び改善の各過程（以下、政策形成過程という。）に、市民が自らの意思で主体的に参加していくことをいう。
- ◇ 協働 市民、市議会、市等、まちづくりの各主体が、地域の公共的課題の解決に向けて、共通の目的を持ち、それぞれの果たすべき役割や特性を尊重しながら、相互に助け合い、連携・協力することをいう。

### (4) まちづくりの基本理念

- ◇ 「市民共楽のまち白河」の実現に向けて、これからの本市のまちづくりの基本理念を以下のとおり定めます。
  - ① 市民が望む地域社会の実現を目指し、市民、市議会、市等、まちづくりの各主体が一体となって、まちづくりに取り組みます。
  - ② 歴史、伝統、文化、自然等、本市の恵まれた地域資源を生かしたまちづくりを目指します。
  - ③ 子どもからお年寄りまで、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指します。
  - ④ 地域のつながりと支え合いによる、「絆」を育むまちづくりを目指します。

### (5) まちづくりの基本原則

- ◇ まちづくりの基本理念を実現するため、次に掲げる事項を基本原則として、まちづくりを進めていきます。
  - ① 市民、市議会、市等、まちづくりの各主体は、相互にまちづくりに関する情報を提供し、共有することを原則とします。
  - ② 市民参画の機会を平等に保障します。

- ③ 地域の公共的課題の解決に当たっては、市民、市議会、市等、まちづくりの各主体は、お互いの役割や特性を尊重しながら、自ら出来ることは自らが行うことを基本として、世代間や地域間で助け合い、連携・協力します。
- ④ 市民、市議会、市等、まちづくりの各主体は、市民参画と協働の必要性を理解していきます。

### 3 まちづくりの主体

#### (1) 市民

##### ①市民の権利

- ◇ 市民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参画することができます。
- ◇ 市民は、市政についての情報を知る権利を持っており、市に対して市が保有する情報の公開を求めることができます。

##### ②市民の役割

- ◇ 市民は、まちづくりの主体である意識を常に持ち、自らの意思で市等と協働して、それぞれの立場でまちづくりに参画するよう努めます。

#### (2) 市議会

##### ○市議会の役割

- ◇ 市議会は、地域や市民の福祉の向上を図るため、事案の決定、市政の監視、牽制、政策提言等を行わなければなりません。
- ◇ 市議会は、常に市民の視点に立ち、市民に開かれた議会運営に取り組まなければなりません。

#### (3) 市

##### ○市の役割

- ◇ 市は、地域や市民の福祉の向上を図るため、限られた財源の中で、効率的で質の高い行政サービスの提供に努めるとともに、公正かつ誠実に市政運営に当たらなければなりません。
- ◇ 市は、政策形成過程等に関する事項について、市民に分かりやすく説明するとともに、説明内容に対して出た適切な意見については、反映するよう努めなければなりません。

#### (4) 地域コミュニティ

##### ○地域コミュニティの役割

- ◇ 地域コミュニティは、地域の特性と主体性が生かされた、個性豊かで活力ある地域づくりの推進に努めます。
- ◇ 地域コミュニティは、地域住民のつながりを強くするとともに、地域住民の意見の集約や地域の課題の解決に努めます。
- ◇ 地域コミュニティは、様々なまちづくりの主体と交流・連携し、協働によるまちづくりの推進に努めます。

#### (5) 事業者等

##### ○事業者等の役割

- ◇ 事業者等は、自らが持つ知識や専門性等を生かして、地域の発展に協力するよう努めます。
- ◇ 事業者等は、地域とのつながりを大切に、地域社会の一員として、様々なまち

づくりの主体と交流・連携し、協働によるまちづくりの推進に努めます。

## 4 情報の共有

### (1) 情報の共有

- ◇ 情報の共有は、市民参画及び協働によるまちづくりを進める前提となるものです。このため、市民、市議会、市等、まちづくりの各主体は、相互にまちづくりに関する情報を、適切に収集し、提供し合うことにより、情報の共有に努めます。
- ◇ 市は、まちづくりに関する情報を市民が容易に得ることができるよう、市の広報紙やホームページ等を活用し、分かりやすい情報提供とその機会の充実に努めます。
- ◇ 市は、市民からの意見の集約や反映に関する手続きを体系化するものとします。

### (2) 情報の公開

- ◇ 市は、白河市情報公開条例に基づき、市が保有する情報を、市民からの請求に応じ、適切に公開するものとします。

### (3) 個人情報の保護

- ◇ 市は、市が保有する情報の提供や公開に当たり、市民の権利及び利益が侵害されることのないよう、白河市個人情報保護条例に基づき、必要な措置を講じるものとします。

## 5 市民参画

### (1) 市民参画の場や機会の充実、参画しやすい環境の整備

- ◇ 市民の中には、仕事、育児等、様々な事情により、参画をしたくてもできない方もいます。このような方々も含めて、幅広く市民の意見を政策形成過程へ反映させるためにも、市は、参画の場や機会の充実及び参画しやすい環境の整備等に努めます。

### (2) 市民参画の方法

- ◇ 市は、政策形成過程において、政策に対する市民の関心、政策が市民に与える影響等を総合的に判断し、市民参画が必要であると判断した場合には、審議会等への参加、パブリックコメントの実施、ワークショップの開催等、様々な方法のうち、事案に応じた適切なものにより、市民参画を求めるものとします。

### (3) 市民参画に関する意識の向上

- ◇ 市民は、政策形成過程への積極的な参加等をとおして、市民参画に対する意識や関心を高めるよう努めます。

### (4) 市民参画の推進に向けた人材の教育・育成

- ◇ 市は、市民参画に対する意識の醸成に向けた取り組みを進め、まちづくりを担う人材の教育・育成に努めます。

## 6 協働

### (1) 協働の推進に向けた連携・協力体制の構築

- ◇ 市民、市議会、市等、まちづくりの各主体は、お互いに交流を深め、それぞれの役割を明確にしながら、連携・協力体制の構築に努めます。

### (2) 協働の推進に向けた意識の向上

- ◇ 市民、市議会、市等、まちづくりの各主体は、地域への愛着や地域とのつながりの醸成に向けた取り組み等を通して、協働に対する意識や関心を高めるよう努めます。

### (3) 協働の推進に向けた人材の教育・育成

- ◇ 市は、市民等と連携・協力し、身近なところからの参加を促進する等、協働に対する意識の醸成に向けた取り組みを進め、まちづくりを担う人材の教育・育成に努めます。

### (4) 市による支援

- ◇ 市は、地域コミュニティや事業者等などが相互に連携・協力していくための支援（財政的支援、物的支援、人的支援）に努めます。



## 7 市政運営

### (1) 計画的な市政運営

- ◇ 市は、中長期的な市政運営の指針を策定し、それに基づいた適切な進行管理を行い、計画的な市政運営に努めます。また、策定に当たっては、本条例が示すまちづくりの基本理念を踏まえるとともに、市民参画の下で検討を進めるものとします。

### (2) 健全な市政運営

- ◇ 市は、最少の経費で最大の効果を上げるため、中長期的な市政運営の指針を踏まえて予算の編成及び執行を行い、健全な財政運営に努めます。

### (3) 自立した市政運営

- ◇ 市は、自立した行財政運営と行政サービスの向上のために、市民参画の下、市民のニーズを尊重した行政改革を推進するものとします。
- ◇ 市は、行政評価を実施し、市が行う施策や事務事業について、点検・評価し、見直し・改善につなげるものとします。

### (4) 公正な市政運営

- ◇ 公正な行財政運営を確保するため、監査委員は、市の財務に関する事務の執行や経営に係る事業の管理について、適正に監査を実施します。

### (5) 開かれた市政運営

- ◇ 市は、中長期的な市政運営の指針の進行管理、財政状況等について、市民に分かりやすく公表するものとします。

※ 現在の市の計画等で、中長期的な市政運営の指針に該当するのは、総合計画です。

※ 行政改革：事務事業の見直し、時代に即応した組織の見直し、定員管理、効率的な行政運営と職員の能力開発等の推進、行政の情報化の推進等による行政サービスの向上等を実施すること。

※ 行政評価：市が行う施策や事務事業（目的を達成させるために、予算や人材を投入し行う事業）について、点検・評価し、見直し・改善につなげるほか、それらを市民へ情報提供する制度。

## 8 危機管理

### (1) 災害に強いまちづくりの推進

- ◇ 災害時には、市民自らの「自助」、地域コミュニティ等による「共助」及び市等公的機関による「公助」の緊密な連携と協力が不可欠です。

このため、市は、定期的な訓練や効率的な情報提供手段の構築に努めるとともに、各主体の役割や行動計画等を体系化した防災計画を策定し広く周知する等、災害に強いまちづくりを推進するものとします。

### (2) まちづくりの各主体間の連携と支え合い

- ◇ 市民、市議会、市等、まちづくりの各主体は、日頃から地域のつながりを大切にし、災害時に適切に連携し、支え合うことができるよう努めます。

### (3) 国、県、他の自治体等との連携

- ◇ 市は、災害時に、国、県、他の自治体、関係機関等と相互に連携・協力できるような体制の整備に努めます。

9 国、県、他の自治体等との連携

- ◇ 市は、共通の課題や広域的な課題に対して、国、県、他の自治体、関係機関等と相互に連携し、協力するよう努めます。

## 10 条例の推進及び検証

- ◇ 市民、市議会、市等、まちづくりの各主体は、本条例の推進に努めるものとします。
- ◇ この条例及びこの条例に基づく制度等の検証が必要であると認められるときは、市長は、検証機関を設置するものとします。

※ 条例の検証機関については、市民会議の中で様々な議論が交わされましたが、第三者的な検証機関を市が設置するというところまでは意見としてある程度まとまっていたものの、それ以上の部分については、明確な結論・コンセンサスを得ることができませんでした。このため、市民会議としての結論としては、上記のような内容で留めることとしました。

# 参 考 資 料

## <<目 次>>

白河市自治基本条例を考える市民会議名簿	1 8
白河市自治基本条例を考える市民会議活動経過	2 0
白河市自治基本条例を考える市民会議・会議録	2 3
○第 1 回	2 3
○第 2 回	2 9
○第 3 回	3 1
○第 4 回	3 6
○第 5 回	3 8
○第 6 回	3 9
○第 7 回	4 0
○第 8 回	4 6
○第 9 回	4 8
○第 10 回	5 3
○第 11 回	5 5
○第 12 回	5 9
○第 13 回	6 3
○第 14 回	6 7
○第 15 回	7 2
○第 16 回	7 5
○第 17 回	7 8
○第 18 回	8 1
○第 19 回	8 4
○第 20 回	8 7
白河市自治基本条例を考える市民会議検討経過	8 8
○検討項目①関係	8 8
○検討項目②関係	9 2
○検討項目③関係	9 7
白河のいいところ・悪いところ	1 0 2

# 白河市自治基本条例を考える市民会議名簿

## 1 委員

氏名	性別	公募/団体推薦/職員代表の別	推薦元/所属	備考
しみず 清水 あきのり 晶紀	男	学識経験者	福島大学 行政政策学類 准教授	
ありやま 有山 ちかこ 智雅子	女	公募		
かくた 角田 ちえこ 千恵子	女	〃		
かねうち 金内 まりこ マリ子	女	〃		
さとう 佐藤 まさこ 真子	女	〃		
たかのす 鷹栖 えり 恵里	女	〃		
たなか 田中 まさひろ 誠弘	男	〃		
ひとみ 人見 みつたろう 光太郎	男	〃		
ましこ 増子 まゆみ 真由美	女	〃		
いしはら 石原 よしひさ 義久	男	団体推薦	白河地区経営者協会	
いちかわ 市川 つとむ 勤	男	〃	白河商工会議所青年部	
えんどう 遠藤 せいいち 誠一	男	〃	白河市PTA連絡協議会	
すずき 鈴木 としお 俊雄	男	〃	株式会社楽市白河	
ぬまた 沼田 こういち 浩一	男	〃	特定非営利活動法人 しらかわ市民活動支援会	
はらいかわ 穉川 のりこ 徳子	女	〃	特定非営利活動法人 カルチャーネットワーク	
ほづみ 穂積 まさこ 雅子	女	〃	白河市婦人団体連絡協議会	
やない 矢内 ぶんいち 文一	男	〃	白河市町内会連合会	
やまだ 山田 けんいちろう 顕一郎	男	〃	公益社団法人 白河青年会議所	
わち 和知 けいこ 恵子	女	〃	J A しらかわ	
あづま 我妻 しんいち 真一	男	職員代表	教育委員会事務局 こども課	
いずみ 泉 なおこ 奈穂子	女	〃	中央公民館	
えんどう 遠藤 ひでよし 英喜	男	〃	議会事務局	
かわしま 川島 としかつ 敏一	男	〃	建設部 都市政策室 まちづくり推進課	
こまつ 小松 ひろし 寛	男	〃	産業部 商工観光課	
さいとう 齋藤 みのる 稔	男	〃	産業部 商工観光課	
さがわ 佐川 いさむ 勇	男	〃	総務部 財政課	
のざき 野崎 えいこ 英子	女	〃	東庁舎 市民福祉課	
まつしま 松島 ひろゆき 弘行	男	〃	市民生活部 地域支援課	
わたなべ 渡邊 まさとし 正俊	男	〃	総務部 総務課	

2 オブザーバー(第15回まで)

氏名	性別		所属	備考
うめだ はるか 梅田 春華	女	学生	福島大学	
さとう りょうた 佐藤 亮太	男	〃	福島大学	
はしもと たつや 橋本 達也	男	〃	福島大学	
ふじわら しんご 藤原 新悟	男	〃	福島大学	
みずま みか 水間 美佳	女	〃	福島大学	
やまだ かなこ 山田 香菜子	女	〃	福島大学	
かわい しゅんすけ 河合 俊介	男	〃	福島大学	
くどう ひろき 工藤 浩樹	男	〃	福島大学	
けいとく こうじ 鶏徳 浩司	男	〃	福島大学	
こんどう なるひと 近藤 成平	男	〃	福島大学	
さとう さえき 佐藤 冴紀	男	〃	福島大学	
わたなべ ゆき 渡部 優貴	女	〃	福島大学	

## 白河市自治基本条例を考える市民会議活動経過

活 動	活 動 の 概 要	活動日・場所
第1回市民会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>○委嘱状交付</li> <li>○市民会議の運営について</li> <li>○全体会議 自治基本条例に関する基礎知識の習得①</li> <li>○グループ別会議 ワークショップ ・自治基本条例読み比べ(まとめ・発表)</li> </ul>	H23.7.15(金) 本庁舎 地下第1・2会議室
第2回市民会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全体会議 自治基本条例に関する基礎知識の習得②</li> <li>○グループ別会議 ワークショップ 検討項目①自治基本条例に期待すること・こんな条例にしたい(したくない)こと・盛り込みたい内容</li> </ul>	H23.7.15(月) 本庁舎 地下第1・2会議室
第3回市民会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全体会議 自治基本条例に関する基礎知識の習得③</li> <li>○グループ別会議 ワークショップ 検討項目①自治基本条例に期待すること・こんな条例にしたい(したくない)こと・盛り込みたい内容 ・まとめ・発表</li> </ul>	H23.8.8(月) 本庁舎 正庁
第4回市民会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全体会議 検討項目①自治基本条例に期待すること・こんな条例にしたい(したくない)こと・盛り込みたい内容 ・総まとめ</li> <li>○グループ別会議 ワークショップ 検討項目②市民参画と協働によるまちづくりに必要なこと ～市民と行政のキャッチボールを実現するために～ ・市民と行政とのつながり(参画、連携・協力)の場面や現状について</li> </ul>	H23.8.22(月) 本庁舎 地下第1・2会議室
第5回市民会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>○グループ別会議 ワークショップ 検討項目②市民参画と協働によるまちづくりに必要なこと ～市民と行政のキャッチボールを実現するために～ ・それぞれの場面で困っていることや課題・問題点 ・課題や問題点の解決方法や仕組みについて</li> </ul>	H23.9.12(月) 本庁舎 地下第1・2会議室
第6回市民会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>○グループ別会議 ワークショップ 検討項目②市民参画と協働によるまちづくりに必要なこと ～市民と行政のキャッチボールを実現するために～ ・課題や問題点の解決方法や仕組みについて ・まとめ・発表</li> </ul>	H23.9.20(火) 本庁舎 地下第1・2会議室



活 動	活 動 の 概 要	活動日・場所
第7回市民会議	○全体会議 検討項目②市民参画と協働によるまちづくりに必要なこと ～市民と行政のキャッチボールを実現するために～ ・総まとめ ○グループ別会議 ワークショップ 検討項目③白河市のまちづくりの主体とその役割・責務 ・まちづくりの主体は？	H23.10.3(月) 本庁舎 正庁
第8回市民会議	○グループ別会議 ワークショップ 検討項目③白河市のまちづくりの主体とその役割・責務 ・まちづくりの主体の役割を考えよう！ ・まとめ・発表	H23.10.17(月) 本庁舎 正庁
第9回市民会議	○全体会議 検討項目③白河市のまちづくりの主体とその役割・責務 ・総まとめ ○グループ別会議 ワークショップ 検討項目④白河市のまちづくりを進めていくためにルール化 すべきことは？ ～白河市のまちづくりの基本ルールを考えよう～	H23.11.7(月) 本庁舎 正庁
第10回市民会議	○全体会議 検討項目③白河市のまちづくりの主体とその役割 ～まちづくりの主人公とは～ ・総まとめ ○グループ別会議 検討項目④白河市のまちづくりを進めていくためにルール化 すべきことは？ ～白河市のまちづくりの基本ルールを考えよう～	H23.11.21(月) 本庁舎 正庁
講演会	講演内容:飯田市自治基本条例について 講師:長野県飯田市市議会議員 中島 武津雄 氏	H23.11.23(水) 市立図書館地 域交流会議室
第11回市民会議	○グループ別会議 検討項目④白河市のまちづくりを進めていくためにルール化 すべきことは？ ～白河市のまちづくりの基本ルールを考えよう～	H23.12.5(月) 本庁舎 正庁
第12回市民会議	○グループ別会議 検討項目④白河市のまちづくりを進めていくためにルール化 すべきことは？ ～白河市のまちづくりの基本ルールを考えよう～	H23.12.19(月) 本庁舎 正庁

活 動	活 動 の 概 要	活動日・場所
第13回市民会議	○グループ別会議 検討項目④白河市のまちづくりを進めていくためにルール化すべきことは？ ～白河市のまちづくりの基本ルールを考えよう～	H24.1.16(月) 本庁舎 正庁
第14回市民会議	○グループ別会議 検討項目④白河市のまちづくりを進めていくためにルール化すべきことは？ ～白河市のまちづくりの基本ルールを考えよう～	H24.1.23(月) 本庁舎 正庁
PI講習会	○事務局説明	H24.2.1(水) 本庁舎 正庁
PI活動	詳細は、別紙のとおり	
第15回市民会議	○全体会議 ・素案中間とりまとめの技術的修正について ・PI活動の報告について ・来年度の活動内容及びスケジュールについて	H24.3.19(月) 本庁舎 正庁
パブリックコメント	○実施期間:平成24年3月1日～3月31日	
第16回市民会議	○グループ別会議 PI及びパブリックコメントでの意見を踏まえた修正作業①	H24.4.9(月) 本庁舎 正庁
第17回市民会議	○グループ別会議 PI及びパブリックコメントでの意見を踏まえた修正作業②	H24.4.23(月) 本庁舎 地下第1・2会議室
第18回市民会議	○グループ別会議 PI及びパブリックコメントでの意見を踏まえた修正作業③	H24.5.14(月) 本庁舎 地下第1・2会議室
第19回市民会議	○グループ別会議 PI及びパブリックコメントでの意見を踏まえた修正作業④	H24.5.28(月) 本庁舎 地下第1・2会議室
第20回市民会議	条例素案のとりまとめ	H24.6.18(月) 本庁舎 正庁

## 第1回 白河市自治基本条例を考える市民会議 会議録（要旨）

日 時 平成23年7月15日（金）午後7時～9時30分

場 所 市役所本庁舎地下第1・2会議室

参集者 学識経験者委員

清水委員

市民委員

有山委員、角田委員、金内委員、佐藤委員、鷹栖委員、田中委員、人見委員

増子委員、市川委員、鈴木委員、沼田委員、菟川委員、穂積委員、矢内委員

和知委員

職員委員

我妻委員、泉委員、遠藤委員、川島委員、小松委員、齋藤委員、佐川委員

野崎委員、松島委員

オブザーバー

佐藤（亮）、橋本、藤原、水間、山田、河合、佐藤（冴）、渡部

鈴木和夫市長

事務局

圓谷市長公室長

企画政策課 戸倉課長、邊見課長補佐、関課長補佐兼係長、藤田副主査、

石川主事

### 1 開会

### 2 委嘱状交付

市長より各委員へ委嘱状を交付した。

### 3 市長挨拶（要旨）

3月11日の大震災により日本という国が、今後の考え方、国の作り方が大きく切り替わるであろうと言われております。

その前に地方分権という議論が法制度も含めて平成6年から進められてまいりました。その中で、国から地方に必要な財源と権限を移譲し、地方自治体はその地方の実態にあった形で自由に行政を行うことができるようになる、そういう仕組みを作っていくことが市民の幸せに繋がるという議論が展開されてまいりました。

かつての中央集権型の行政においては、国が全ての権限、財源をもち、全ての地方自治体を国の法律でもって統制し、また国が地方へ財源を配分するという形でありましたが、このような考え方はもう妥当しません。福島県には59の市町村があり、全国には約1750の市町村がありますが、気象、風土、経済状況、財政状況、福祉の状況、どれをとっても、みんなそれぞれ違います。このため、それぞれの個性を活かしたまちをどうつくっていくのが重要になってまいります。

このため平成6年に地方分権推進法が制定され、地方へ権限、財源を移譲するという議

論が進み、平成12年に地方分権一括推進法の制定で、法律上、国と地方は上下関係から対等な関係となりました。しかし、まだまだ実態上は国の考え方を地方に浸透させながら行政を展開していくという元の姿から脱却しきれておりません。

しかし、今回の東日本大震災により、地域の人々が何を欲しているのかは、地域が一番知っているのだから、それに必要な財源、権限、物の考え方は地域が持つべきだということが、より鮮明になってまいりました。

そういう意味で、各地域のあり方をどういう風に考えていくのか、白河のあり方をどうしていくのかを大きく示す、まちの憲法、自治基本条例は、今後の白河市を運営していく上での羅針盤として機能していく重要な条例となるものであります。

自治基本条例については、議会が提案する形、行政が提案する形、市民が提案する形と様々な形で検討されてきておりますが、本市は、市民と行政とが共同で検討することといたしました。

白河市の地域のあり方をどのように自治基本条例に盛り込んでいくのか、そして、自治基本条例を頂点に、行政の事務事業をどのように体系化していくのかが今後問われてまいります。そういう意味で、大変重要な市民会議であります。皆さま本当に多くの各界各層からお集まりになられておりますので、どうか、自分の目で、自分の生活感覚でご発言をお願いしたいと思います。

そして、今回、オブザーバーとして福島大学の学生の皆さまにもご参加いただいております。学生の皆さんは、将来、自分が自治体の行政マンになったときに、どんな自治体になったらいいのかを探っていくためにも、自治基本条例に興味を持ってもらえるようですので、質・量ともに充実した議論となるよう、お願いをしたいと思います。

これから長期に渡って様々な検討をお願いすることとなりますので、どうか、有意義な議論が展開され、見事な条例の姿が出来上がることを心からご期待申し上げ、挨拶いたします。

#### 4 市民会議の運営について

##### (1) 座長・副座長の選任

○座長については、白河市自治基本条例を考える市民会議設置要領（以下、設置要領）

第5条第2項により福島大学行政政策学類清水晶紀准教授が就任。

○副座長については、設置要領第5条第3項で互選により定めることとされていることから、立候補を募ったが、立候補者がいなかったため、事務局から人見光太郎委員の就任を提案し、承認された。

○清水座長挨拶

福島大学の行政政策学類で行政法という科目を教えております清水と申します。今回、縁があり、白河市自治基本条例を考える市民会議の座長を務めさせていただくこととなりました。これから長丁場となりますが、みなさんよろしく願いいたします。

自治体の基本となる条例をみなさんと議論してつくっていくこととなります。先程市長から、自治体の憲法というお話がありましたが、憲法というのは国民が国家をコントロールするためのルールです。それと同じで、自治基本条例も市民が自治体をコントロールするためのルールと考えていただければ結構だと思います。そのためには、一般の市民のみなさんの感覚で、この自治基本条例の内容をしっかりと議論していただ

き、その議論の内容を条文に反映させていくことが非常に重要であろうと思います。その意味ではあまり気張らずに、皆さんが普段白河市で生活をして感じていることを色々議論の中で出していただければ、白河市ならではの自治基本条例が出来上がってくるのではないかと考えております。

また、私のゼミの学生も、皆さまの議論に参加させていただきますが、これも、白河市民ではない人の意見を聞くことで新しい発見もあると思いますので、それで逆にどう思うのか、お互いに議論していくことで、よりよい自治基本条例をつくっていったらと思います。簡単ではありますが、挨拶とさせていただきます。これからよろしく願いいたします。

○人見副座長挨拶

このまちに生まれこのまちで育った、またはこのまちに縁の深い方々がお集まりになったことと思います。私も皆さんとともに努力していきたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

(2) 市民会議の運営について

会議資料により、白河市自治基本条例の策定スキーム、市民会議の運営について、事務局より説明した。質疑応答は以下のとおり。

【質疑応答】

○説明は分かったが、スケジュールを見ると、自由な議論、闊達な議論という割には何かルールが敷かれているような感じもし、報償金をいただくことが後ろめたい気もするが、報償金は辞退してもよろしいか。

→検討項目はこちらから提示はしているが、皆さまが日常生活をしている中で、感じている想いやお考えを自由に出していただき、その内容を条例に反映させていくための会議ですので、ご理解いただきたい。また、報償金の辞退については、検討する。(事務局)

○自治基本条例がどのようなものなのか、事例を含めて説明した上で議論に入っていくべきではないか。

→今回も含めて清水先生による自治基本条例に関する講義を3回行い、自治基本条例の概要についてご紹介していく予定です。また、今回のワークショップは自治基本条例に関する検討というより、自治基本条例に触れていただく、親しんでいただくためのワークショップである。清水先生による講義や今回のワークショップを通じて、自治基本条例について学んだ後に、議論を行っていく予定である。(事務局)

○市民会議で議論していく中で、自治基本条例は策定すべきではないとなった時には、策定しないということになるのか。

→策定するというのが基本であり、本会議は条例の内容を検討するための会議という位置づけである。しかし、今後、条例の内容等について議論を重ねていった結果として、市民会議の総意として策定すべきではないという結論に至るようなことがあった場合には、策定しないということも可能性としてはあるのではないか。

(事務局)

○まちの憲法ということだが、かなり重要な条例になる。清水先生の考えも資料としてもらっているが、清水先生の考え方が正しいといわけではない。会議の中で清水先生以外の考え方をお持ちの方のお話しも聞くということは考えているのか。

→予定ではあるが、先進的な自治体の皆さんをお迎えしてお話しを聞く機会も設けていきたいと考えている。(事務局)

→今回、次回、次々回とお話をさせていただくが、私の意見をみなさんにお伝えしようという趣旨でお話をするというわけではない。こんな考え方もあるということを示唆させていただいて、あとは皆さんにお考えいただくと考えている。(清水座長)

## 5 全体会議・グループ別会議

### (1) 全体会議

会議資料により憲法、法律、条例、自治基本条例とは何かについて清水座長による講義を行った。

### (2) グループ別会議

自治基本条例について親しむために、A～Dの4グループに分かれ、三鷹市と大和市の自治基本条例の読み比べを行った。今回は、Q1とQ5の質問(会議資料参照)に絞って、各グループごとに解答をまとめ発表を行った。各グループごとの発表内容の概要と清水座長のコメントは以下のとおり。

Q1：三鷹市自治基本条例の目的や目指していることはどんなことですか。

Q5：それぞれの条例が定める「市民の権利」に「〇〇権」や「〇〇する権利」などと名付け、共通する権利、異なる権利を比較してください。同様に、「市民の責務」についても、「〇〇する責務」などと名付け、共通する責務、異なる責務を比較してください。

### ○Aグループ

- ・三鷹市の市民、行政としてめざしていることは前文に記載されている。その目的として第1条で自治基本条例を策定することとされている。
- ・「権利」、「責務」について、どこまで書くのかというのが難しい。細分化していけば、当たり前のことを規定するだけになったりするので、どこで線を引くのが問題。
- ・市民の責務については、三鷹市では第5条、大和市では第10条に記載がある。
- ・三鷹市では納税の義務、事業者の義務など、大和市では「そこまで書かなければいけないのか」という所がある。
- ・大和市には11条に「子ども」という規定があり、面白い。
- ・きれいな言葉だけを並べただけの条例となってしまうのではないかと、市長が変われば条例の内容も変わってしまうのではないかと不安があるという意見もあった。
- ・白河市の独自性を出すという時に、どこまでの内容を書いていけばいいのか。

(清水座長のコメント)

- ・三鷹市の目指していることや制定目的が、前文、第1条に記載されているというのは、その通り。
- ・白河市の独自性をどこまで書いていくのが難しいというのはそのとおり。細かく書けば膨大な文章量になってしまい条例としての体を成さないという状況にもなりかねない。知恵が必要。議論の中でこそ生まれてくるものなので、皆さんの議論に期待したい。
- ・きれいな言葉だけを並べただけになるのではという点に関しては、市民の皆さんに参加していただくことで、ある程度解消していけるのではないかと。そうなるように皆さんに頑張ってもらいたい。
- ・市長が変わったら条例の内容も変わってしまうのではないかとという点に関しては、自治基本条例を最高法規として考えて良いのかということと密接に関係してくるので、次回以降コメントしていければと思う。
- ・市民の権利や責務についてどこまで規定していけばいいのか難しいというのはそのとおり。それは立法した人達の考え方が反映されているということ。子どもに関する規定も教育を重視したいという意図があったのではないかと。こういった点についても、白河ならではのものがあるのかどうか、この会議で議論していただけたと思う。

#### ○Bグループ

- ・前文の「魅力と個性のあふれるまち三鷹をつくること」が三鷹市自治基本条例が目指すことではないか。この条例には「市民のため」という言葉が多用されていることから、「市民のためのまちづくり」が目的なのではないか。

(清水座長のコメント)

- ・前文や第1条に目的や目指していることを書いていくというのが通常の形式であるが、その中でも特にここではないかと追求していただけた。今後白河市の自治基本条例をつくっていく上で、こういった、キーになる言葉は何なのかというのを押さえて各グループで議論していただけたらいいのではないかと。

#### ○Cグループ

- ・三鷹市の市民や行政の責任などを定めているが、このような点は、今後検討を進めていく上で参考となるのではないかと。
- ・三鷹市は18歳以上の者に、大和市では16年以上住んだ者に住民投票の権利を与えるなど、若い人達にまちづくりに興味を持ってもらうための仕組みと整えているという点も参考となるのではないかと。
- ・白河市には歴史、文化などもっとPRできるものがあるので、そういったものを活かしたまちづくりについて考えることが、白河市自治基本条例の足がかりになってくるのではないかと。

(清水座長のコメント)

- ・Cグループの特徴は、目的や前文にとらわれずに色々と議論していただき、白河ということを中心に年頭において議論していただけたこと。
- ・三鷹や大和では若い人への関心が強い、市民と行政がそれぞれ自己責任をもってや

っていくべきというところが参考になるのではということであるが、この辺りについては議論のあるところということもできる。条例や法令の本来の発想は、市民の権利と国や自治体の義務という発想でつくられている。それに対して市民の責任ということを決めることの積極的な意味とマイナス面をどう考えていくのかについても今後考えていっていただければと思う。

- ・私は白河に住んでいる訳ではないが、白河はすごく魅力のあるまちであると感じている。自治基本条例でどういったところが白河市のアイデンティティなのかということを考えていくことも重要である。白河の魅力をアピールするというようなことは自治基本条例に入ってくるようなことではないのかもしれないが、自治基本条例を踏まえて、こんな風にアピールしていこうよというような事がいえるような条例をつくっていただければいいのではないかなと思う。

#### ○Dグループ

- ・1条「市民自治による協働のまちづくりを推進し」が目的。
- ・2・3条の「行政サービスに関する情報を分かりやすく市民に公表するとともに、公平かつ効率的で、質の高い行政サービスの提供を図り、市民満足度の向上に努める」ことも目的なのではないか。

(清水座長のコメント)

- ・情報の共有というのは、要になる話。これまで市民が行政、つまり役所のことを知らなすぎたのではないかという議論が昔からあった。今では役所による情報公開が進んできてはいるが、情報をきちんと共有すること、そこから全てが始まるということも言える。

#### (3) 講評 (清水座長)

同じテーマについて議論しているのに、各グループの中では、それぞれが様々な視点から様々な内容の議論が交わされている。それをお互いが共有することで、新しい発見が生まれる。このことは非常に重要であるので、今後もこのような形で議論を進めていければいいのではないかと考えている。

#### 6 次回の会議等について

次回の会議は7月25日(月)を予定していること、及び宿題として、次回検討する「自治基本条例に期待すること・こんな条例にしたい(したくない)こと・盛り込みたい内容」について考えてきていただくことについて、説明した。

#### 【質疑応答】

○今回の会議資料を見ていると、三鷹や大和市の条例の内容など、ワークショップをする上で事前に読んでおいた方がいいと感じた。資料を事前に送ってもらうことはできるのか。

→ワークショップを行う上で、事前に読んでおいた方がいいものがある場合には、事前に送付するようにする。(事務局)

#### 7 閉会



## 第2回 白河市自治基本条例を考える市民会議 会議録（要旨）

日 時 平成23年7月25日（月）午後7時～9時10分

場 所 市役所本庁舎地下第1・2会議室

参集者 学識経験者委員

清水座長

市民委員

角田委員、金内委員、佐藤委員、鷹栖委員、田中委員、人見委員、増子委員  
石原委員、沼田委員、菟川委員、穂積委員、矢内委員、和知委員

職員委員

泉委員、遠藤委員、川島委員、小松委員、齋藤委員、佐川委員、野崎委員、  
松島委員、渡邊委員

オブザーバー

梅田、佐藤（亮）、橋本、藤原、山田、河合、鷄徳、近藤、佐藤（冴）、渡部  
事務局

圓谷市長公室長

企画政策課 邊見課長補佐、関課長補佐兼係長、藤田副主査、石川主事

### 1 開会

### 2 全体会議

会議資料により前回の復習、自治基本条例の最高法規性、自治の基本原則、各主体の役割について清水座長による講義を行った。主な質疑応答の内容は、以下のとおり。

#### 【質疑応答】

○A市とB市のどちらにも同じ企業の事務所がある場合、どちらの市の条例が適用になるのか。

→A市の事務所にはA市の条例が適用になり、B市の事務所にはB市の条例が適用になる。（清水座長）

○A市とB市にまたがって事務所が建っているような場合は、どちらの市の条例が適用になるのか。

→基本的には所在地の市の条例が適用になるが、環境規制等のようなものは、A市の市域に立地している部分はA市のものが、B市の市域に立地している部分にはB市のものが適用になってくるのではないかと。（清水座長）

→そういうことになると、あまりに細かい規定を入れていくと、企業にとって不都合ということではないか。

→自治基本条例では、こういった点はあまり問題とはならない。自治基本条例は、まちの方向性や基本原則を定めるものなので、あまり細かいところまで規定することは考えなくてもよいのではないかと。（清水座長）

○市民参加については、既に議員の選挙を通じて行っていることなのではないか。

→議会で議決する条例である程度はコントロールできるが、その範囲は限られており、

ある程度行政に裁量が与えられている。このため、間接民主主義だけでは、市民の意見を反映しきれない部分がどうしても出てきてしまう。また、議員の選挙では、例えば、A候補の産業に関する政策はいいが、福祉に関する政策ではB候補の方がいいといったように、政策ごとに支持する議員が異なっているとしても、一人しか投票できないという限界もある。このように、間接民主主義にはある程度の限界があるので、そこを市民参加でカバーするという考え方に自治基本条例は立っていると言えるのではないか。(清水座長)

○国と市の役割について説明があったが、県の役割は何か。

→県は市単独では対応できないものや複数の市町村にまたがる案件を処理する役割を担っており、国は一つの県域では対応できない案件や国内で統一して行うべき案件、外交や防衛のように対外的に対応すべき案件を処理する役割を担っていると言える。(清水座長)

### 3 グループ別会議

検討項目①「自治基本条例に期待すること・こんな条例にしたい(したくない)こと・盛り込みたい内容」について、ワークショップを行った。事務局よりワークショップの進め方及び今回の作業内容について説明した後、各グループごとに検討に入った。今回は、宿題として事前に考えてきた内容をカード(ふせん)に記入し、説明しながら模造紙に貼っていき、似たもの同士でグループ化するという作業を行った。

次回の会議でまとめ及び発表を行う。

### 4 次回の会議等のお知らせ

会議資料にもとづき、次回の会議の日程及び次回の会議までに行う宿題について、事務局より説明した。

また、宿題の参考とするため、今日時点の各グループのワークショップの検討内容を郵送する旨説明した。

### 5 閉会

## 第3回 白河市自治基本条例を考える市民会議 会議録（要旨）

日 時 平成23年8月8日（月）午後7時～9時15分

場 所 市役所本庁舎正庁

参集者 学識経験者委員

清水座長

市民委員

角田委員、金内委員、鷹栖委員、人見委員、石原委員、沼田委員、菟川委員、  
穂積委員、矢内委員、和知委員

職員委員

泉委員、川島委員、小松委員、齋藤委員、松島委員、渡邊委員

オブザーバー

佐藤（亮）、藤原、水間、山田、工藤、鷄徳、近藤、佐藤（冴）、渡部

事務局

企画政策課 戸倉課長、邊見課長補佐、関課長補佐兼係長、藤田副主査、  
石川主事

### 1 開会

○開会に先立ち、以下の2点について、事務局から説明した。

- ①第5回市民会議の日にちについて、平成23年9月12日（月）に変更する。
- ②今回から、新たにオブザーバーとして、福島大学の学生である工藤浩樹さんをお迎えする。

### 2 全体会議

会議資料により、前回の復習、自治基本条例の系譜、基本内容について、清水座長による講義を行った。

### 3 グループ別会議

前回に引き続き検討項目①「自治基本条例に期待すること・こんな条例にしたい（したくない）こと・盛り込みたい内容」について、ワークショップを行った。今回は、各グループでまとめの作業を行い、最後にグループ別の発表を実施し、自治基本条例に関する様々な想いや意見を共有した。

（1）各グループ発表内容

【Aグループ】

○Aグループには、自治基本条例を策定するべきか否かということや、最高規範性をもたせるべきかという2点が根底にあり、その点について検討しきれていないが、自治基本条例を制定するという前提で今回の検討項目について検討した。

○策定するとした場合の大きな概念は、①行政が身近に感じられる条例、②白河市の特異性、③市民が愛着と誇りを持てる条例の3点

○基本条例の理念として、歴史的背景、お年寄りや子どもがまちづくりに参加することの強調、今回の震災を受けた危機管理等について規定すべきではないか。

- 基本条例の監視という意味で、風通しのよい市政を目指す条例とすることや、目指すべきまちづくりについて時代に応じた見直しを柔軟に行う等の点を加えるべきではないか。
- 条例としてこのようなことは絶対に盛り込みたくないという点として、どこにでもある条例にはしたくないということ。
- その他の意見として、「誰が読んでも分かる条例にしたい」、「市民と行政において、有償ボランティアなどによる人材育成を考えていく」など。

#### 【Bグループ】

- 自治基本条例に盛り込むべきものとして①白河市のまちづくりの方向性を示した条例、②市民と行政といったキーワードでまとめたもの、③誰でも分かる条例に大別されると思った。
- ①については、「白河市の歴史・文化」、「子どもからお年寄りまでみんなが幸せになれる」、「安全・安心して暮らせる」、「あたたかみのあるまちづくり」、「中心市街地の活性化だけではなく、地域全体の活性化を図る」など。
- ②については、「市民の意見が市役所に届くような市民主体のまちづくり」、市民主体のまちづくりを実現するための「市民の参加」、市民参加のための「情報公開」の必要性、「市民・行政の義務・責務」など。
  - ・情報公開というのは、難しい話ではなく、広報白河やインターネットなどによる市の情報提供の充実を図るなどして、市民が必要な情報にたどりつけ、その情報をもとにどんな市民参加ができるのかを判断できるための仕組みづくりが必要ということ。
  - ・「市民・行政の義務・責務」に関連して、特に今回の震災を受けて、災害の際の市民や行政の役割分担について規定するといいいのではないかと考えた。
- ③については、せっかく条例をつくっても、難しい言葉ばかりでみんながわからない条例では仕方ないので、つくるからには、みんながわかる・覚えやすい条例にしたいということ。
- その他の個別意見として、「ただきれいな言葉を並べるだけの条例ではなく、具体的な内容の条例にした方がよい」、「議会のありかた」についても定めるべきではないかという意見があった。

#### 【Cグループ】

- 基本条例をつくるにあたり、「郷土白河を誇れる、白河に生まれてよかったと思える」という市民の考え方からスタートしていったらいいのではないかと考えた。
- そういった市民の考え方から、「調和」というグループに記載してある、「自然と共存」、「物質的豊かさと精神的豊かさ等の調和のとれた町」といった目指すべきまちの姿が導き出される。
- 目指すべきまちの具体的な内容として、以下の各グループに整理した。
  - 「自然」
    - ・白河市の自然をまもり共存していく

- ・自然エネルギー、省エネを意識しながら生活できるようにしたい

#### 「歴史」

- ・白河の歴史、文化を維持し次世代に継承していく
- ・歴史のPRを強化する
- ・歴史のまち白河にふさわしい資源保存の意識

#### 「情報公開」

- ・迅速で徹底した情報公開
- ・最高法規としたい

#### 「教育」

- ・子ども達のための条例にしたい
- ・延長保育や預かり保育などの子育て支援の充実

#### 「福祉」

- ・老人福祉に力を入れたい
- ・病院や老人介護施設などへの交通などの支援など

#### 「経済」

- ・東北の玄関口、首都圏への通勤圏内といった二つの顔をもった位置的優位性も条例に生かせるのではないか。

○最後に全体的なまとめとして、以下の点を挙げた。

- ・大多数の市民に理解される条例とする
- ・形だけではなく、本当に市民の人たちの役に立つような条例とする
- ・バランスのとれた条例とする

#### 【Dグループ】

○白河市のまちづくりの理念として、白河市の持つ歴史や文化を打ち出していく必要がある。

○その他の理念として、「理念だけではなく、目的と手段、目標をできるだけ具体的に示したい」、「白河市のいいところだけを理念化するのではなく、白河市の弱みを明記することで、市民への理解を進め弱みを強みに変える」といった意見が出た。

○「防災・安全・安心」として、今回の震災を受け、これまでの防災に関する常識を考え直すべきじゃないかという意見が出た。

○分かりやすい条文とする。条例というと、どうしても分かりにくい行政用語を使ったりして、とっつきにくいものとなることから、誰が読んでも分かりやすい・親しみやすいものとしていきたい。

○「情報公開と市民参加」というグループには、「情報公開と共有」、「開かれた自治体としていきたい」、「パブリックコメントや住民投票制度などをしっかりさせて、市民参加の機会を設けたい」などの意見。

○「議員と議会」については、市民と議会の距離が結構あるのではないかという点に着目し、議員・議会改革に繋がる条文を取り入れたいということが書かれている。

○「権利と義務」については、「市民は主役であっても王様ではない」という考え方から、権利とともに義務についても明確化・文章化したいという想いが込められている。

○「評価」については、「自治基本条例は最高規範だから変えられない」ということでは

なく、時代に合ったよりよいものとするため、常に評価を行い見直す仕組みを持たせるということ。

- 「財政」については、「借金できる上限を条例で規定したい」、「財政の健全性を高めるため、監査の機会を設けたい」といったこと。
- 「政策」については、「安心して老後が暮らせる」、「子育てや教育」、「後期高齢者が多いことから、介護施設をまとめてつくとよいのでは」といった政策的な内容を入れるといいのではないかという意見。

#### 【質疑応答】

- 私は中心市街地活性化基本計画を担当している部署にいます。B班の意見の中で、「中心市街地活性化に偏ることなく、市全体で」という意見があったが、中心市街地活性化基本計画は、中心市街地の活性化を起爆剤として市全体を活性化したいという主旨なので、その点をご理解いただいた上で検討を進めていただきたいと思います。  
→確かに中心市街地の活性化は重要であり必要です。ただ、その一方で「限界集落」と言われるような地域もあるので、中心市街地の活性化と同時に、限界集落等の活性化も進めていただきたいと思いますという主旨です（B班）。

#### (2) 清水座長講評

みなさん、お疲れさまでした。お話を聞いていて、みなさんそれぞれの視点から色々とお考えいただき、白河ならではの条例を考えていきたいという意気込みをすごく感じました。特に、先程質問のあった、中心市街地の活性化と限界集落の問題というのは、白河市のような立場の市ならではの問題であると思います。例えば、これまで取り上げてきた大和市や三鷹市という所は、東京のベッタウンということで、過疎や中心市街地の空洞化ということは、白河のような形では問題にはなっていないと思います。そういう意味では、白河市の独自性ということから考えれば、こういったことを自治基本条例にどうにかして書き込んでいくということを検討していただければいいのではないかと思います。

また、どのグループも、「子ども」や「高齢者」の問題を取り上げていたと思います。確かに日本全体で少子高齢化が進んでいる部分ではありますが、福島県というのは、特に少子高齢化が進んでいるということもあるので、こういった点も独自性になり得るのではないのでしょうか。

また、今回の大震災を受けて、「防災」というところにみなさん関心がおありだと思いますが、これについても、実際に津波被害にあったところは、市町村の機能自体がマヒしてしまっているようなところもあります。そういう意味では、「防災」というのは、まちづくりの基盤になるんだと言うことができるのではないかと考えています。今まで自治基本条例で防災について詳しく取り上げているというところはあまり無いと理解していますので、条文に取り込むということを考えてよいと思いますし、独自性にも繋がってくるのではないかと思います。

これまで、市民と行政との関係で、市民主体、市民参加、情報公開、協働といったお話を私の方からさせていただきました。これらはもちろん重要な要素となってきますが、

是非、「白河ならではの」ということで、今、私がお話ししたようなことについても、これからの議論の中で考えていっていただけるとよいのではないかと思います。簡単ではございますが、私からの講評としたいと思います。

#### 4 次回の会議等のお知らせ

会議資料にもとづき、次回の会議の日程及び次回の会議までに行う宿題について、事務局より説明した。

#### 5 閉会

## 第4回 白河市自治基本条例を考える市民会議 会議録（要旨）

日 時 平成23年8月22日（月）午後7時～9時

場 所 市役所本庁舎地下第1・2会議室

参集者 学識経験者委員

清水座長

市民委員

角田委員、金内委員、鷹栖委員、田中委員、人見委員、石原委員、沼田委員、  
菟川委員、穂積委員、矢内委員、和知委員

職員委員

我妻委員、遠藤委員、佐川委員、野崎委員、松島委員、渡邊委員

オブザーバー

梅田、佐藤（亮）、橋本、水間、山田、河合、鷄徳、佐藤（冴）、渡部

事務局

圓谷市長公室長

企画政策課 戸倉課長、邊見課長補佐、関課長補佐兼係長、藤田副主査、  
石川主事

### 1 開会

### 2 全体会議

これまでの会議の活動について簡単に振り返った後、委員から個別に寄せられた意見や質問に対する市の考え方を説明した。

その後、検討項目①「自治基本条例に期待すること・こんな条例にしたい（したくない）こと・盛り込みたい内容」に関する各グループの検討結果を事務局が整理した「総まとめ」について、会議資料により事務局から説明を行い、質疑応答を行った。

委員から「総まとめ」に関する意見等は出なかったため、修正すべき点があれば、次回の会議までに、個別に事務局まで報告することとした。

#### 【質疑応答】

○「皆さんからいただいたご意見等に関する市の考え方について」に記載されている意見や質問は、全てこの会議の委員から出た意見ということでよいのか？

→全て、この会議の委員の皆さまからいただいたご意見・ご質問です。（事務局）

### 3 グループ別会議

今回から、検討項目②「市民参画と協働によるまちづくりに必要なこと～市民と行政のキャッチボールを実現するために～」の検討に入った。今回は、その導入として、「市民と行政とのつながり（参画、連携・協力）の場面や現状」について、グループごとにワークショップ形式で意見交換を行った。

ワークショップの進め方について、会議資料により事務局から説明した後、グループごとに、宿題として事前に考えてきた内容を記入したカード（ふせん）を、説明を加えなが



ら模造紙に貼っていき、グループ化してまとめる作業を行った（清水座長は、アドバイザーとして各グループのワークショップに参加した。）。

次回の会議では、「市民と行政とのつながりの場面や現状」における「課題・問題点及びその解決方法・仕組み」についてグループごとに意見交換を行う。

#### 4 次回の会議等のお知らせ

次回の会議の日程及び次回の会議までに行う宿題について、会議資料により事務局から説明した。

#### 5 閉会

## 第5回 白河市自治基本条例を考える市民会議 会議録（要旨）

日 時 平成23年9月12日（月）午後7時～9時

場 所 市役所本庁舎地下第1・2会議室

参集者 学識経験者委員

清水座長

市民委員

角田委員、金内委員、鷹栖委員、田中委員、人見委員、鈴木委員、沼田委員、  
菟川委員、穂積委員、矢内委員、和知委員

職員委員

我妻委員、泉委員、川島委員、小松委員、齋藤委員、佐川委員、野崎委員、  
松島委員

オブザーバー

佐藤（亮）、橋本、水間、山田、河合、工藤、鶏徳、渡部

事務局

企画政策課 戸倉課長、邊見課長補佐、関課長補佐兼係長、藤田副主査、  
石川主事

### 1 開会

### 2 グループ別会議

前回に引き続き、検討項目②「市民参画と協働によるまちづくりに必要なこと～市民と行政のキャッチボールを実現するために～」に関する検討を行った。今回は、「市民と行政とのつながり（参画、連携・協力）の場面や現状」における問題点・課題及びその解決方法・仕組みについて、グループごとにワークショップ形式で意見交換を行った。

次回の会議では、検討項目②のまとめ及び各グループの発表を行う予定。

### 3 次回の会議等のお知らせ

次回の会議の日程及び次回の会議までに行う宿題について、会議資料により事務局から説明した。

### 4 閉会

## 第6回 白河市自治基本条例を考える市民会議 会議録（要旨）

日 時 平成23年9月20日（火）午後7時～9時

場 所 市役所本庁舎地下第1・2会議室

参集者 学識経験者委員

清水座長

市民委員

角田委員、金内委員、鷹栖委員、人見委員、石原委員、沼田委員、菟川委員、  
穂積委員、矢内委員、和知委員

職員委員

我妻委員、泉委員、川島委員、小松委員、佐川委員、松島委員、渡邊委員

オブザーバー

梅田、山田、鶏徳、佐藤（冴）、渡部

事務局

企画政策課 邊見課長補佐、関課長補佐兼係長、藤田副主査、石川主事

### 1 開会

### 2 グループ別会議

前回に引き続き、検討項目②「市民参画と協働によるまちづくりに必要なこと～市民と行政のキャッチボールを実現するために～」に関する検討を行った。今回は、「市民と行政とのつながり（参画、連携・協力）の場面や現状」における問題点・課題の解決方法・仕組みの検討と検討項目②全体のまとめを、グループごとにワークショップ形式で行った。

当初は発表まで行う予定だったが、まとめまで終わらないグループがあったため、次回の会議の前半でまとめと発表を行うこととした。

次回の会議の後半から、検討項目③「白河市のまちづくりの主体とその役割・責務～まちづくりの主人公とは～？」の検討に入る予定。

### 3 次回の会議等のお知らせ

次回の会議の日程及び次回の会議までに行う宿題について、会議資料により事務局から説明した。

### 4 閉会

## 第7回 白河市自治基本条例を考える市民会議 会議録（要旨）

日 時 平成23年10月3日（火）午後7時～9時10分

場 所 市役所本庁舎正庁

参集者 学識経験者委員

清水座長

市民委員

角田委員、金内委員、鷹栖委員、人見委員、石原委員、沼田委員、菟川委員、  
穂積委員、和知委員

職員委員

我妻委員、泉委員、遠藤委員、川島委員、齋藤委員、佐川委員、野崎委員、  
松島委員、渡邊委員

オブザーバー

梅田、佐藤（亮）、橋本、藤原、水間、山田、河合、工藤、鷄徳、佐藤（冴）、  
渡部

事務局

企画政策課 邊見課長補佐、関課長補佐兼係長、藤田副主査、石川主事

### 1 開会

### 2 グループ別会議（前半）

検討項目②「市民参画と協働によるまちづくりに必要なこと～市民と行政のキャッチボールを実現するために～」のまとめ及び各グループの発表を行い、市民参画と協働によるまちづくりに必要なこととは何なのかについて、様々な意見や考えを共有した。

#### （1）各グループ発表概要

##### 【Dグループ】

- 参画する人、強制参加（参画には自主的な参加も含まれると考えられるため、強制参加とした）、参画できない人、参画しない人の4つのパターンからどういった解決策があるのかを探るようにした。
- 基本的には、真ん中に近いほうに現状、問題点・課題があり、その外側に、それぞれの問題点・課題に対する解決策を示すという形でまとめている。
- 参画する人は、既に参画して行動に移しているのだからそれほど問題はないのではないかと思うが、「積極的に参加する人だけの意見で進めないようにバランス感覚も必要なのではないか」、「参加した理由を分析して、より多くの人に参加に繋げていく責務が行政にあるのではないか」の2点が問題点として考えられる。
- 強制参加している人については、行政に携わる者としては、こういった人達が支えているという部分もあるのではないかと感じる。問題点としては、できれば参加したくないという人も中にはいるのではないかとという点が挙げられた。これに対しては、「子どもを対象とした体験型のイベントを通して、行政への関わり方への意識付けをする、小さい頃から行政を身近に感じていただく」、「地域への愛着、連帯感、歴史伝統への

関心を高め、意識づけをする」、「参加した証が必ず残るようにする、答えを出して必ず参加した人に伝える」といったことが解決策となるのではないか。

- 参画できない人について、どうして参画できないのかということを見ると、まず、団体に入りにくいということがある。これに対する解決策としては、団体に入りたいという人向けに積極的に情報提供ということが考えられるが、その一方、個人でも参画しやすい受け皿を企画するというのも1つの解決策になるのではないか。次に、時間がなくて会への参加ができないという人への解決策としては、「集まりやすい時間設定をする(夜間の開催など)」、「インターネットなどにより参加をできるようにする」、「託児所やデイサービスなどを整備して参加しやすい環境を整える」などが考えられる。「あまり大げさなことはしたくない、わざわざ出て行ってまでしたくないが自分の意見を言いたい」という人に対しては、「ツイッターなどで意見を言える環境を整える」といった解決策が考えられる。また、「行政による情報提供が不足している」という現状・課題に対しては、「市民参加の仕方を提示して市民が選択できるようにする、自分の得意分野を活かせるように選択するメニューを提示する」、といったことが解決策となるのではないか。
- 一番重いのが参画しない人である。参画について面倒である、興味がないと感じている人については、市民としての意識が低いということが背景にあるのではないか。その解決策としては、「子どもを対象とした体験型のイベントを通して、行政への関わり方への意識付けをする」、「地域への愛着、連帯感、歴史伝統への関心を高め、意識づけをする」、「参画できる雰囲気づくりをする」、「参加した証が必ず残るようにする」、「ボランティアへの参加など、身近で自分の出来るところから参加していただく、入口を低くする」などが考えられるのではないか。
- 今回の分類を左右に分けると、左側のグループ(参画する人、強制参加)は参画できている人、右側のグループ(参画できない人、参画しない人)は参画できていない人となる。比較すると、参画できていない人の課題が非常に多いということになる。また、例えば、強制参加の方は、何か要因が発生すると、右側の参画しない人に移ってしまうといったこともでてくるのではないかという意見もあった。
- 今回の分類を上下に分けると、上のグループ(参画する人、参画できない人)は参画への意欲がある人、下のグループ(強制参加、参画しない人)は参画に消極的な人となる。上のグループの人へのキーワードとしては、「情報提供」、「環境整備」、「雰囲気づくり」といったことが挙げられる。下のグループについては、「教育、小さい頃からの教育により意識を高める」、「意識付け」といったことがキーワードとして挙げられる。
- 参画しない人や強制参加のところで解決策として提示した「子どもを対象とした体験型のイベントを通して、行政への関わり方への意識付けをする」ことの実例として、子どもたちが作成した遊び場を紹介する冊子(四日市市「遊びばこ」)について紹介。

#### 【Cグループ】

- 現状と課題に多くの時間を割いてしまい、結論までまとめきれなかったので、現状と課題について議論してきた過程に重点を置いて説明をする。
- 現状について、市民一斉清掃や町内会活動などの「地域のつながりの参画(地域に住

んでいることで自然と行政に参画している)」、電話で直接伝える、直接窓口伝えるなどの「直接的な行政への参画」、選挙などの「間接的な行政の参画」、行政や市民が主体的に開くイベントへの参加などの「主催する参画」の4つに分類した。

- 課題・問題点については、現状をどう捉えているかということについて市民の間に格差があり、一様に現状から問題点を抽出することができなかった。
- 課題をまとめる際、行政への課題と市民への課題とに分けた。結果として行政への課題が多かった。
- 市民への課題として、「住民の積極的な参加が見込めない」、「代表者が住民の意見をまとめられない」、「一部の声大きい人の意見や思いが伝わりやすくなっている」などが挙げられた。その解決策としては、「時間と場所を配慮する」、「環境整備」、「行政もフォローする」といったことが考えられる。
- 行政への課題とその解決策としては以下のようなことが考えられる。
  - ・「市民ニーズが把握できない」、「市民と行政の横の連携がとれていない」といった課題に対しては、ピンポイント会議の開催などが解決策として考えられる。
  - ・「市民が出した意見の説明責任が果たされていない」という課題に対しては、「決定過程の公開」などが解決策として考えられる。
  - ・「行政の都合で担当者が変わってしまい連携がうまくいかなくなる」といった課題に対しては、抽象的ではあるが、「行政としての責任意識を持つ」ことが解決策として考えられる。
  - ・「自分の意見を市に伝えたくてもどこに伝えればいいのかがよく分からない」という課題に対しては、「専用の窓口をつくる」ことが解決策として考えられる。
  - ・「一部の方にしか情報が伝わらない」、「伝達方法に問題がある」といった課題に対しては、「人が自由に出入りする場所での情報公開」がといったことが解決策として考えられる。
- お互いの認識の違いによっても参画の捉え方が違うので、市民も行政もお互いの認識を認めた上で、どのような参画の方法があるのか協議していくことが大事である。

#### 【Bグループ】

- 「市に意見を伝えようとしても、どこにどのような意見を伝えると良いのかがよく分からない」、「アパートへ入居していると、広報誌なども届かず、情報が入らず困ってしまった」という現状・課題への対応として、「電話、窓口等での住民の方々の質問・意見を担当部署へ伝える（行政の対応）」、「ネット・投書などで市に意見する（住民側の対応）」、「窓口の方に意見や質問をする（住民側の対応）」が考えられる。その対応に関する問題点として、「一個人の意見としては反映できない」、「市民の総意であるか判断するのが困難」、「個人の問題なのに行政へ対応を求めている」、「財源の裏付け」などがあり、その解決策として、「広報誌を新聞折り込みに入れる」、「コンビニや病院などに広報誌を置く」、「HPの利用」、「手引き書の作成」など、情報を伝達していこうという対応策があがった。しかし、更にその解決策の問題点として、「意見といっても様々なケースがあるので、それに全て対応できる手引き書の作成は困難ではないか」という意見があった。
- 地域活動・市政への参加の仕方がわからない」という現状・課題への対応として、「催

し物への参加」、「現行制度の活用」といったことがある。その対応に関する問題点として、参加者がいないことが考えられる。その解決策として、「伝統的な行事を広くPRすることで募金も集まる」、「地域の交流を深める」といったことが挙げられる。しかし、更にその問題点として、広くPRするには、広報費がかかってしまうということが挙げられた。

- 「市と連携・協力している活動として、奉仕作業・スポーツ行事・学校行事などの行事への参加について市と連携・協力している、自治会活動を通して市と連携・協力しているといった意見があり、その問題点として、市民の意識改善の必要があるということが挙げられる。このため、参加、連携・協力していく中で、市民が積極的に参加していこうという意識にならなければいけない。そのための方策として、「アパート入居者などにも声をかけ、地域一丸となって活動する」、「交流のきっかけをつくる、参加を促す」といったことが考えられる。

#### 【Aグループ】

- 市民側の現状と問題及び行政側の現状と問題に分けて考えた。
- 市民側の現状として、大きく4つある。1つ目は、「行政からの情報の発信の仕方の問題がある」ということで、それに対して、「行政が分かりやすく情報を発信しなければならない」という課題がある。2つ目は、「伝えたことがあってもどうやって伝えればいいのか分からない」といった「市民からの情報の受信に関する問題」があり、それに対して、「市民の要望を伝えるにはどうしたらよいか」という課題がある。3つ目として、「市民の市政に対する関心の低下」、4つ目として、「町内会に入っていないと要望しにくい、要望しても行政側の対応に時間がかかるといった参画に関する問題」があり、これらの課題として、「市民が参加しやすい環境を行政側がどう整えていくのか」、「決定するまでのプロセスをどう効率化するか」といったことが挙げられる。
- 行政側の現状も4つある。1つ目は、「官・民の意識に差がある」という問題があり、その課題として、「意識の差をどのようにしてうめるのか」、「市役所に関係していない人の思いや意見にも目を向ける必要がある」といったことがある。2つ目は、「要望があり協力したくても予算がなくてできない」といった予算に関する問題があり、それに対して、「予算の取り方をなんとかする」といった課題がある。3つ目は、民間のイベントに市の職員があまり参加していないという問題があり、それに対して、職員の参加率の向上といった課題が考えられる。4つ目として、「公平・公正さを求めるといきづまる」、「担当課が複数にまたがるときに、うまく協力できない」といった組織的な問題・現状があり、それに対して、ヨコの連携をまく機能させるという課題がある。
- 白河市として、市民と行政のキャッチボールを実現するために一番簡単にできそうで、市民側の課題と行政側の課題に共通する解決策として多くでたのが、情報の交換に関するもの。情報公開の体系化や魅力ある情報公開など、緑枠で囲まれた部分。
- 市民側の課題として挙げた「市民が参画しやすい環境をどう整えていくのか」、「決定するまでのプロセスをどう効率化するか」といった課題の解決策としては、「みんなが集まりやすい場所で開催する」、「計画等の実施、反省には市民も参加する」といったことが考えられる。
- 行政側の課題として挙げた、「行政のヨコの連携を機能させる」という課題の解決策と

しては、「お昼を一緒に食べるなど、各課交流の場を設ける」といったことが考えられる。

(2) 質疑応答

質問は特に出なかった。

(3) 清水座長講評

みなさん、お疲れさまでした。D、C、B、Aの各グループとも、それぞれ特徴のある発表をしていただけたのではないかと思います。

Dグループについては、参画の主体がどういう人かということに着目した分類をしたというところが特徴的だったと思います。参画する上での問題点、例えば、参画する人のところでは、「参加する人だけの意見が強くなる」など、色々と挙げていただきました。そういう意味では、参画する上で、公平性という問題点があるだろうということ、参画しない人、参画しなければいけないけどしない人という人に対し、参画のインセンティブを与えるということが1つのポイントであるということも指摘していただきました。その一方、参画できない人に対しては、環境整備や情報の提供の充実などがポイントとして挙げられました。総じて、4つの分類に応じたポイントがうまくまとまっていたのではないのでしょうか。ただ、1つ気になったのは、参画しない人の中で、「参画したくない人」をどう位置づけるのか、強制的に参画させることはできないし、かといって、全く何もしないということでもいいのか、このあたりがもう少し詰められていればよかったのかなと思います。

次に、Cグループですが、現状の話と課題・問題点の話を分けて話していただきました。現状に関する話の中で、「市民参加する際の参加のレベル」について、グループの中で意見の違いがあったという風に感じました。市民参加をどこまで行政が受け入れるか、行政があらかじめどこまで市民に対して選択肢を提供するのかといったことについては、個別の問題に応じて、そのレベルというのも様々あるだろうと考えることができると思います。もちろん、最低限ここまでは行政がやるべきということはあるべきですが、その上でどのレベルの参加が認められるのかということについては、考える余地があるのではないかと感じました。ただ、条例案を検討する上では、問題のレベルに応じてどこまで市民参加を認めるのかということよりも、市民参加を進めるためにはどういった方法論があるのかといったことが重要になります。その意味では、現状と課題・問題点の話を分けたことは、結果的によかったのではないかと思います。課題に対する解決策については、Dグループと同じような解決策も出ていたと思いますが、Cグループの特徴は、市民の側の課題と行政の側の課題を区別していた所にあると感じました。この点は、他のグループにとっても斬新だったのではないのでしょうか。また、行政側の説明責任、情報をより透明化していかなければならない、行政の側で窓口を一本化しなければいけないといった提案は特徴的な意見だったのではないのでしょうか。

次に、Bグループについては、より具体的な事案に即して考えているという点、特に、市民参加が一定レベルまで進んだ場合にさらに出てくる問題点について、更にその解決策を具体的な事案から考えていただいたという点が斬新であったと感じました。財政措置をどう確保するのかといったお金の問題、どういった人達の意見を受け入れるべきなのか、どれぐらいの数の人達の意見があれば受け入れるべきなのかといった、市民・意見の多様性に対する行政の対応をどうすべきなのかといった点に関心があるのかなと感じ



しました。しかしこれはかなりセンシティブな問題ですので、結論が出なかったのではないのでしょうか。

最後にAグループですが、問題の現状を考える段階から、市民と行政とに分けて考えた点が非常に特徴的だったと思います。図の真ん中に大きく枠で囲まれています。情報の共有が特に重要なんだということを強調されていたのではないかと感じました。特に市民参加や行政と市民とが協働していく上では、市民と行政とがお互いに持っている情報を共有することが極めて重要になります。また、役所の中の連携についてより重く考えていた点が非常に面白かったと思います。役所の中での交流・連携を深めるにはどうしたらいいのかということも1つの論点となるということを取り上げていただきました。

各グループ全てに共通しているのは、情報の共有をどのように進めていくのか、その情報自体をどのように充実させていくのか、情報に触れる機会をどれだけ充実させていくのかということにポイントが置かれていたということです。また、市民参画の先には、市民と行政とが役割分担をして協力していくという「協働」があります。各グループとも「市民と行政との協働」という言葉にはあまり触れてはいなかったようですが、その前提となる交流という場面を頭に置いた議論が、みなさんの市民参画の議論の中に入ってきていたのではないかと思います。

以上で私からの講評としたいと思います。

### 3 グループ別会議（後半）

検討項目③白河市のまちづくりの主体とその役割・責務～まちづくりの主体とは？～の検討から、グループ替えを行った。本来であれば、「白河市のまちづくりの主体」に関する検討に入る予定であった。しかし発表の終了が予定時間をオーバーしたため、今回は、新しいグループで自己紹介と役割分担を決め、時間に余裕があるグループのみ検討に入ることにした。次回の会議では、「白河市のまちづくりの主体」及びその「役割や責務など」について検討する。

### 4 次回の会議等のお知らせ

次回の会議の日程及び次回の会議までに行う宿題について、会議資料により事務局から説明した。

### 5 閉会

## 第8回 白河市自治基本条例を考える市民会議 会議録（要旨）

日 時 平成23年10月17日（月）午後7時～9時10分

場 所 市役所本庁舎正庁

参集者 学識経験者委員

清水座長

市民委員

角田委員、鷹栖委員、田中委員、人見委員、石原委員、萩川委員、穂積委員、  
矢内委員、和知委員

職員委員

我妻委員、遠藤委員、川島委員、齋藤委員、佐川委員、松島委員、渡邊委員  
オブザーバー

梅田、佐藤（亮）、橋本、山田、河合、工藤、鷄徳、近藤、佐藤（冴）、渡部  
事務局

企画政策課 戸倉課長、邊見課長補佐、関課長補佐兼係長、藤田副主査、  
石川主事

### 1 開会

### 2 全体会議

#### （1）事務局説明概要

これまで検討してきました、検討項目②「参画と協働によるまちづくりに必要なこと」について、各グループの検討内容を踏まえ、事務局で、総まとめを作成いたしました。

まずA4横の資料について簡単にご説明いたします。この資料は、各グループの検討結果についてまとめたものです。とりまとめは、土の方針に則り行いました。

- ① 大きく、「市民意見」、「市民参画」、「協働」の3つのカテゴリーに分け、左側に課題・問題点、その右側にその解決策・仕組みという形で整理しています。基本的には、各グループのまとめの中から、課題・問題点及び解決策・仕組みについて抜き出していますが、グループの整理の中で「現状」と整理されていても、課題・問題点として読めるもの課題・問題点として抽出していますし、課題・問題点として整理されているものでも解決策として読めるものは解決策として整理しています。
- ② 各グループとも、それぞれ特徴的なまとめ方をさせていただきましたので、事務局でそれらを一つにとりまとめる際、課題と解決策の組み合わせがグループのまとめと異なっている部分もあります。
- ③ 市民参画は「市民自身が政策の立案・実施・検証・改善へ参加すること」、協働は「様々な主体が連携・協力して問題解決に向けて取り組むこと」と定義して、整理を行いました。このため、グループのまとめの中では「市民参画」に関するものと整理されていても、総まとめでは「協働」に関するものと整理されているものもあります。また、「市民参画」と「協働」のどちらにも当てはまると思われるものについては、両方に記載しております。

④ グループのまとめの中で、課題・問題点のみで解決策がまとめられていないものについても、課題のみとして記載をしております。

また、各グループの検討結果のまとめをもとに、検討項目②の総まとめとして、皆さんのご意見を文章でまとめたものが、A4縦の資料です。

大きく、「市民の声をよりまちづくりに反映していくためには」、「市民参画をより推進するためには」、「市民等と行政との協働をより推進するためには」の3つに分けて、解決策を示しております。

まず、「市民の声をよりまちづくりに反映していくための方策」については、「市民の声を反映する制度やその実施に関する情報提供を、行政が様々な場所・機会を活用し、幅広く行っていく」、「情報提供の仕方についても分かりやすく魅力あるものとしていく」といった形でまとめております。

次に、「市民参画をより推進するための方策」としては、「若者から高齢者まで様々な方々が参画できるよう、集まりやすい時間・場所で開催する、多様な参画方法を整備するなどの環境整備」、「市民自身が市民参画に対する意識や関心を高める」、「子ども向けの体験型イベントなどを通して行政へ参画することを意識づけるなど、市民参画によるまちづくりを担う人材の教育・育成」といった形でまとめております。

最後に、「市民等と行政との協働をより推進するための方策」として、「まちづくりに関わる各主体の役割分担を明確化し、共有化する」、「各主体間の交流を深め、連携・協力体制を構築する」、「行政による支援」といった形でまとめております。

この総まとめの資料につきまして、ご意見、修正すべき点などございましたら、ご指摘いただければと思います。

## (2) 質疑応答

特に意見などは出なかったため、後日、意見や修正すべき点が見つかった場合には、次回の会議の前までに事務局に連絡することとなった。

## 3 グループ別会議（前半・後半）

前回に引き続き、「白河市のまちづくりの主体とその役割・責務～まちづくりの主人公とは？～」に関する検討を行った。今回は、白河市のまちづくりの主体（担い手）としては、どのような人・団体等が考えられるのか、そして各主体の役割とは何なのかについて、グループごとにワークショップ形式で検討を行った。

次回の会議では検討項目③のまとめ及び発表を行う予定。

## 4 次回の会議等のお知らせ

次回の会議の日程及び次回の会議までに行う宿題について、会議資料により事務局から説明した。その中で、会議資料には記載していないが、「住民投票」の取り扱いに関して、次回、事務局から提案・説明を行う旨、連絡した。

## 5 閉会

## 第9回 白河市自治基本条例を考える市民会議 会議録（要旨）

日 時 平成23年11月7日（月）午後7時～9時10分

場 所 市役所本庁舎正庁

参集者 学識経験者委員

清水座長

市民委員

角田委員、金内委員、鷹栖委員、人見委員、沼田委員、萩川委員、穂積委員、  
矢内委員、和知委員

職員委員

我妻委員、遠藤委員、小松委員、佐川委員、野崎委員、松島委員、渡邊委員

オブザーバー

藤原、水間、山田、河合、工藤、鷄徳、近藤、佐藤（冴）、渡部

事務局

企画政策課 戸倉課長、邊見課長補佐、関課長補佐兼係長、藤田副主査、  
石川主事

### 1 開会

### 2 グループ別会議

これまで検討してきた、検討項目③白河市のまちづくりの主体とその役割・責務について、各グループのまとめと検討内容の発表を行った。

#### （1）各グループ発表概要

##### 【Aグループ】

- 白河市のまちづくりの主体となる団体を一通り挙げて、それぞれの団体が持っている役割を考えた。
- 「他の自治体との関わりのある団体」としては、ふるさと回帰支援センターや国際交流協会、「文化・歴史の保存・継承をする団体」としては、ちょうちん祭りの保存会、「景観や自然環境の保全を推進する団体」としては、白河の関地域保全隊やびゃっこい保存会、「市民活動の団体」としては、まず主体となる市民がいて、市民活動支援会や市民活動サークル、地域コミュニティの核となる自治会、市民を支援するNPO法人など、「産業・経済関係の団体」としては、JAや商工会議所、観光協会などの団体がある。以上の5つのグループがまちづくりの主体となって活動する団体である。
- 主体となるグループをサポートするのが、（図の）下にいる、「福祉」、「教育」、「安全」のグループである。「福祉」としては、社会福祉協議会や医師会、「教育（学校教育ではなく、地域で行う教育支援という意味）」としては、地域子育て支援センターや子供会、「安全を守ってくれる団体」としては消防団などがある。
- 「行財政」としては、行政は「公平・公正」という使命があり、役割としては、ある特定の目的をもって、様々な団体などと「きょうどう」していくということがある。「きょうどう」といっても、目的に向かって一緒に汗を流したり、考えたりと様々な

形があるので、「共働」、「共同」、「協働」という3つの「きょうどう」の文字を使っている。

- 行財政のチェック機関としては、審議会、オンブズマン、税理士や弁護士などの専門家がいます。さらに市民のみなさんがより議会の傍聴に足を運ぶようにという意味で、傍聴に行きやすくするようなサポート団体があればいいのではないかという意見があった。
- このような様々なグループに属する団体がまちづくりに関わっているが、それぞれの団体が公序良俗に反しないよう、それぞれの役割を果たしていけばいいのではないか。

#### 【Bグループ】

- 主体として一番大きいのは市民。その中でも、「市民団体」、「企業」、「白河市に関わりのある人」の3つのグループに分けられる。
- 「市民団体」としては、町内会、自治会、消防団、PTAなどが、「企業」としては、「商工会」や「観光資源（白河市で言えば、白河ラーメンのお店）」、「商工会議所」、「農協」などが入る。また「白河市に関わりのある人」としては、「白河市から転出した人で参画を希望する人」、「白河市内の企業等で働いている個人」などは、まちづくりの主体として考えてもいいのではないかという結論に達した。
- 各グループの下にそれぞれの役割や責務を記載している。
- 「市民活動団体」の役割としては、「地区住民の意見集約」、「地域の問題解決」、「町内会への協力」、「情熱をもって活動し、周りを巻き込むような人材の育成」、「まちづくりに参画するよう努力すること」などが挙げられた。
- 「企業」の役割としては、「行政や市のために活動している団体等との連携を深めるよう努力すること」、「意見集約と問題解決」、「環境保全や文化の推進に努める」、「地域に愛される企業になる」などが挙げられた。
- 「白河市に関わりのある人」の役割としては、「白河を好きでいること」、「積極的にイベントに参加すること」などが挙げられた。
- 「行政」の役割としては、「まちづくりの主体となる者」のサポート役として、ネットワークづくりのきっかけ、まちづくりの担い手の育成などが挙げられた。
- 市民を核とする、「市民団体」、「企業」、「白河市に関わりのある人」の各グループに共通する目標として、未来の担い手である子どもに対して、将来の白河市を考える上での何かしらいい影響を与えるということもあるのではないか。

#### 【Cグループ】

- まちづくりの主体について、「市民」、「自治会」、「NPO」、「産業関係団体」、「企業」、「市議会」、「行政」の7つに分けた。
- それぞれの主体の役割などについては、「責務」は「各主体が個となって行うこと」、「役割」は「その主体が外部に向けて行うこと」という定義で分けて考えた。
- 市民の責務としては、「元気に生きる」、「迷惑にならない範囲で好きなことを行うこと」、「納税すること」など、市民の役割としては、「行政へ要望を伝えること」、「市政へ参加すること」、「議会の運営を見守ること」などが挙げられた。
- 自治会の責務としては、「住民自治の保全」、「地域コミュニティの支援強化」、「環境の

保全」など、自治体の役割としては、「隣接する自治会との連携など地域社会のつながりをつくること」、「住民の意見を行政に伝えること」などが挙げられた。

○NPOの責務としては、「当初の事業目的の遂行」、NPOの役割としては、「市民や民間企業と行政との調整」などがあるのではないか。

○産業関係団体の責務としては、「商工業の育成」、「規制緩和などの要求」など、産業関係団体の役割としては、「イベントの開催」、「官民学の関係強化」などが挙げられた。

○企業の責務としては、「営利を求めること」、「納税すること」など、企業の役割としては、「業務の結果としての地域経済の発展」、「地域の文化や芸術の振興」などが挙げられた。

○市議会の責務としては、「事案の議決」、「市政の監視・牽制」、「市政の把握に努めること」など、市議会の役割としては、「情報の開示」などが挙げられた。

○行政の責務としては、「政策の立案や事業の実施」、「地域福祉の向上」、「みんなが喜びそうな制度やサービスを考えること」、「魅力的な情報開示」など、行政の役割としては、「説明責任」、「イベントへの参加」などが挙げられた。

#### 【Dグループ】

○まちづくりの主体としては、各グループから意見が出ていたが、「まちづくりの主人公」となると、十分に煮詰まった結論を出すことができなかった。各メンバーの人生経験の違いなどから、主体としてどこまで認めるのかというところが非常に問題となった。

○グループとしてまとまったところとしては、主体のコアとして、円の中心に入っている、「日本国籍を有する20歳以上の成人市民」が考えられるのではないかとということ。

○外国人や子どもも主体として考えられるのかという議論もあったが、現実の問題として、外国人の参政権は法制化されていないことや、「まちづくりの主人公」と考えた時に、外国人や子どもの意見を聞くことは必要であっても決定権者とするのはどうなのだろうかというところなどから、様々な意見が出たため、まとまりきらなかった。ただ、まとめることはできなかったが、様々な視点から議論をすることができたことは、大きな収穫だったのではないかと。

#### (2) 清水座長による講評

みなさん、お疲れさまでした。一通り発表を聞かせていただいて、まず、グループごとに考え方にそれぞれ特徴があるなと感じました。それぞれのグループの特徴的な考え方、こういったところをより活かしていけばいいのではないかとこの点を指摘させていただきたいと思います。

まず、Aグループですが、最初にまちづくりに関わる団体にはどのような団体があるのかということから議論を始めたということですが、団体がまちづくりを推進しているんだというようなイメージを持って整理していただいたということだと思います。団体の中でも、まちづくりの主体となる団体とそれをサポートする団体とに分けて整理していましたが、この点はすごくいい着眼点であり、Aグループの特徴だったのではないかと思います。

次にBグループですが、市民という言葉をもとにどのように受け止めるのかということで、「市民団体」、「企業」、「白河市に関わりのある人」の3つに分けて整理してました。

これが一つの特徴と言えます。その3つのグループごとに、どこがコアになるのかといったところはもう少し詰めることができればよかったのではないかと思います。あくまで、市民が主役となってまちづくりを進め、行政はそのサポート役であるという視点は、いい着眼点だったと言えるのではないのでしょうか。また、発表の最後に、将来世代のことを考えるということがそれぞれのまちづくりの主体の役割を考える上で大事であるということを強調されていましたが、これは自治基本条例の根本に立ち返って考えてみると、これからの白河市のあり方というものを考える際の基本となる自治基本条例を考えていく上で、この視点は非常に重要であると思います。

次に、Cグループですが、一番オーソドックスなまとめ方をしていただいたのではないかと思います。市民、自治会、NPO、産業関係団体、企業、市議会、行政という7つのグループに分けて責務や役割をまとめたということで、他のグループとの関係で議論を整理する上での、一つの基盤を提示していただきました。また、各主体が個となっていく「責務」と各主体が対外的に行う「役割」とに分けて検討していましたが、極めて意味のある分け方だったのではないかと思います。

最後にDグループですが、まちづくりの主体となるコアの部分とその周辺となる部分とをどう考えるのかというところで、かなり議論したということでした。どこまでをまちづくりに主体的に関わるメンバーとして認めるべきなのかというところは、大きな論点となるところですので、その点についてじっくり考えていただいたということは、意味のあることだったのではないのでしょうか。また、子どもをどのように扱うのかということも論点として提示していただきましたが、これは、子どもを行政の意思決定に関わらせるべきなのかという関係で言えば、市民参画をどこまで認めるのかというところと密接に関わってくると思います。

最後に、全体を通して一つお話ししておきたいことは、様々な主体が市のまちづくりに関わるということがあって、その際にどこまで責務というものを考えていくべきなのかという議論があります。特に、市民の皆さんに対して、責務という形で一定の義務を負わせるということがどうなのかという議論です。実際に自治基本条例という条例も、もともとは憲法と同じように、行政の方向性を市民が枠づけるという発想で、市民の代表である議会が条例を制定するというストーリーがあります。そのような中で、市民の皆さんにどのような責務を負わせることができるのかということについては、確かに慎重に考えなければならない部分もあります。この点について十分に意識していただいた上で議論していただいたとは思いますが、そのあたりがどの程度最終的に皆さんの発表に出ていたのかということ、私の方が若干くみ取れなかった部分があったという点を最後に雑感としてお話しさせていただいて、私の講評とさせていただきたいと思います。

### 3 全体会議

住民投票の取り扱いに関する案について、会議資料により事務局から説明し、質疑応答を行った。意見などがあれば、次回の会議までに事務局までご意見をいただき、何もなければ事務局案を承認しものとする事とした。

#### (1) 質疑応答

○私が長年生きてきた中で、住民投票が本当に必要だと感じたのは1件ぐらいであったので、常設型の住民投票制度を整備しなくても、現行の地方自治法に基づく個別の住

民投票で十分だと思う。

#### 4 次回の会議等のお知らせ

##### (1) 検討項目③の総まとめに関する意見について

委員からいただいた検討項目③の総まとめに関する意見について、資料を配付し、説明した。

##### (2) P I 活動について

別紙資料により活動の概要について説明した。

##### (3) 次回の会議及び宿題のお知らせ

次回の会議の日程及び次回の会議までに行う宿題について、会議資料により事務局から説明した。質問等がある場合には、後日に個別で事務局に連絡いただくこととした。

#### 5 閉会



## 第10回 白河市自治基本条例を考える市民会議 会議録（要旨）

日 時 平成23年11月21日（月）午後7時～9時10分

場 所 市役所本庁舎地下第1・2会議室

参集者 学識経験者委員

清水座長

市民委員

角田委員、鷹栖委員、田中委員、人見委員、石原委員、沼田委員、菟川委員、  
矢内委員

職員委員

我妻委員、泉委員、遠藤委員、小松委員、齋藤委員、佐川委員、野崎委員、  
松島委員、渡邊委員

オブザーバー

佐藤（亮）、橋本、水間、河合、工藤、鷄徳、佐藤（冴）、渡部

事務局

企画政策課 戸倉課長、邊見課長補佐、関課長補佐兼係長、藤田副主査、  
石川主事

### 1 開会

### 2 全体会議

#### （1）会議日程の変更について

会議等の日程変更について、会議資料により事務局から説明した。主な日程の変更は以下のとおり。

○1月に会議を2回追加し、検討項目④の検討時間の増加を図った。

○P I 活動の期間を2月から3月中旬までとした。

○P I 活動の期間の変更に伴い、3月に行う会議を2回から1回へと変更した。

#### （2）検討項目③白河市のまちづくりの主体とその役割・責務～まちづくりの主人公とは？

～（総まとめ）

検討項目③の各グループの検討内容を事務局でとりまとめた総まとめについて、会議資料により事務局から説明し、その後質疑応答を行った。質疑応答の概要は以下のとおり。

##### 【質疑応答の概要】

○まちづくりの主人公としての位置づけを、事務局ではどこに置くべきと考えているのか。

→これまでの議論を踏まえれば、まちづくりの主人公は、市民ということになるのではないか。（事務局）

○「市民」の定義について、外国人籍の方も読めるように思う。「市民参画」と言って、外国人籍の方への参政権まで認めるということになると、現行法規の枠組みを超え

ることとなってしまいが、その辺の整理はどういうことになるのか。

→当然、市長や市議会議員の選挙権や各種直接請求権等の参政権は、現行法規の中で枠組みが決められており、それを超えたり変えたりしようということでは全くない。「市民参画」を検討項目②で定義しているが、市民参画として想定しているのは、あくまで、行政側が行う政策の企画立案、実施、検証、評価にご参加いただき、広く意見をいただくということである。そして、行政側は、頂いた意見を参考に最善の条例や政策をつくり、議会に諮り、議会が議論の上議決することになる。このため、行政側の企画立案等の段階で意見を伺うこと自体は、現行法規の枠組みを超えるものではない。(事務局)

### 3 グループ別会議

検討項目④「白河市のまちづくりを進めていくためにルール化すべきことは？～白河市のまちづくりの基本ルールを考えよう～」の検討に入った。これまでの検討内容をもとに事務局がまとめた「白河市自治基本条例素案中間とりまとめ案」について、これから修正・追加の作業を行うこととなる。今回と次回の前半で、中間とりまとめ案の「第1 自治基本条例の必要性」から「第4 白河市自治基本条例素案の構成」までの修正・追加内容をグループごとに検討し、発表を行う。

### 4 次回の会議及び宿題のお知らせ

次回の会議の日程及び次回の会議までに行う宿題について、会議資料により事務局から説明した。

### 5 閉会

## 第 1 1 回 白河市自治基本条例を考える市民会議 会議録（要旨）

日 時 平成 23 年 12 月 5 日（月）午後 7 時～9 時 10 分

場 所 市役所本庁舎正庁

参集者 学識経験者委員

清水座長

市民委員

角田委員、鷹栖委員、人見委員、石原委員、沼田委員、萩川委員、穂積委員、  
和知委員

職員委員

我妻委員、泉委員、遠藤委員、川島委員、齋藤委員、佐川委員、松島委員、  
渡邊委員

オブザーバー

佐藤（亮）、橋本、水間、河合、佐藤（冴）

事務局

企画政策課 邊見課長補佐、関課長補佐兼係長、藤田副主査、石川主事

### 1 開会

### 2 グループ別会議（前半）

まず、グループ別会議に先立ち、委員から質問があった。質疑応答の後、グループ別会議に入り、白河市自治基本条例中間とりまとめ（案）（以下、中間とりまとめ（案））の「第 1 自治基本条例の必要性」から「第 4 白河市自治基本条例素案の構成」の内容で修正・追加すべき事項について、グループごとにまとめ、発表を行った。質疑応答内容及び各グループの発表の概要については、次のとおり。

#### （1）質疑応答

○ 中間とりまとめ（案）の第 1 の必要性の部分で、「平成 12 年の地方分権改革一括法が施行され、国と地方自治体は、上下関係から、対等な関係へと大きく変化し、地方自治体には、地域の特性に応じたまちづくりを進めるため、「地域のことは地域で考え、地域の責任で決める」自主自立のまちづくりが求められるようになった」とあるが、「対等な関係になった」というのは、どういうことを意味しているのか。

→地方分権改革一括法により、それまで地方自治体の業務の相当程度を占めていた「国の仕事を地方自治体が行う」機関委任事務が廃止され、国の下部機関としての位置づけが廃止されたことを意味している。（事務局）

○ 機関委任事務が廃止されたと言っても、現在でも、業務の中には、国が示した制度や法律の枠組みの中で行っているものもあるし、逆に、機関委任事務が廃止される前でも、地方自治体が独自に行っていた施策等もあると思うので、そういった観点から、厳密に表現を修正すべきではないか。

→修正については、グループで検討し、まとめてほしい。（事務局）

※意見シートには、文章が全体的に硬いなどあいまいな修正内容ではなく、具体的な変更内容を記載して提出するよう事務局から説明した。

## (2) 各グループ発表概要

### 【Aグループ】

- 白河市の目指すまちづくり像がはっきりしていないのではないか。
- まちづくりに関わる全ての人達がどんな気持ちで取り組めばいいのかということについても記載した方がいいのではないか。
- 「市民が主役」という言葉が適切かどうか。仕事などで、個人個人には限界があり、どこまで主体的に関われるのか不安である。そこで、「市民と行政と議会の信頼関係」というキーワードを盛り込んではどうかという意見があった。三者間の信頼関係を築ければ、市民個人が手の届かない部分でも、安心して行政や議会に任せることができる。
- 素案の「第1 必要性」の部分が弱いのではないか。市民が市政に関心をもつよう働きかけ、自分達がお客さんではないことを意識付けするような内容にしたい。例えば、「財政が厳しいので、もっと引き締めなければならない」というようなことを打ち出して、市民を含む全員が危機感を持ってまちづくりに取り組むように導くといったようなこと。
- 第4の構成の部分で、白河らしさが必要という割には、抽象的な内容。市民が注目できる内容を入れられるといいのではないか。

### 【Bグループ】

- 必要性の部分について、間違いはないが、白河市民の想いというものを入れてもいいのではないか。また市民会議が設立した経緯・位置づけについても記載してもいいのではないか。

### 【Cグループ】

- 飯田市の講演会を聞いたが、地域に交付金という形でお金を落として、それをどのように使っていくかということを決める、その際のルールとして自治基本条例が必要であり、その発展として、議員自ら議会報告会というものを自治基本条例に基づいて行うというストーリーがあった。しかし、今白河市で検討している自治基本条例には、そういったストーリー性が少し少ないという気がする。また、この原案は、表現が硬い部分があり、これを、今後、出前講座で自分達が話す時に、やや難しい内容になっていると思う。そこで総論的にはなってしまうが、やや硬い表現を柔らかくする、見出しを大きくするなどビジュアル的に見やすくする、とっつきやすくするといった工夫が必要ではないか。
- 第1の必要性の部分で、もっと「自分達が主人公になる」、「自分達が自治基本条例をつくっていく」といった積極的な表現が必要ではないか。

### 【Dグループ】

- 第1の必要性の、「国と地方自治体は、上下関係から、対等な関係へと大きく変化し、地方自治体には、地域の特性に応じたまちづくりを進めるため、」の部分について、「国

と地方自治体の関係は、従来地方自治体の役割の一部とされていた、国の下級機関としての位置づけが無くなり、原則として対等な関係へと大きく変化し、地方自治体には一定範囲の権限と財源の移譲の中で」といった内容に変更すべきではないか。

- 第1の必要性の、「行政主導ではなく、市民、地域コミュニティ、NPO、ボランティア等との協働によるまちづくりの必要性も高まっています。」の部分について、「行政の機能をより充実させるために、市民、地域コミュニティ、NPO、ボランティア等からのより幅広い協力を得て、効果的なまちづくりをしていく必要性が高まっています」と変更すべきではないか。行政が中心となってまちづくりを行う中で、そこに多様な主体の参画を今まで以上に促すという考えでもいいのではないかという意見があった。
- 第2の3全体構成の考え方の、「また、条例の制定後も、本条例が市の最高法規として機能し続けるよう、その時々社会や時代の変化等に応じて、その内容を進化させていかなければなりません。」の部分について、2つ意見が出た。1つは、最高法規として前もって改正を予定しているのはおかしいのでこういった表現は必要ないというもので、2つめは、最高法規という形ではなく、将来必要な修正を加えて最高法規を目指すという形でもいいのではないかというもの。

### (3) 清水座長による講評

全てを受け止め切れているかどうか分かりませんが、検討していただいて、皆さんそれぞれ、色々と問題点を感じていたのではないかと感じました。

A、B、Cグループからは、言葉が硬い、構成が抽象的だ、必要性や効果という面で、白河らしさをだすべきなのではないかという意見があったと思います。これは、自治基本条例の必要性や、自治基本条例を制定することによって白河市がどう変わっていくのかということを考える上では、重要な指摘であったのではないかと思います。白河市民としての想いをもうちょっと反映させたいという想いが、皆さんあるのではないかと思います。

また、Aグループが「市民は主役」という言葉は適切なのかという指摘をしていたことに、なるほどなと思いました。信頼関係というキーワードを出していたと思いますが、市民、行政、市議会が信頼関係を紡ぎだせるような条例をつくってきたいんだという指摘は、非常に重要なものだと思います。これは、Dグループの「行政主導ではなく、市民や地域コミュニティなどとの協働によるまちづくりの必要性が高まっている」という言葉がひっかかるという指摘と繋がる部分もあると考えられると思います。行政の機能を充実させるために様々な人の意見を聞くというDグループの考え方もありますし、逆に、市民が自主的にまちづくりをしているというところに対して行政がサポートしていくという方向性もあるのではないのでしょうか。そこに市民と行政に信頼関係を紡ぎ出していくという発想があればいいのではないかと思います。

自治基本条例は、市民が行政をコントロールするために、市民の代表である議会が条例を制定するということが基本にありますので、その条例をつくる上で大事なことは、市民がよりよい生活をするために行政をコントロールすることになります。その際、行政の役割は、市民により良い生活を提供することであり、そういった発想に立つと、市民主導でまちづくりをするという表現自体は、確かに混乱を招きかねないものか

もしかた、間違った表現ではないのではないかと、私は考えております。行政の側がより適切な判断をするということを担保とするために、様々な形の市民参画といったことが考えられていけばいいのではないかと思います。そこに、市民と行政との間の信頼関係というものを生み出していければいいのではないかと感じました。

### 3 グループ別会議（後半）

中間とりまとめ（案）の「第5 条例素案の内容」の内、「1 前文」及び「2 総則」の部分について、修正・追加すべき内容をグループごとに検討した。次回、グループごとにまとめた上で、発表を行う。

### 4 次回の会議及び宿題のお知らせ

次回の会議の日程及び次回の会議までに行う宿題について、会議資料により事務局から説明した。

### 5 閉会

## 第12回 白河市自治基本条例を考える市民会議 会議録（要旨）

日 時 平成23年12月19日（月）午後7時～9時10分

場 所 市役所本庁舎正庁

参集者 学識経験者委員

清水座長

市民委員

角田委員、鷹栖委員、石原委員、沼田委員、穂積委員、矢内委員、和知委員

職員委員

我妻委員、遠藤委員、齋藤委員、佐川委員、松島委員、渡邊委員

オブザーバー

梅田、佐藤（亮）、橋本、山田、河合、工藤、近藤、佐藤（冴）、渡部

事務局

圓谷市長公室長

企画政策課 戸倉課長、邊見課長補佐、関課長補佐兼係長、藤田副主査

石川主事

### 1 開会

### 2 全体会議

白河市自治基本条例素案中間とりまとめ（案）（以下、中間取りまとめ（案））の「第1自治基本条例の必要性」から「第4 白河市自治基本条例素案の構成」の内容で、各グループが検討した追加及び修正すべき事項を事務局でとりまとめた修正（案）について、事務局から説明した後、グループごとに再修正が必要な部分について検討を行い、発表した。各グループの発表の概要は次のとおり。

なお、今回の意見を踏まえた再度修正（案）を、次回の会議で提示することとなる。

#### 【Aグループ】

- 「第1 自治基本条例の必要性」の中の地方分権に関する記載内容について、もっと簡潔にしてもいいのではないか。
- 「第2 自治基本条例素案の基本的な考え方」の内、「3 全体構成の考え方」の中の、「理念的な内容が中心とならざるを得ない」という部分がひっかかる。市民憲章であれば理念のみということになるが、条例は理念と制度が一緒になったものである。このため、何らかの修正が必要ではないか。

#### 【Bグループ】

- 全体的な表現として、分かりやすく表現しようとする、回りくどくなり、簡潔にしようとする分かりにくくなる。その間でバランスがとれればいいのだが、具体的な修正案までは至らなかった。
- 「第1 自治基本条例の必要性」の中の地方分権に関する記載内容について、もっと簡潔にしてもいいのではないか。

- 条例素案は市民会議として出すものなので、市民会議の設立した経緯等について最初に記載しておくべきではないか。

#### 【Cグループ】

- 最初の原稿から、大分読みやすくなったのではないか。ただ、読みやすくなったことで、一部の難しい用語などが目立ってしまっている感じがするので、その点について修正が必要ではないか。
- 「第1 自治基本条例の必要性」の中の地方分権に関する記載内容について、もっと簡潔にしてもいいのではないか。

#### 【Dグループ】

- 「第1 自治基本条例の必要性」の中の地方分権に関する修正の中で、「その結果」と「今まで以上に」の間に、「一部国の法律による拘束は受けるものの」というフレーズを入れるべきではないか。前回の発表の際も話したが、全て地方自治体の事務になったとはいえ、その中でも一部国の法律による拘束の中で行うものもあり、その点を厳密に記載すべきだと思う。

### 3 グループ別会議（前半）

中間とりまとめ（案）の「第5 条例素案の内容」の内、「1 前文」及び「2 総則」の内容で修正・追加すべき事項について、グループごとにまとめ、発表を行った。質疑応答内容及び各グループの発表の概要及び清水座長による講評については、次のとおり。

#### （1）各グループ発表概要

##### 【Aグループ】

- 前文が細かすぎるので、文章を短くする。
- 前文の「私たちは、遙か昔から」のブロックを、震災のブロックの後に持っていく。
- 前文の東日本大震災に関する記載は、後に危機管理に関する内容が出てくるため、残したほうがいいと思うが、「この大震災をよりよい白河の創造に向けた機会と捉え」という表現が、被災している方に対して失礼にあたると思うので、その表現を変更する必要がある。

##### 【前文の修正案】

私たちの白河市は、歌枕として名高い白河関跡や南湖公園、小峰城等の国指定の史跡・名勝に代表される歴史、松平定信が城下の反映を願って開いたのが始まりと言われる白河だるま市、日本三代提灯祭りの一つに数えられる白河提灯祭りや各地域に伝わる民族芸能等の文化、那須甲子連峰を望み阿武隈川、社川、隈戸川流域に広がる豊かな自然等、魅力ある地域資源に恵まれた県南地方の中核都市です。

平成23年3月11日、「東日本大震災」により、本市もこれまでにない甚大な被害を受けました。しかし、私たちは今、多くの先達に築き上げられてきた、ゆるぎない「白河の土台」を礎にして復興に力を注がなければなりません。

松平定信の「士民共楽」の理念を基に「市民が共に楽しむ」即ち、「市民共楽のまち白河」としての郷土に対する誇りや愛着心も、よりよい白河の創造を目指した大



きな力となることでしょう。

そのためには、私たち市民や市議会、市等、白河市のまちづくりの主体となる者が、共に考え、助け合ってまちづくりを進めていく必要があります。

私たちは、その実現に向けた市民参画や協働に関する手法を明らかにし、白河市の新しい自治を確立するために、ここに白河市自治基本条例を制定します。

- 「2 総則」の「(3) 定義」の中の「協働の定義」について、「公共的課題の解決に向けて」の後ろに「共通の目的を持ち」というフレーズを入れる。
- 「2 総則」の「(5) まちづくりの基本原則」の中の③協働の原則について、「お互いに助け合い」の表現を「自ら出来ることは自らが行うことを基本として、世代間や地域間で助け合い」という表現に変更する。
- 「2 総則」の「(5) まちづくりの基本原則」の④として、「市民参画と協働の必要性を、市民と行政がお互いに理解していくこと→意識改革」を入れる。

#### 【Bグループ】

- 前文の歴史に関する記載が長い。読んですっきりするような文章にすべきではないか。
- 前文の東日本大震災に関する記載について削除すべきではないか。この条例を何十年後に読み直した時に、この部分だけが違和感が生まれるのではないか。
- 前文の「市民共楽」というキーワードはいいキーワードであるが、使い方が無理やり使っているような感じを受けるので、文章を修正するか、「市民共楽」に代わるキーワードとして、旧4市村の一体感を感じられるようなものがあるのであれば、キーワードを変更するという事も選択枝の1つではないか。ただ、具体的な修正案までは至らなかった。

#### 【Cグループ】

- 前文の歴史に関する記載について、このような歴史を基に、「今の白河市はこうなっている」というような現在の姿についても入れた方がいいのではないか。例えば、交通の結節点になっているなど。
- 歴史の部分の内容が旧白河市の内容に偏っている。その一方で、旧4市村のバランスをとろうと思うと、これもまたどこまで記載するのかということが難しいので、思い切って歴史、文化、自然に関する記載を外すということも選択枝の1つとして考えられるのではないか。前文は、本文を読んで解釈に迷った時に、解釈の指針とするために読むというものなので、特に歴史、文化、自然に関する記載が無くても前文としては成り立つのではないか。

#### 【Dグループ】

- 前文の部分で「～していかなければなりません」という表現があるが、このような義務的な表現ではなく、「～を目指します」というような表現にした方がいいのではないか。
- 前文の「そのためには、私たち市民や市議会、市等、白河市のまちづくりの主体となる者が、同じ方向を向いて、一体となり、みんなで考え、みんなで責任を持ってま

ちづくりを進めていかなければなりません。」の部分について、後に出てくる総則の「協働」の定義と同じような表現にすべきではないか。「協働」の定義では責任というところまでは踏み込んでいない。

## (2) 清水座長による講評

修正・追加の内容については、各グループが共通の部分とグループの特徴が出ている部分とがありました。

まず共通して指摘されていた部分として、歴史的な記述の部分が長すぎる、細かすぎる、旧白河市の内容に偏っているという意見があったと思います。自治基本条例の条文をつくる上で必ず必要なのかという、必ずしもそうではないという側面もありますので、もう少し事務局の方で検討していただければと思います。

また、前文の震災の記載について違和感があるという意見があったと思いますが、書き方次第だと思います。震災の後にこの条例をつくるということ、また震災の教訓を踏まえて危機管理の規定をおいているということからすれば、書き方を工夫すれば、震災に関する記載はあってもいいのではないかというのが私の個人的な意見です。

また、義務的な表現が多いのではないかという意見もありましたが、自治基本条例の根本に立ち返って考えれば、市民がよりよい生活をするために行政などの方向性をつくるということがもともとの条例の発想にあったということから考えれば、前文の部分で義務的な表現を出しすぎるというのはどうなのかというご指摘はそのとおりだと思います。また、協働の定義とすり合わせて前文を考えるということも重要なご指摘だったと思います。

各グループとも、総則の部分についてはあまり意見が出てこなかったようですが、事務局に提出するシートには、この点についても様々な意見が入っていればいいなと思います。

最後に、前文というのは解釈の指針となるようなものだというお話がありました。そういうような結論からすると、確かに歴史等に関する記載は必要ないという結論に至るのですが、白河市の土台としての歴史というものが重要なんだという発想に立てば、歴史に関する記載も前文に入れてくるべきだということも考えられます。この点については、各グループから提出されるシートを基に、事務局の方で再度検討していただきたいと思っています。

## 4 グループ別会議（後半）

中間とりまとめ（案）の「第5 条例素案の内容」の内、「3 まちづくりの主体」から「6 協働」までの部分について、修正・追加すべき内容をグループごとに検討した。次回、グループごとにまとめた上で、発表を行う。

## 5 次回の会議及び宿題のお知らせ

次回の会議の日程及び次回の会議までに行う宿題について、会議資料により事務局から説明した。

## 6 閉会

## 第13回 白河市自治基本条例を考える市民会議 会議録（要旨）

日 時 平成24年1月16日（月）午後7時～9時

場 所 市役所本庁舎正庁

参集者 学識経験者委員

清水座長

市民委員

角田委員、鷹栖委員、人見委員、石原委員、沼田委員、萩川委員、矢内委員、  
和知委員

職員委員

泉委員、遠藤委員、佐川委員、野崎委員、松島委員、渡邊委員

オブザーバー

橋本、藤原、山田、河合、工藤、近藤、佐藤（冨）、渡部

事務局

企画政策課 戸倉課長、邊見課長補佐、関課長補佐兼係長、藤田副主査  
石川主事

### 1 開会

### 2 全体会議

白河市自治基本条例素案中間とりまとめ（案）（以下、中間取りまとめ（案））の「第5条素案の内容」の内、「1 前文」及び「2 総則」の内容で、各グループが検討した追加及び修正すべき事項を事務局でとりまとめた修正（案）について、事務局から説明した後、グループごとに再修正が必要な部分について検討を行い、発表した。各グループの発表の概要は次のとおり。

なお、今回の意見を踏まえた再度修正（案）を、次回の会議で提示することとなる。

#### 【Aグループ】

- 基本原則の中の「意識改革」の表現の中で、「お互いに理解していく」を「各々が理解していく」に修正する。お互いには2者の間で使用する表現であるため。

#### 【Bグループ】

- 前回の会議で、執行機関の説明について「監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会」は記載しなくてもいいのではないかという意見を出したのは、表現として市民に分かりやすくするためである。しかし、事務局として、元の表現を使うということであれば、了承した。
- 前文の「～しなければなりません」という表現は義務的な感じになっているので、別な表現にできないか。

#### 【Cグループ】

- 参画という表現は「意思をもって参加する」という意味で参加と区別して使ってい

るということですが、一般的に使われている表現ではないため、より分かりやすくするという意味で、参加とした方がいいのではないか。

#### 【Dグループ】

- 前文の「～しなければなりません」という表現は「～を目指す」というような表現にすべきではないか。強制的なイメージを受ける。

※前文の「～しなければなりません」という表現については、2グループから意見が出たため、座長から事務局に修正するよう指示があった。

### 3 グループ別会議（前半）

中間とりまとめ（案）の「第5 条例素案の内容」の内、「3 まちづくりの主体」から「6 協働」までの内容で修正・追加すべき事項について、グループごとにまとめ、発表を行った。質疑応答内容及び各グループの発表の概要及び清水座長による講評については、次のとおり。

#### （1）各グループ発表概要

##### 【Aグループ】

- 市民の役割に、「市民は選挙で議員を選んだ後、議会運営に関心を持ち続けることで、積極的に市政に参画するように努めます」という内容を追加する。
- 市民の権利に、市民は請願・陳情ができるということを追加する。
- 市議会の役割の内、開かれた議会運営に、「常に市民の視点に立ち」という内容を追記する。
- 市の役割に国や県の情報を市民にスムーズに伝えるということを追加する。
- 地域コミュニティの役割の内、様々な主体との交流・連携の中に、「市民参画へのきっかけづくりの場を提供する」という内容を追記する。
- 情報の共有の「分かりやすい情報の提供とその機会の充実」に、「広報誌やホームページなどを活用して」と具体例を追記する。
- 協働の「連携・協力体制の構築」について、「お互いの役割分担や責任分担を明確にしながら」という内容を追記する。
- 協働の「行政による支援」について、財政的支援、人的支援の他に、物的支援を加える。

##### 【Bグループ】

- 市民の権利と役割について一体化できないか。
- 市民の権利について、「～する権利を持っています」という表現を「～することができます」という表現に統一する。権利という言葉は強すぎるのではないか。
- 市の役割に、「各主体のつながりを増やすためのきっかけづくりを積極的に行い、またそのつながりを維持し、次世代へ引き継ぐための人材育成を推進しなければならない」という内容を追加する。
- 市の役割の内、説明責任の部分について、「説明しなければなりません」で終わるの

ではなく、「説明して、その場で出た意見については適切に反映させなければなりません」という内容を追記した方がいいのではないか。

#### 【Cグループ】

- 情報の共有の内、情報公開について、これまで会議で議論してきたのは、市の広報・公聴といった観点からの情報の提供・共有という話であった。このため、情報公開条例や個人情報保護条例に関する規定はこれまでの議論と若干違うので、削除してもいいのではないか。また、市民の権利の内、情報公開を求めることができるという部分についても、併せて削除してもいいのではないか。
- 市議会の役割の内、「開かれた議会運営」について、「開かれた議会運営に努め、情報の共有に努めます」という内容を追記すべきではないか。情報の共有が大切だということを表に出すべきではないか。

#### 【Dグループ】

- 市民の権利の部分について、「権利」という表現が重くならないように、「原則として次のような権利を有します」という一言をいれる。
- 市民の役割に、「自らの意思で」という表現を追記する。
- 地域コミュニティという表現は分かりにくいので、「地域自治会等」という身近な言葉に変えた方がいいのではないか。
- 地域コミュニティや事業者等も市民の定義に入ってくるのだから、地域コミュニティや事業者等の役割を別立てで出す必要はないのではないか。

#### (2) 清水座長による講評

みなさんお疲れ様でした。各グループから様々な意見が出されましたが、まず、「権利」という言葉をどのように捉えるのかということに関心を持っているグループが多いなと感じました。「権利」という言葉を使うと重すぎるのではないかという意見が出ましたが、これには、「きちんと権利という形で保障しておかないと、それをすることができない」という側面と「権利という面を強調しすぎると、権利の濫用をまねく恐れがある」という側面という両方の面があります。それを解消するにはどうしたらいいのかということで、「～することができる」という表現にするという意見や、「原則として」という表現を加えるという意見が出ました。「原則として」という言葉は非常に便利な表現ではありますが、「原則」という言葉を使ってしまうと例外を認めることになり、この例外を利用して、例えば計画をつくる時などに行政の側が「これは例外です」と言って市民参画を認めないということも起こってくる可能性があります。そういう意味では、「原則として」という言葉を使うのではなく、「～することができる」という表現にして、どうしても認められない例外がある場合には、それを追記するという形にした方がいいのではないのでしょうか。

また、Aグループは、市民の権利として議会にたして請願ができるということを決める、市民の役割として議員を選出することを定めるなど、議会のことに関心をお持ちなのかと感じました。私も議会の役割については、市民に権利を保障するという側面からも、もうちょっと厳しい内容を追加してもいいのではないかと感じました。最終的に

条例を議決するのは議会ですから、それを議員の皆さんがどう受け止めるのかということ、議員の皆さんに投げかけるということは、非常に重要なことではないかと思いません。

次に情報の共有に関するもので、情報の公開よりも市の広報や公聴に重点を置いて議論してきたのではないかという話がありましたが、それは情報の共有の（１）でその内容を定めていると理解することができると思います。（２）及び（３）については、行政の側からの情報提供とは別に、市民が情報をほしいと思った時には、情報の公開を求めることができるということ、情報の提供にあたって個人情報をはきちんと保護するということを定めておくということは、一定の必要性があるのではないかと考えています。

また、地域コミュニティという表現が分かりにくいので、「自治会等」という表現にすべきではないかという意見がありました。これについては、地域コミュニティにおいて自治会はその代表格ではありますが、自治会に限られるものではなく、その他にも様々なものが含まれます。そのようなことを踏まえ、地域コミュニティという表現を使っているのだと思います。このため、地域コミュニティの定義の部分に自治会といった具体例を追記していけばより分かりやすくなるのではないかと思います。地域コミュニティはなぜ大事かということ、地域コミュニティを通じて市民がまちづくりに何らかの形で参画をするといった場面が出てくると思います。このため、地域コミュニティをあえて別立てにしているという側面があると思いますので、そういった点を汲んでいただくと嬉しいなと思います。そういった意味では、地域コミュニティと市民をつなげることを行政の役割に入れてはどうかというご意見がありましたが、新鮮でよかったのではないかと思います。

また、市の役割で、市が市民に分かりやすく説明するというものがありますが、分かりやすく説明するだけでなく、説明した上でその場で出た適切な意見については反映させなければいけないというところまで記載すべきだという意見がありました。重要な指摘であると思いますので、素案への反映について事務局で検討していただければと思います。

#### 4 グループ別会議（後半）

中間とりまとめ（案）の「第5 条例素案の内容」の内、「7 市政運営」から「10 条例の見直し」までの部分について、修正・追加すべき内容をグループごとに検討した。次回、グループごとにまとめた上で、発表を行う。

#### 5 次回の会議及び宿題のお知らせ

次回の会議の日程及び次回の会議まで行う宿題について、会議資料により事務局から説明した。

#### 6 閉会

## 第14回 白河市自治基本条例を考える市民会議 会議録（要旨）

日 時 平成24年1月23日（月）午後7時～9時

場 所 市役所本庁舎正庁

参集者 学識経験者委員

清水座長

市民委員

角田委員、鷹栖委員、人見委員、石原委員、沼田委員、萩川委員、穂積委員、  
矢内委員、和知委員

職員委員

我妻委員、遠藤委員、川島委員、齋藤委員、佐川委員、松島委員、渡邊委員

オブザーバー

藤原、山田、河合、工藤、近藤、佐藤（冴）、渡部

事務局

企画政策課 戸倉課長、関課長補佐兼係長、藤田副主査、石川副主査

### 1 開会

### 2 全体会議

白河市自治基本条例素案中間とりまとめ（案）（以下、中間取りまとめ（案））の「第5条素案の内容」の内、「3 まちづくりの主体」から「6 協働」の内容で、各グループが検討した追加及び修正すべき事項を事務局でとりまとめた修正（案）について、事務局から説明した後、グループごとに再修正が必要な部分について検討を行い、発表した。各グループの発表の概要は次のとおり。

なお、今回の意見を踏まえた再度修正（案）を、次回の会議で提示することとなる。

#### 【Aグループ】

○ 「2 総則」の「(5) まちづくりの基本原則」の「意識改革」について、文章の末尾を「理解していくこと」から「理解していきます」に修正する。

○ 「6 協働」の「(2) 協働の推進に向けた意識の向上」について、「地域への愛着や地域のつながり」という表現を、「地域への愛着や地域とのつながり」に修正する。

#### 【Bグループ】

○ 「3 まちづくりの主体」の「(3) 市の役割」内、説明責任の部分について、適切な手続きをいうことを強調する意味でも、「市は、政策形成過程等に関する事項について、市民に分かりやすく説明するとともに、説明内容に対し出た意見については、適切に反映するよう努めなければなりません。」という表現の方がよいのではないか。

#### 【Cグループ】

○ 最終的なとりまとめまで、全体的にまだまだ議論していかなければいけない。

## 【Dグループ】

- 地域コミュニティや事業者等は市民に含まれるのだから、あえて規定を置くことが疑問である。

※今回出た意見の取り扱いについては、PIの前に会議を開催することが難しいため、座長預かりとし、後日座長及び事務局で協議した結果を文書により報告することとした。

## 3 グループ別会議

中間とりまとめ(案)の「第5 条例素案の内容」の内、「7 市政運営」から「10 条例の見直し」までの内容で修正・追加すべき事項について、グループごとにまとめ、発表を行った。質疑応答内容及び各グループの発表の概要及び清水座長による講評については、次のとおり。

### (1) 各グループ発表概要

#### 【Aグループ】

- 「7 市政運営」の「(1) 総合計画」の一つ目の文章について、「市は、事業の達成目標、財源構成、将来コストを明確にした総合計画を策定し、計画的な市政運営に努めます。」に修正する。
- 「7 市政運営」の「(2) 健全な財政運営」の一つ目の文章について、「市は、最小の経費で最大の効果を上げるため、総合計画を踏まえて予算の編成・執行を行い、効果的かつ効率的な財政運営を行うよう努めます。」に修正する。
- 「8 危機管理」について次のとおり全面的に修正する。

#### (1) 東日本大震災の教訓を踏まえた防災計画の策定

東日本大震災のような大災害が今後起こらないとも限りません。このため、市は今回の東日本大震災での教訓も踏まえ、災害発生時には、市民みずからの「自助」、地域コミュニティ等まちづくりに関わる各主体による「共助」、行政や消防、警察、自衛隊など公的機関による「公助」の緊密な連携と協力が不可欠です。

そのためには、各主体の役割や行動計画等を体系化した防災計画を策定しなければなりません。

#### (2) 自助・共助・公助

##### ①自助

地域の防災訓練に参加して災害発生時の対応を身につけるとともに、日頃から危険予測をする習慣をつけ、マニュアルが使えない時に自ら考えて行動する訓練も行う必要があります。

##### ②共助

災害発生時は、市民、市、地域コミュニティ、事業者、まちづくりに関わる各主体は、日頃から地域のつながりを大切にする意識を持つことが必要です。

そこで、高齢者、妊婦、乳幼児、障害者など、自力で非難が困難な人たちに対して安否確認や避難介助など、地域でサポートする体制を整えなければなりません。



### ③公助

市は、防災計画を広く周知し、国や県と連携して、災害発生時に迅速な対応ができるよう、定期的な訓練やテレビ、ラジオやインターネットなどを使った効率的な情報提供手段を構築する必要があります。

また、災害援助協定で結ばれた自治体と交流し、災害発生時には、相互に救援活動に努めます。市の役割に国や県の情報を市民にスムーズに伝えるということを追加する。

#### 【Bグループ】

- 「7 市政運営」の「(1) 総合計画」について、総合計画の内容がもっと分かるような表現に修正する、もしくは、注釈で総合計画の説明を加えてはどうか。
- 「8 危機管理」の「(1) 東日本大震災の教訓を踏まえた防災計画の策定」について、「防災計画の策定」としてしまうと、防災計画が出来た段階でこの条文が残っていることがおかしくなってしまうので、(2)の防災計画の周知の方に入れ込んでしまった方がいいのではないかと。その上で、(2)と(3)の順序を入れ替える。常に地域のつながりを持つことがまずあって、その後の実施の段階ということで防災計画等に基づく行動という順序の方がよい。
- 「9 国、県、他の自治体等との連携」については、単独で出す必要はなくて、「7 市政運営」の一項目として入れ込んだほうがよい。
- 「10 条例の見直し」について、最初から見直しができるような条文を入れておくのはどうなのかということで、「見直し」ではなくむしろ「条例施行後の検証・推進」とした方がよい。

#### 【Cグループ】

- 「7 市政運営」の「(1) 総合計画」のところに、「市は議会の議決を得て基本構想を策定しなければならない」という内容を追加する。地方自治法の一部改正により市町村の基本構想の策定義務が無くなったため、基本構想を定めること及びその際は議会の議決をえることを自治基本条例の方で定めるべきと考えた。
- 「7 市政運営」の「(2) 健全な財政運営」について、「最小の経費」という表現を、地方自治法に合わせて「最少の経費」へ修正する。
- 「7 市政運営」の「(3) 行政改革」について、「行政評価は市民参画の下で実施する」とあるが、「市民参画の下で」ということの意味が分からない。民間の委員を入れるということを行っていると思うが、より分かりやすい表現に修正する。
- 「8 危機管理」の「(1) 東日本大震災の教訓を踏まえた防災計画の策定」について、「防災計画の策定」という表現があるが、元々出来ているものなので、「見直し」という表現に修正する。
- 「10 条例の見直し」について、「市の最高規範」という表現を、削除するか、「まちづくりの基本ルール」に修正する。

#### 【Dグループ】

- 「10 条例の見直し」について、「市の最高規範」という表現を市として尊重すべ

き規定」という表現に修正する。

- 「10 条例の見直し」について、検証・見直しについては議会が行うということ  
でよいのではないか。
- 「8 危機管理」の「(3) まちづくりに関わる各主体間の連携と支え合い」について、今の表現でいくと、災害発生時には地域のつながりを大切にすることが大事です  
ということを言っているが、その前段の部分で協働や連携ということをやっているの  
で、災害発生時にかかわらず、地域のつながりは普遍的な内容として捉えられるため、  
「このため」以下の文章を削る、もしくは、「このため」以下の部分を、「まちづくりに  
関わる各主体は、日頃から地域のつながりを意識し、災害時に適切に対応できるよ  
う努める」という表現に修正する。

※今回出た意見の取り扱いについては、PIの前に会議を開催することが難しいため、座  
長預かりとし、後日座長及び事務局で協議した結果を文書により意見照会を行うこと  
とした。

## (2) 清水座長による講評

みなさんお疲れ様でした。7、8、9、10それぞれについて各グループでは様々な  
議論がなされていきました。全てを網羅的に話すことはできないかもしれませんが、  
重要であると感じた部分についてお話したいと思います。

まず、「7 市政運営」についてですが、総合計画について、総合計画の内容がもっと  
理解できるような表現に修正すべき、また、基本構想について議会の議決を得る必要が  
あるということを追加すべきというご意見がありました。確かに総合計画という言葉は  
一般的には耳慣れない言葉ではございますので、説明が必要になってくるのではないかと  
感じました。その上で、基本構想について議会の議決を得るべきかどうかということ  
については、今日発表いただいた内容以外で個人個人の委員の皆様からの意見も出てき  
ていると思いますので、それを踏まえて私と事務局の方で検討させていただきたいと思  
います。

また、行政評価について「市民参画の下で」というのが分かりにくいというご意見も  
あったと思いますが、これは表現の問題かと思っておりますので、行政評価を実施する際に、  
市民の目線というものをに入れていくということを手早く書き込めれば、行政過程をコン  
トロールするという意味での、市民監視という形をとる一つの手法としてあり得るのか  
なと思っております。

次に、「8 危機管理」についてのお話ですが、一つはDグループが指摘してくれ、私  
もなるほどと感じたところなのですが、やはり平時の協働、災害発生時にかかわらずに  
協働を進めていくというのは、ひとつのこの条例のポイントになっていると思いたすの  
で、それを危機管理に活かしていくという発想で上手く条文を組みかえられないかとい  
うご意見でした。これは非常に重要なご指摘だったのではないかと思います。

また、「防災計画を策定する」という表現がどうなのかというご意見もありました。こ  
の点については改めて検討させていただきたいと思っております。

また、Aグループからのご意見で、自助・共助・公助という言葉が出てきましたが、  
こういった視点から各主体の役割というものを詳しく書き込むということは、ひとつこ

の条例の特徴としてあるべき姿なのではないかと思ひますし、新たな視点として提示してくれたことは非常によかったと思ひます。

続いて「9 国、県、他の自治体等との連携」の部分ですが、「7 市政運営」に組み込むべきかどうかというご意見がありました。この点については、そういう方向もあり得るでしょうし、あえて単独で置くことで、市内部の運営と国や県等外部の組織との連携について切り分けるという方法もあると思ひます。この点については、他の委員のみなさんのご意見を踏まえて判断したいと思ひます。

最後に、「10 条例の見直し」の部分ですが、各グループから「最高規範」という言葉についてご指摘がありました。これは既に総則の部分で最高規範を尊重規定に修正していますので、それに合わせた形で修正する必要があります。その上で、「見直し」というのがどうなんだということですが、まずDグループからは議会の検討でよいのではないかとご意見がありました。確かに条例の改廃というのは、元々議会の役割ですので、そういう意味では見直しを行う機関は議会ですので、現在の表現は誤解を招く恐れがあると言えます。また、Bグループからは、条例の検証・推進のための機関を設置するという方向もあるのではないかとのお話がありました。条例自身を検証していくことは、議会が最終的に改正を行うということとは別の形で市民の目線から見ていくということで、一つの方向性としてあり得ると思ひます。このBグループのご意見とDグループのご意見を上手く組み合わせることができるような文章を考えていければよいのではないかと感じたところです。

以上で私からの講評といたします。

#### 4 全体会議

2月から行うPI活動について、会議資料により事務局から説明した。

#### 5 次回の会議及び宿題のお知らせ

次回の会議の日程等について、会議資料により事務局から説明した。

#### 6 閉会

## 第15回 白河市自治基本条例を考える市民会議 会議録（要旨）

日 時 平成24年3月19日（月）午後7時～8時30分

場 所 市役所本庁舎正庁

参集者 学識経験者委員

清水座長

市民委員

角田委員、鷹栖委員、人見委員、石原委員、沼田委員、萩川委員、穂積委員、  
矢内委員、和知委員

職員委員

泉委員、遠藤委員、佐川委員、野崎委員、松島委員、渡邊委員

オブザーバー

橋本、工藤、鷄徳、佐藤（冴）

事務局

圓谷市長公室長

企画政策課 戸倉課長、邊見課長補佐、関課長補佐兼係長、藤田副主査  
石川副主査

### 1 開会

#### 【市長公室長挨拶】

本日は、お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。本市民会議も、回を重ねまして、今回で15回目の会議となり、また、2月から3月にかけては、PI活動を実施してきたところでございます。

今後は条例素案のとりまとめに向けた最終調整を行っていくこととなりますので、委員の皆様におかれましては、来年度もお世話になりますが、引き続きよろしく願いいたします。またオブザーバーとして参加いただいた福島大学清水ゼミの皆さんは、今回が最後となります。これまで若者ならではの、学生ならではの視点から様々な意見を出していただきました。本当にありがとうございます。

本日は、PI活動の報告等を事務局からさせていただきます。よろしくお願いいたします。

### 2 全体会議

#### （1）白河市自治基本条例素案中間とりまとめの技術的修正について

事務局で再度中間とりまとめについて精査した結果、表現を統一すべき箇所や修正が必要な箇所があったため一部修正をすることとした。主な修正のポイントは以下の3点。

- ① 「市民、市議会及び市」という表現と「市民、市議会、市」という表現について、「市民、市議会及び市」に統一する。
- ② 「まちづくりの主体」という表現と「まちづくりに関わる主体」という表現について、「まちづくりの主体」に統一する。
- ③ 市議会の役割の内、「市議会は、市民の直接選挙により信託を受けた議員によって構

成される意思決定機関であり、市民の信託に応えるため、事案の決定、市政の監視、牽制及び政策提言等を行わなければなりません」について、「市議会は、地域や市民の福祉の向上を図るため、事案の決定、市政の監視、牽制及び政策提言等を行わなければなりません。」に修正する。

【修正理由】

- ・ 「市民の直接選挙」という表現について、この条例での市民の定義との関係で、通勤・通学者や団体等も選挙権を有するというように読めてしまう。
- ・ 市議会と市は、「地域や市民の福祉の向上を図る」という同じ目的に向かって取り組んでいくものである。

(2) PI 活動の報告について

PI 活動で出た質問や意見の概要について、会議資料により事務局から説明した。

(3) 来年度の活動内容及びスケジュールについて、会議資料により事務局から説明した。

【来年度の活動概要】

- PI 活動やパブリックコメントでの意見等を基に、条例素案のとりまとめに向けた最終調整を行う。
- 推進・検証機関について、検討を深める。
- 条例素案の「第5 条例素案の内容」の部分について、章立てごとに解説文を作成していく。
- 7月下旬を目処に、条例素案を市長へ提出する。

(4) 質疑応答

- PI 活動は今後も行っていくのか。  
→条例起草の段階で、出前講座もしくはパブリックコメントなど、市民の皆さんのご意見を伺う機会を必要に応じて設けていきたいと考えている。
- 意見の中で「作るだけではなく、きちんと実行してほしい」という意見が多く出ているが、この点については、どのように検討を深めていくのか。  
→実効性の確保という意味では、この条例の内容の中で考えると、推進・検証機関の部分について検討を深めていくことだと考えている。市役所としていかに実行していくのかということについては、市内部で検討していくこととなる。
- 「市民共楽のまち白河」というに表現について良いという意見もあれば、具体的にどのようなことなのか分からないという意見もあるが、この点については、どのように検討していくのか。  
→意見のNo.28のように、具体的にどのようなまちを目指すのか説明を加えた方がよいという意見が出ていることから、目指すまちの姿について説明を加えるという形で検討していければと考えている。

3 次回の会議及び宿題のお知らせ

次回の会議の日程等について、会議資料により事務局から説明した。

#### 4 閉会

## 第16回 白河市自治基本条例を考える市民会議 会議録（要旨）

日 時 平成24年4月9日（月）午後7時～9時

場 所 市役所本庁舎正庁

参集者 学識経験者委員

清水座長

市民委員

角田委員、鷹栖委員、人見委員、石原委員、萩川委員、穂積委員、矢内委員、  
和知委員

職員委員

我妻委員、泉委員、遠藤委員、佐川委員、野崎委員、松島委員

事務局

圓谷市長公室長

企画政策課 緑川課長、邊見課長補佐、関課長補佐兼係長、星副主査

石川副主査

### 1 開会

#### 【市長公室長挨拶】

本日は、年度初めのお忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。本市民会議も、昨年の7月から回を重ね、今回で16回目の会議となります。

新年度を向かえ、人事異動により事務局の職員も一部変わっております。ここで、事務局の職員から一言ずつ自己紹介をさせていただきます。

[事務局員が自己紹介を行った。]

皆様には会議への出席でご負担をおかけしておりますが、今後とも素案のとりまとめに向けてご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

### 2 全体会議

#### (1) 白河市自治基本条例素案中間とりまとめの技術的修正について

事務局で中間とりまとめについて、再度精査した結果、表現を統一すべき箇所や修正が必要な箇所があったため、再度一部を修正することとした。修正のポイントは以下のとおり。

- ① 「市民、市議会及び市等」という表現について、「市民、市議会、市等」とする。
- ② その他、表現を統一するための修正を行う。

#### (2) パブリックコメントの結果について

平成23年3月1日から3月31日にかけて行ったパブリックコメントについて、意見の提出が無かった旨事務局から報告した。

### 3 グループ別会議

素案のとりまとめに向け、PI活動で出た意見を基に、条例素案中間とりまとめの「第5

条例素案の内容」の内、「1 前文」から「3 まちづくりの主体」の内容について、グループごとに修正作業を行い、その内容について発表を行った。各グループの発表の概要及び清水座長による講評については、以下のとおり。

(1) 各グループ発表概要

【Aグループ】

- 前文の出だしを「私たちのまち白河市は」にする。
- 「市民共楽」の表現については、意見が2つ出た。1つは、「私たちは、これらのかげがえのない資源を活かしたまちづくりのために、松平定信の「士民共楽」の理念を掲げ、市民が市政に参画し、協働して、よりよいまち（市民共楽のまち白河）をつくり、次の世代へと引き継いでいきます。」と、市民参画、協働してよりよいまちをつくる、そのまちが市民共楽のまち白河であると説明するもの。もう1つは、市民共楽に関する文章そのものを削除するというもの。
- 前文に、「今、折からの不況や少子高齢化などにより、地方自治体は厳しい財政状況にあり、行政だけで全ての地域の課題に対応することが難しくなっています。」という、自治基本条例の必要性に関する文章を追加する。ただし、「不況」は現時点の状況なので、将来読んでも違和感がないようにするということから考えれば、削除した方がよいのかもしれない。
- 東日本大震災の記載について、「復興に力を注いでいきます」とすると、今は良いが、何十年後かにこの文章を読んだ時に違和感がある。このため、「また、平成23年3月11日、「東日本大震災」により、本市もこれまでにない甚大な被害を受けました。私たちは今、多くの先達が築きあげてきた、ゆるぎない「白河の土台」を礎に、新たな視点で安全で安心して暮らせるまちをつくっていく岐路に立たされています。そのためには、私たち市民、市議会、市等、本市のまちづくりの主体となる者の間に信頼関係をもとに、共に考え、助け合うためのまちづくりのルールを形作らなければなりません。」に修正する。
- 総則の第1条の目的規定の「地方分権社会にふさわしい自立した自治体を築いていくことを目的とします」という表現について、行政側だけの目的のように読めてしまうのではないか。

【Bグループ】

- 「市民共楽」の説明について、もっとはっきりすべきという意見と、前文なのだからある程度ぼやとしていた方がいいという意見とが出たが、最終的には、PIでの意見を引用し、「市民が共に元気で楽しく暮らすことのできるまち」というレベルの表現で落ち着いた。
- 東日本大震災の記載について、「復興に力を注ぐ」とすると将来読んだときに違和感があるため、この表現をなんとかできないか検討した。結果としては、後段の文章と合わせる形で「また、平成23年3月11日、「東日本大震災」により、本市もこれまでにない甚大な被害を受けました。しかし、私たちは今、多くの先達が築きあげてきた、ゆるぎない「白河の土台」を礎にして、私たち市民、市議会、市等、本市のまちづくりの主体となる者の間に信頼関係を紡ぎ出し、共に考え、助け合って、市の発展に力を注いでいきます。」という表現にした。



- 事業者等の役割の1つ目の、「地域の発展につながる活動に協力する」という表現は、間接的で分かりにくい表現なので、「地域の発展に協力する」に修正すべきではないか。

## (2) 清水座長による講評

みなさん、お疲れ様でした。Aグループ、Bグループの検討内容を振り返ると、共通した修正点とそれぞれ独自の修正点とがありました。

まず、共通していた点は、大きく「市民共楽という表現をどう考えるのか」という点と、「東日本大震災からの復興についてどう考えるのか」という点です。

Aグループでは、「市民共楽」に関する文章は削除してもよいのではという意見が出たようですが、その場合には、それに替わる白河らしさを表現するものを出していく必要がありますが、この点が無かったように思います。Bグループは、ある程度ぼやっこしていてもよいのではという考えもあり、「市民が共に元気で楽しく暮らすことのできるまち」という説明を加えていましたが、これはあり得る表現だと思います。また、Aグループのもう1つの意見として、「市民参画、協働してより良いまちをつくる、そのまちが市民共楽のまち白河である」という整理もあり得る表現であります。この両者を上手く合わせることができれば、よいものになるのではないかと感じました。

共通していた点の2つ目である「復興」という表現についてですが、会議も回を重ねてきたためか、皆さんの着眼点が専門的になってきているなど感じました。より不変的な表現に修正できるのであればベターだと思いますので、A、Bの各グループから出た意見を踏まえ修正していければいいと思います。

次に各グループが独自に検討した修正点について申し上げます。Aグループからは、「条例の必要性」を前文に入れるべきではないかという意見が出ました。確かにそのように考えることもできるのですが、以前の会議で、「前文はなるべくコンパクトにまとめるべき」という形で議論されていたということもあり、前の合意内容との間に齟齬が生じる可能性もありますので、以前の会議の議事録も踏まえ、事務局と検討してみたいと思います。

また、Aグループから、総則の目的規定について、「行政側だけの目的のように読めてしまうのではないか」という意見が出ました。これは、文章の中で「自治体」という言葉を使っているからそう感じるのかなと思います。「自治体」という表現は、市民も含まれたものと考えられますので、行政側だけの目的とはなっていないと思います。ただ一般的に分かりにくいのかもしれませんので、調整が必要かどうか検討してみたいと思います。

最後にBグループから、事業者等の役割に関する修正意見が出ていたと思います。これはその通りだと思いますので、修正していければいいと思います。

以上で私からの講評とします。

## 4 次回の会議及び宿題のお知らせ

次回の会議の日程等について、会議資料により事務局から説明した。

## 5 閉会

## 第17回 白河市自治基本条例を考える市民会議 会議録（要旨）

日 時 平成24年4月23日（月）午後7時～9時

場 所 市役所本庁舎地下第1・2会議室

参集者 学識経験者委員

清水座長

市民委員

角田委員、鷹栖委員、萩川委員、矢内委員、和知委員

職員委員

遠藤委員、川島委員、佐川委員、松島委員、渡辺委員

事務局

企画政策課 緑川課長、邊見課長補佐、関課長補佐兼係長、星副主査

石川副主査

### 1 開会

### 2 全体会議

#### （1）前回会議の修正意見の反映結果について

前回の会議で各グループから出た修正意見の反映結果（案）について、清水座長から説明した。この結果（案）について納得できない部分がある委員は、後日事務局まで連絡することとした。

#### （2）条例素案の技術的修正について

条例素案の表現で、一部修正が必要な箇所について、事務局から説明した。

##### 【修正内容】

○「私たち市民」という表現を「市民」に修正する。

##### 【修正理由】

条例素案の中で、「私たち」という表現について、①市民を指すものと②市民、市議会、市等の総称として使用しているものがあり、両者を混同し誤解が生じないようにするため。

### 3 グループ別会議

素案のとりまとめに向け、PI活動で出た意見を基に、条例素案中間とりまとめの「第5 条例素案の内容」の内、「4 情報の共有」から「6 協働」の内容について、グループごとに修正作業を行い、その内容について発表を行った。各グループの発表の概要及び清水座長による講評については、以下のとおり。

#### （1）各グループ発表概要

##### 【Aグループ】

○ 「5 市民参画」と「6 協働」の各文に入っている「市民参画によるまちづくりをより推進するため」や「協働によるまちづくりをより推進するため」という表現を

削除する。

- 「5 市民参画」の(4)の文章の中に、「子ども向けの体験型イベント等とおした」という事例について、人材の教育・育成は子どもだけではなく、現在活動している人達も当然対象になるので、削除するとともに、そのような旨を条例の解説文に入れてほしい。
- 「6 協働」の(1)の文章の中で、「お互いの役割分担や責任分担を」という表現を「お互いの役割や責任を」に修正する。
- 協働に関する文章を読んでいくと、一見、積極的に参加したいという人へのサポートについてのみかかっているように思えてしまうが、協働の中には、自らは積極的に参加したくはないが、半ば強制的に参加している人もいるので、このような人達が参加しやすい環境整備やサポートも大事だということを解説文に入れてほしい。

#### 【Bグループ】

- 修正意見ではないが、次のような意見が出た。
  - ・ 条例が市民に浸透していくための方法として、ホームページでの広報や条例の保存用冊子を全戸に配布するといった方法があるのではないかと。また、行政側としては、全職員向けの研修会を行い、各職員が様々な会議の冒頭等で市民に向けて条例について説明する機会を設けていけばよいのではないかと。
  - ・ 市の情報を市民に伝える際のメディア媒体についても、より市民が情報を得やすいようにする観点から、テレビやラジオなど、今行っていない媒体を活用することも考えていく必要があるのではないかと。
  - ・ まちづくりに参加したい市民が参加できる環境整備を行う際には、例えば、従業員がまちづくりに参加しやすい環境整備を企業に義務づけるなどの方法も考えていく必要があるのかもしれない。

#### (2) 清水座長による講評

みなさん、お疲れ様でした。

Bグループは、修正意見は無いということでしたが、情報共有のあり方や方法について、意見がでていましたので、解説文を作成する際の参考にしていただければと思います。特に、市民に条例を浸透させる方法として、市の職員が条例について学び、会議等様々な場面で市民の皆さんに対して条例について紹介していく場をつくっていくべきではないかという意見がありましたが、これは重要な指摘であったのではないかと思います。

一方、Aグループは、具体的な修正意見をだしていただきました。技術的な修正については、なるべく反映させる方向でいければいいと思います。市民参画のところで、「子ども向けの体験型イベント」というのが、他の文章に比べて具体的すぎるので削除すべきという意見がありましたが、これについては、それで文章として成り立つかどうか検討したいと思います。次に、「役割分担や責任分担」という表現について、「分担」という言葉を削除したいという意見がありましたが、これについては、私はむしろ「責任」という言葉が気になりました。「責任」という言葉は、使い方が非常に難しいですし、条例素案の中ではここでしか使われていません。ここで意図していることは、「役割」だけ

で十分表現できているのではないかと私は感じましたが、この点について、事務局で検討をお願いします。最後に、「協働」について、現在の文章は積極的に参加したいという人についてのみ書かれているように思えてしまうが、「協働」には積極的な参加によるものもあれば、半ば強制的に参加させられているものもあり、このような半強制的に参加させられている人が参加しやすい環境整備も大切であるということを解説文に是非いれてほしいという意見がありました。現在の文章でも、半強制的に参加させられている人については読めるとは思いますが、確かに、積極的な参加が強調されているようにも読めますので、是非、解説文を作成する際は、この点について触れてほしいと思います。

以上で、私からの講評といたします。

#### 4 次回の会議及び宿題のお知らせ

次回の会議の日程等について、会議資料により事務局から説明した。

#### 5 閉会

## 第18回 白河市自治基本条例を考える市民会議 会議録（要旨）

日 時 平成24年5月14日（月）午後7時～9時

場 所 市役所本庁舎地下第1・2会議室

参集者 学識経験者委員

清水座長

市民委員

角田委員、鷹栖委員、人見委員、石原委員、沼田委員、穂積委員、矢内委員、  
和知委員

職員委員

我妻委員、泉委員、遠藤委員、川島委員、齋藤委員、佐川委員、野崎委員、  
松島委員、渡辺委員

事務局

企画政策課 緑川課長、関課長補佐兼係長、星副主査、石川副主査

### 1 開会

### 2 全体会議

#### （1）前回会議の修正意見の反映結果について

前回の会議で各グループから出た修正意見の反映結果（案）について、清水座長から説明した。この結果（案）について納得できない部分がある委員は、後日事務局まで連絡することとした。

### 3 グループ別会議

素案のとりまとめに向け、PI活動で出た意見を基に、条例素案中間とりまとめの「第5 条例素案の内容」の内、「7 市政運営」から「9 国、県、他の自治体等との連携」の内容について、グループごとに修正作業を行い、その内容について発表を行った。各グループの発表の概要及び清水座長による講評については、以下のとおり。

#### （1）各グループ発表概要

##### 【Aグループ】

- 「7 市政運営」の「（1）総合計画」の1段落目と2段落目を削除し、「（2）財政運営」と統合するとともに、「総合計画」という名称を変える。地方自治法の改正で基本構想の策定義務がなくなった中で、今後も「総合計画」という名称の計画を作っていくのかどうかは、現時点で未知数と言え、ここで敢えて「総合計画を策定する」という形で縛る必要があるのか。
- 総合計画の実施にも市民が参加するという趣旨の内容を加える。
- 「7 市施運営」の「（3）監査」の「監査体制の充実」とは何なのか。
- 「8 危機管理」の（1）の1段落目の文章について、「東日本大震災の教訓として、・・・（中略）・・・連携と協力が不可欠であることを学びました」ではなく、「災害時には、・・・（中略）・・・連携と協力が不可欠です」という表現とする。

- 「8 危機管理」の(3)として、「9 国、県、他の自治体等との連携」の災害時版の内容を追加する。
- 「9 国、県、他の自治体等との連携」について、「絆を深める」、「親睦を深める」といった内容を加える。
- 「9 国、県、他の自治体等との連携」については、連携・協力の具体例を加えるとともに、主語が「市」であるから、「7 市政運営」に入れてもいいのではないか。

#### 【Bグループ】

- 「7 市政運営」について、「(3) 監査」と「(4) 行政改革」の順番を逆にする。
- 「7 市政運営」について、「(3) 監査」のみが、「実施」ではなく「体制の整備」という内容になっており、違和感がある。削除するというのも一つの考え方としてあるのではないか。
- 「7 市政運営」の「(4) 行政改革」の1段落目の文章について、「自立した行政運営」を「自立した行財政運営」という表現に修正する。
- 「7 市政運営」の「(4) 行政改革」の2段落目の文章について、「専門家も含む市民参画の下で実施する」という表現を削除する。細かい一つ一つの事務事業に関する評価を、仮に全く行政について知識のない市民の方が行った場合、適正な評価ができるとは必ずしも言えないことから、行政評価については、市が行うべき。
- 「8 危機管理」の「(1) 東日本大震災の教訓を踏まえた災害に強いまちづくりの推進」の前段部分と「(2) まちづくりの各主体の連携と支え合い」の前段部分が同じことを言っているので、(1)と(2)を合わせて一つにする。
- 「8 危機管理」の(1)の文章について、PIの意見で、消防や警察等の役割が見えていないというものがあつたが、「市民や市民等」の「等」には消防、警察等も含まれるという整理でよいのではないか。
- 「9 国、県、他の自治体等との連携」の文章の中の、「近隣の自治体」という表現を、表題に合わせて「他の自治体」に修正する。

#### (2) 清水座長による講評

みなさん、お疲れ様でした。

今回検討したところは、PIでもあまり意見が出ていなかったことから、当初は、あまり議論は出てこないのではないかと考えていましたが、様々な議論が各グループで交わされ、時間が足りなかったようなところもあり、両グループがそれぞれの意見を共有するために、次回再度確認しなければいけない箇所があるなと感じました。

まず、「7 市政運営」の「総合計画」に関する意見ですが、Aグループからは、総合計画について、敢えて入れるべきではないという意見が出る一方で、Bグループからは特に意見は出ていません。「総合計画」という言葉は法律上の言葉ではありませんし、「基本構想」については、地方自治法の改正により策定義務がなくなりました。これは、自治体の方向性を定める計画の策定は、自治体の判断に委ねられたということの意味しています。現在の中間とりまとめに記載している総合計画に関する規定は、改正前の地方自治法を前提としていますが、今後も白河市として、市の中長期的な計画を従来の総合計画という形で策定していくということであれば、それを宣言するという意味で、現在

の規定を残すということになりますし、そうでなければ、別な表現に変更するということになろうかと思えます。これについては、地方自治法改正の趣旨等を再度確認した上で、事務局と調整させていただきたいと思えます。

次に、「7 市政運営」の「(4) 行政改革」に関する意見ですが、Bグループからは、行政評価について、「市民参画の下進める」という表現を削除するという意見が出ました。行政評価は、細かい一つ一つの事務事業を行政がチェックするというもので、これを条例に基づき実施しているところは少なく、ほとんどは、要綱に基づき行政が行っています。このため、Bグループの意見はもっともだと思います。その一方で、行政評価という細かいところではなく、行政改革という大きな枠組みに市民が参画していくという方向は十分にあると思えますので、この点について、事務局と整理させていただきたいと思えます。行政改革について、Aグループからは意見が出ていなかったもので、次回、意見を共有する意味で、反映結果(案)について再度確認してもらえたらなと思えます。

「8 危機管理」については、両グループの意見に差異はそれほどなかったのではないかと思います。Aグループの「災害時の国、県、他の自治体等との連携」について加えるべきという意見は、非常に重要な視点だと思います。東日本大震災の際も、職員の派遣や物資の供給等、様々な分野で連携・協力が行われました。このような意味でも、「9 国、県、他の自治体等との連携」の災害時版を、特出しとして「8 危機管理」に加えるというのは意味のあることだと思います。

また、Bグループからは「8 危機管理」の(1)と(2)の文章の一部が重複しているという意見がありました。確かにこの点については少し整理が必要だと思いますので、事務局と整理させていただきたいと思えます。

「9 国、県、他の自治体等との連携」については、一つの章立てとして置かず、「7 市政運営」の中に入れればよいのではないかという意見がありました。それも一つの考え方ではありますが、先程お話したように、「8 危機管理」に災害時版の規定を追加するという形で整理した場合、それは災害に関する特出しであり、その他一般的な事項に対する規定として、本規定を残すという考え方もあると思えます。これについても、事務局と整理させていただきたいと思えます。

最後に、Bグループからは、「9 国、県、他の自治体等との連携」の文章の中の「近隣の自治体」という表現を、表題に合わせて「他の自治体」に修正すべきという意見がありましたが、近隣に限定する必要はなく、そのとおりだと思いますので、そのように修正したいと思えます。

総合計画や行政改革については、両グループに考えを共有してもらうため、事務局と相談して作成した案を、もう一度皆さんに確認してもらいたいと思えます。

以上で私からの講評といたします。

#### 4 次回の会議及び宿題のお知らせ

次回の会議の日程等について、会議資料により事務局から説明した。

#### 5 閉会

## 第19回 白河市自治基本条例を考える市民会議 会議録（要旨）

日 時 平成24年5月28日（月）午後7時～9時

場 所 市役所本庁舎地下第1・2会議室

参集者 学識経験者委員

清水座長

市民委員

角田委員、鷹栖委員、人見委員、石原委員、沼田委員、萩川委員、穂積委員、  
矢内委員、和知委員

職員委員

我妻委員、泉委員、遠藤委員、川島委員、齋藤委員、佐川委員、松島委員、  
渡辺委員

事務局

企画政策課 緑川課長、邊見課長補佐、関課長補佐兼係長、星副主査、  
石川副主査

### 1 開会

### 2 全体会議

#### （1）前回会議の修正意見の反映結果について

前回の会議で各グループから出た修正意見の反映結果（案）について、清水座長から説明した。この反映結果（案）について、再度各グループで確認作業を行い、確認事項や意見等を発表した。各グループの発表内容の概要及び座長からの発言内容は以下のとおり。各意見等の取り扱いについては、座長と事務局で協議することとした。

#### 【Aグループ】

- 中長期的な市政運営の指針のイメージは、どういったものを想定しているのか。  
→総合計画を含め、市の中長期的な計画を策定となった場合に、ある程度、どのような形にも対応できる（読める）表現として、「中長期的な市政運営の指針」という表現にしていますので、現段階での具体的な想定はありませんが、現在の市の計画で言えば、総合計画が該当します。（清水座長）
- 行政改革の推進については、市民参画の下進める、行政評価については、市が事務的に進め、市民に対して結果を公表し、行政改革に繋げるという流れはよいのではないか。
- 行政評価が「自立」に結びつくというのがイメージしにくい。行政改革、行政評価が何をやっているのか、市民には分かりにくい。

#### 【Bグループ】

- 総合計画の規定の時には、基本構想について議会の議決を得ることとされていたが、今回の修正案には、それが無い。どのような議論があって削除したのか。  
→現行どおり、総合計画という形で行くのであれば、どこまでを議会の議決対象と



するのかとなった時に、基本構想の部分ということで判断できますが、総合計画ではない形で中長期的な市政運営の指針を定める場合を考えると、指針の具体的な体系や内容は不明であり、現段階で、どこまでを議決の対象とするのかについて判断することは難しいことから、今回は、議決に関する文章は削除したところです。（清水座長）

### 3 グループ別会議

素案のとりまとめに向け、PI 活動で出た意見を基に、条例素案中間とりまとめの「第5 条例素案の内容」の内、「10 条例の推進及び検証」に関し、推進・検証機関の具体的な内容について、グループごとに検討を行い、その内容について発表を行った。なお、検討にあたっては、事務局からあらかじめ、推進・検証機関の形態についてパターンを提示し、その内、いずれが適当なのか、その理由は何かについて検討することとし、形態以外の点で重要な点についても、併せて検討した（詳細は、会議資料を参照）。各グループの発表の概要及び清水座長による講評については、以下のとおり。

#### （1）各グループ発表概要

##### 【A グループ】

そもそも機関が必要なのかということから、逆に、機関を設置することで、推進の動きが鈍るのではないかということになった。

このため、文章としてはまとめられなかったが、イメージとしては、条例の推進に向けた取り組みは、各主体がそれぞれの立場で行うことを前提に、市が推進に向けた進捗管理を行い、必要があると認められる時に、見直しのための機関を設置するというものでよいのではないかと。

##### 【B グループ】

推進については、市が行う一方、検証については別機関が行うべきというところまでしかまとまらなかった。

検証については、市が別に設置する場合、その人選の仕方によって、どこまで深くできるかが決まってくる。また、議会が検証を行うという意見もあった。

#### （2）清水座長による講評

みなさん、お疲れ様でした。

今回検討した箇所は、グループの中でも意見をまとめるのが困難であったというところからも分かるように、様々な考え方があっていいところであり、私としても講評は非常に難しいなというのが、正直な感想であります。また、検討する中で、「推進」と「検証」という言葉の捉え方により、考え方が大きく変わってくるのではないかと感じたところです。

「推進」ということについては、B グループからは、市を絡めた形で行うべき、A グループからは、各主体が推進していくということを前提にという意見がそれぞれ出されました。この点については、各主体が推進していくということを前提にしつつ、市が推進のための機関を設置するという方向で検討していくべきではないでしょうか。

その上で、A グループの意見に結びついてくると思うのですが、見直しのための機関

については、市長が必要と判断した時に設置するという形にするというのが、両グループの意見を踏まえた落とし所なのかなという気がしています。

また、Bグループからは、議会が検証を行うという意見も出ていましたが、ここで議論しているのは、議会に条例の改正案を出す前に、行政の側で改正案を作成する際、どのような機関が考えられるのかということですので、ご了解いただければと思います。議会は、最終的に、条例の改正案について議決する権限をもっていますので、最終的な検証を行う組織であることは間違いありません。

今回の検討箇所については、先程も申し上げましたとおり、各グループの中でどのような意見が出たのか、個人としての意見も踏まえて、私と事務局で調整させていただきたいと思いますので、発表した以外の内容で、考慮すべきものがある場合には、事務局まで連絡していただければと思います。

以上で私からの講評といたします。

#### 4 次回の会議及び宿題のお知らせ

次回の会議の日程等について、会議資料により事務局から説明した。

また、今回検討した箇所を追加で考慮すべき事項の事務局への報告期限は、6月4日(月)とした。

#### 5 閉会

## 第20回 白河市自治基本条例を考える市民会議 会議録（要旨）

検討項目①自治基本条例に期待すること、こんな条例にしたい(したくない)こと、盛り込みたい内容(総まとめ)

検討項目①についての各グループの意見を事務局が整理し、一覧にしたもの

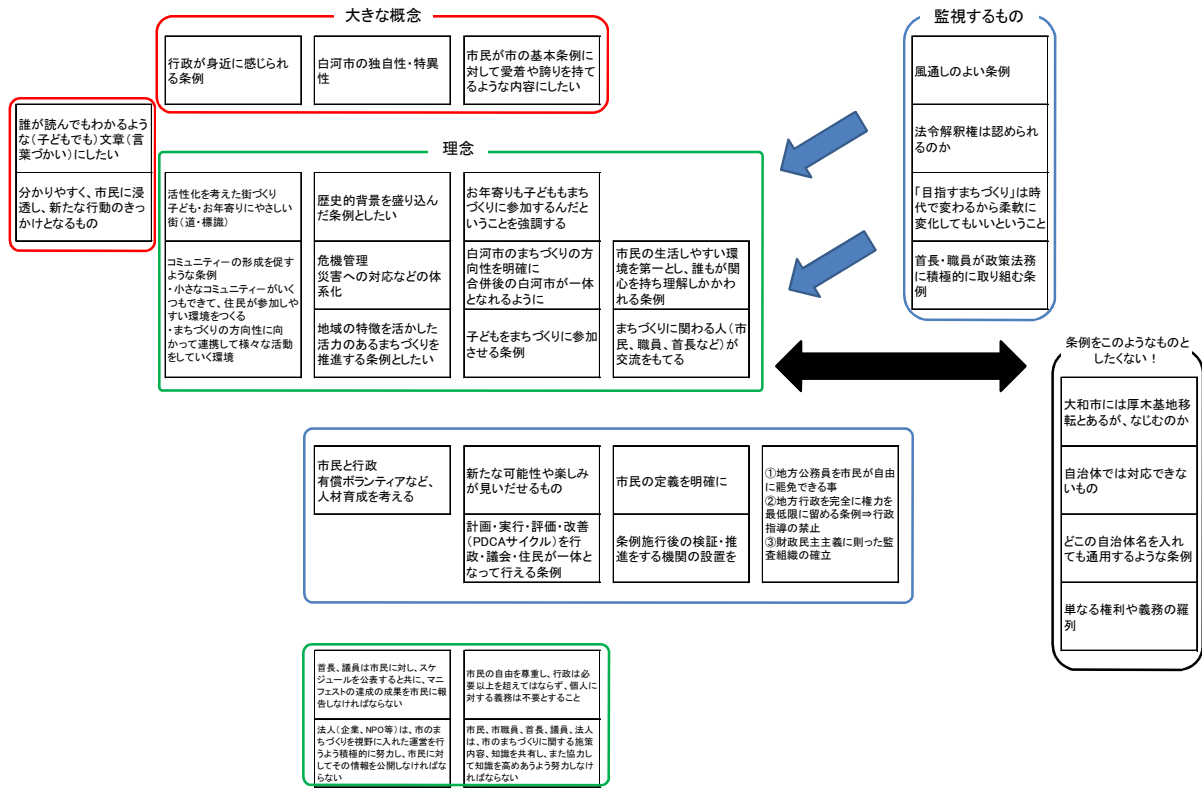
整理後のカテゴリ	主な意見の整理	各グループの個別意見	各グループがつけたタイトル	グループ
条例のあり方	・誰もが理解できる条例 ・分かりやすい文章	誰が読んでもわかるような(子どもでも)文章(言葉づかい)にしたい		A
		市民のみなが覚えやすい・簡単なもの	誰でもわかる条例	B
		市民誰もが理解できる条文にする	誰でもわかる条例	B
		わかりやすく理解できる条例(形式的で堅苦しくないもの)	誰でもわかる条例	B
		大多数の市民に理解される条例にしたい	まとめ	C
		行政用語は使わない	不調和	C
		分かりやすい内容・表現としたい	分かりやすい条文	D
		市民にとってわかりやすいものにしたい	分かりやすい条文	D
		理解しやすい内容と文章	分かりやすい条文	D
		分かりやすい条文に	分かりやすい条文	D
	・実効性があり市民の役に立つ ・新たな行動のきっかけとなる	分かりやすく、市民に浸透し、新たな行動のきっかけとなるもの		A
		自治体では対応できないもの	条例をこのようなものとしたくない!	A
		単なる権利や義務の羅列	条例をこのようなものとしたくない!	A
		ただきれいな言葉だけ並べた条例はいらないと思います		B
		形だけではなく本当に市民の人たちの役に立つような条例になってほしい	まとめ	C
	・独自性のある条例	白河市の独自性・特異性	大きな概念	A
		どこの自治体名を入れても通用するような条例	条例をこのようなものとしたくない!	A
		大和市には厚木基地移転とあるが、なじむのか	条例をこのようなものとしたくない!	A
		白河市の特色を打ち出す 歴史など	白河のまちづくりの方向(白河の文化・歴史)	B
		白河市特有の問題について盛り込むとよいと思う		C
他地域の模倣で終わってしまっているような条例にはしたくない		不調和	C	
白河らしさを盛り込みたい(歴史、文化、風土等の個性を出す)		白河市独自の理念	D	
・郷土白河を誇れる ・愛着が持てる	市民が市の基本条例に対して愛着や誇りを持てるような内容にしたい	大きな概念	A	
	子どもからお年寄りまですべての市民が尊重できる条例	情報公開と市民参加	B	
	市民一人一人が郷土白河を誇れる条例をつくりたい	市民の考え方	C	
	白河市に生まれ育って良かったと市民一人一人が思える条例をつくりたい	市民の考え方	C	
・最高法規性	自分の住んでいる地域を誇りに思えるような文章を盛り込みたい	白河市独自の理念	D	
	最高規範性は認められるのか		A	
	最高法規である 上位法であることを明記することで一般条例と差別化	情報公開	C	
・その他、条例のあり方に関する意見	行政が身近に感じられる条例	大きな概念	A	
	新たな可能性や楽しみを見いだせるもの		A	
	各地域に対応できる柔軟な条例	白河のまちづくりの方向(地域全体の活性化)	B	
	理念条例的なもの	誰でもわかる条例	B	
	しらかわ運動	誰でもわかる条例	B	
	バランスのとれた条例	まとめ	C	
	規制する内容はふさわしくないと思う	不調和	C	
	白河市独特の祭り(祭りは行われていますが)の雰囲気を出せる条例を	白河市独自の理念	D	
定義	・市民の定義	市民の定義を明確に		A
基本的人権の尊重 まちづくりの理念・方向性	・基本的人権の尊重	基本的人権の尊重		D
	・条例制定の目的	理念だけを盛り込むとぼやっとしたものになってしまうので、目標と手段をできるだけ具体的に示したい	その他の理念	D
	・目指すまちの姿	白河市のまちづくりの方向性を明確に 合併後の白河市が一体となれるように	理念	A
		地域の特徴を活かした活力のあるまちづくりを推進する条例としたい	理念	A
		目指すべき市の姿 例)自然と共栄、世代間、物質的豊かさで精神的豊かさ等の調和のとれたまち一市として様々な企画のもととなるもの	調和	C
		市民も行政も元気がでるようなことを盛り込みたい	市民の考え方	C
		誇りに思える地域社会を築くと共に世界平和への寄与	白河市独自の理念	D
	白河市らしさを出したのも まず白河をどんな街と定義し、目指すかを考える(方向性・目標・基本理念)	白河市独自の理念	D	
	白河市がどのような個性をもっていてどのような問題に直面しているか? できればP1などで市民もまきこんだ共通認識を持ちたい 特にマイナス面の認識が必要	その他の理念	D	
	・市民主体	市民主導型 市民を主体としてみんなでまちづくり	市民主体	B
自由かつ自主的な活動を後押しできるような条例		市民主体	B	
市民の暮らしに基づいた市民の満足ゆくものを目指す一あくまでも市民主体という考え		市民主体	B	
・危機管理	地域住民の信頼に応える自治体づくり	市民主体	B	
	危機管理 災害への対応などの体系化	理念	A	
	災害(有事)の際の役割	災害時の役割	B	
	三鷹市の自治基本条例は、「危機管理」について第28条で定められているが、こういったことについて盛り込みたい	防災、安全・安心	D	
・歴史・文化	安全・安心について、今までの常識を考え直してみる	防災、安全・安心	D	
	歴史的背景を盛り込んだ条例としたい	理念	A	
	白河市・自治体ごとの文化を次世代に継承し維持する	白河のまちづくりの方向(白河の文化・歴史)	B	
	白河の文化歴史を守り維持し、次世代に継承していくこと	歴史	C	
	歴史をアピールするPRを強化する 白河のランドマーク的観光スポット	歴史	C	
	歴史のまじらかわにふさわしい資源を保存する意識	歴史	C	
	白河の自然と文化、歴史を大切に	白河市独自の理念	D	
白河市の歴史や文化の特色を反映させた条例をつくること	白河市独自の理念	D		
・自然との共生	自然を守り共存していくこと	自然	C	
	環境の保全	自然	C	
・地域コミュニティの支援・強化	コミュニティの形成を促すような条例			
	・小さなコミュニティがいくつもできて、住民が参加しやすい環境をつくる ・まちづくりの方向性に向かって連携して様々な活動をしていく環境	理念	A	
・みんなにやさしいまちづくり ・福祉 ・少子化対策	活性化を考えたまちづくり 子ども・お年寄りにやさしい街(道・標識)	理念	A	
	人情味が溢れる温かみあるまちづくり	白河のまちづくりの方向(暖かみのあるまちづくり)	B	
	子どもからお年寄りまで安全で安心して暮らせるまちづくり	白河のまちづくりの方向(子どもからお年寄りまで)	B	
	本当の意味で子ども達のための条例にしたい 延長保育や預かり保育は親への支援で子どもへの支援ではないと思うため	教育・福祉	C	

		老人福祉に力を入れる 例)住民税を減らす、病院や老人介護施設への交通を助ける、人間ドック付き旅行ツアー、老人向けイベントの開催＝定年後の県外移住者を増	教育・福祉	C
		少子化対策	政策	D
		安心して子育てができる	政策	D
		安心して老後が暮らせる	政策	D
		白河は後期高齢者が非常に多い 介護施設をまとめてつくと良いのでは	政策	D
	・教育	経済的支援が必要な学生支援に対する制度(例:奨学金制度の充実化)	白河のまちづくりの方向(子どもからお年寄りまで)	B
		教育対策	政策	D
	・子どもの権利	子どもをまちづくりに参加させる条例	理念	A
		子どもに関する規定をある程度盛り込みたい	白河市のまちづくりの方向(子どもからお年寄りまで)	B
		大和市の自治基本条例には、第11条において、「市は子どもが健やかに育つ環境をつくる責務を有する」と定めているが、こういった子どもに関する条項を盛り込みたい	権利と義務	D
	・産業	市内の商店街の活性化(再生)	白河のまちづくりの方向(地域全体の活性化)	B
		東北の玄関口、首都圏への通勤圏内という二つの顔(位置的に良い)を活かした条例	経済	C
役割分担	・役割分担	自助・共助(地域)・公助(行政)という考え方が必要		D
各主体の権利・責務	・市民の権利・責務	首長、議員は市民に対し、スケジュールを公表すると共に、マニフェストの達成の成果を市民に報告しなければならない		A
	・行政の義務・責務	法人(企業、NPO等)は、市のまちづくりを視野に入れた運営を行うよう積極的に努力し、市民に対してその情報を公開しなければならない		A
	・議会・議員の責務	市民の自由を尊重し、行政は必要以上を超えてはならず、個人に対する義務は不要とすること		A
		地方行政を完全に権力を最低限に留める条例→行政指導の禁止		A
		首長・職員が政策法務に積極的に取り組む条例	監視するもの	A
		市民、首長、行政等の義務・責務	市民・行政の義務と責務	B
		地域における市民の権利・責務等	市民・行政の義務と責務	B
		市民の権利	市民・行政の義務と責務	B
		住民について(立ち位置・権利など)	市民・行政の義務と責務	B
		権利を全面に出す条例はどうかと思う		B
		議会、行政、市民各々の権利義務などについての細々とした内容	不調和	C
		市民は自らの発言・行動に責任をもつとともに、お互いの意見・行動を尊重する	権利と義務	D
		権利とともに義務を明確にする	権利と義務	D
	情報共有 市民参画	・情報共有	市民、市職員、首長、議員、法人は、市のまちづくりに関する施策内容、知識を共有し、また協力して知識を高めよう努力しなければならない	
		迅速・徹底した情報公開	情報公開	C
		情報公開に関する規定	情報公開と市民参加	B
		情報公開について	情報公開と市民参加	B
		情報の共有化・市民参加しやすい条例	情報公開と市民参加	B
		情報公開についての内容を盛り込んだ方がいいと思う	情報公開	C
		情報公開・共有 開かれた"自治体"	情報公開と市民参加	D
		三鷹市の自治基本条例には、「分かりやすく市民に伝える、公表する」といった事が書かれているが、こういったことを盛り込みたい	分かりやすい条文	D
		市民との情報共有と市民参加	情報公開と市民参加	D
		情報を共有	情報公開と市民参加	D
・市民参加(画)		市民の生活しやすい環境を第一とし、誰もが関心を持ち理解し関われる条例	理念	A
		市民の自由を尊重し強制はせず市民の意見が反映する	情報公開と市民参加	B
		行政中心の条例ではなく、住民も参加できるような条例に	情報公開と市民参加	B
		市民参加について	情報公開と市民参加	B
	市民参画・市民投票等の枠組	情報公開と市民参加	B	
	行政に市民の意見を反映させやすくするような条例であればよいと思う	市民の考え方	C	
	選挙の投票に行こう	市民の考え方	C	
	市民参加の権利、住民投票制度、パブリックコメント、参加機会の保障(参加の推進)など、市民がより積極的に参画できるような条文を明記	情報公開と市民参加	D	
	市民一人一人が行政と一緒に政に開くという自覚を持つきっかけになるような条例に(人財という財産を生かす手立てを見つける)	情報公開と市民参加	D	
	国の下請けだったが、自治基本条例を作って、白河独自に進んでいけるように開かれた市民参加を要望します	情報公開と市民参加	D	
	白河駅や人の集まる所に意見箱を置き、その意見に基づいた会議を行うことを条例化する	情報公開と市民参加	D	
	市民が行政に対して意見を反映できる場を設ける(審議会、地域懇談会、メール、投書、パブリックコメントなど)	情報公開と市民参加	D	
市民協働	・市民協働	市民と行政 有償ボランティアなど、人材育成を考える		A
		市民と行政が助け合い、お互いに支援協力、信頼関係をさらに深める条例にしたい		C
		(特に福祉に関して) 市民との協働 市民に負担を強いる可能性 例)主婦など 市民自治による協働のまちづくりを推進	不調和	C
交流	・交流	白河市独自の基本理念	D	
行財政運営	・交流	理念	A	
行財政運営	・行政運営	まちづくりに関わる人(市民、職員、首長など)が交流をもてる		A
		計画・実行・評価・改善(PDCAサイクル)を行政・議会・住民が一体となって行える条例		A
		法令解釈権は認められるのか	監視するもの	A
		総合計画(位置づけなど含む) 政策評価	行政運営 行政運営	B B
	・健全な財政運営	財政民主主義に則った監査組織の確立		A
		財政について借金できる上限を条例で規定したい	財政	D
		監査(健全な財政かどうかの目安)	財政	D
議会改革	・議会改革	議会基本条例について		B
		議員・議会改革につながるような条文をとり入れたい	議員・議会	D
条例の検証・見直し	・条例の検証・見直し	風通しのよい条例	監視するもの	A
	・実効性の確保	条例施行後の検証・推進をする機関の設置を 条例を見直す仕組みをもたせる(より良いものにしていけるように)	評価	D
その他	・その他	地方公務員を市民が自由に罷免できる事		A

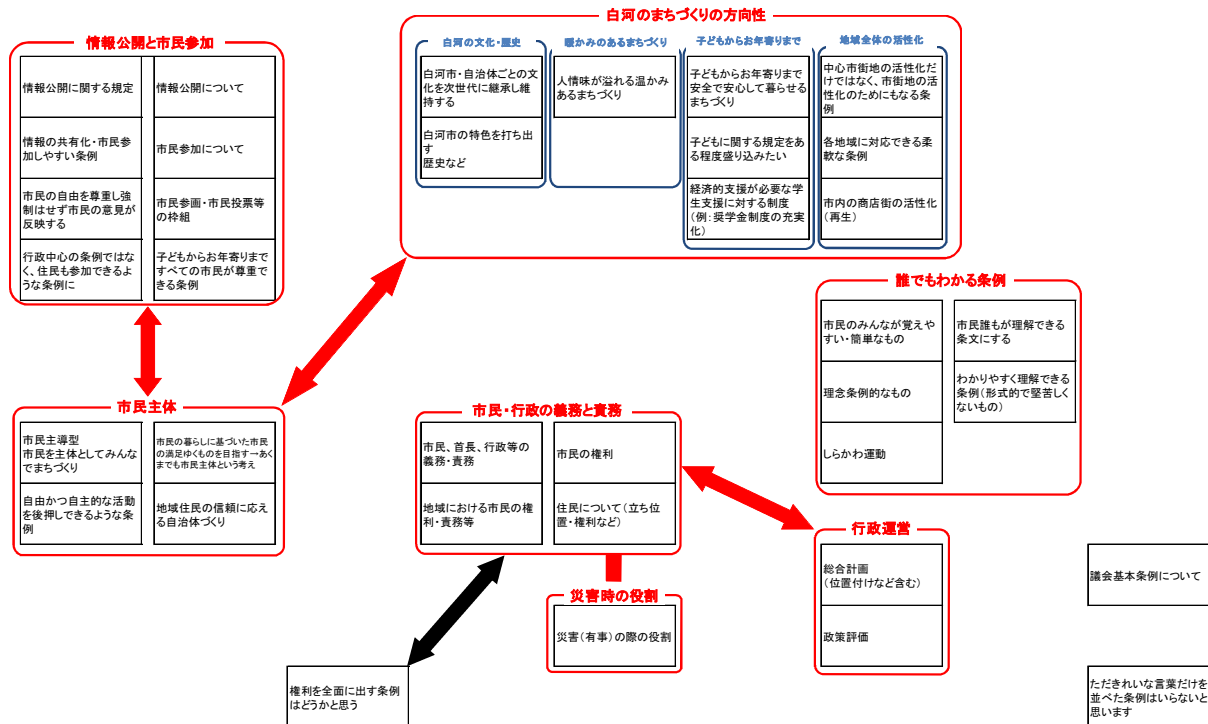
# ○各グループ検討内容

## Aグループ

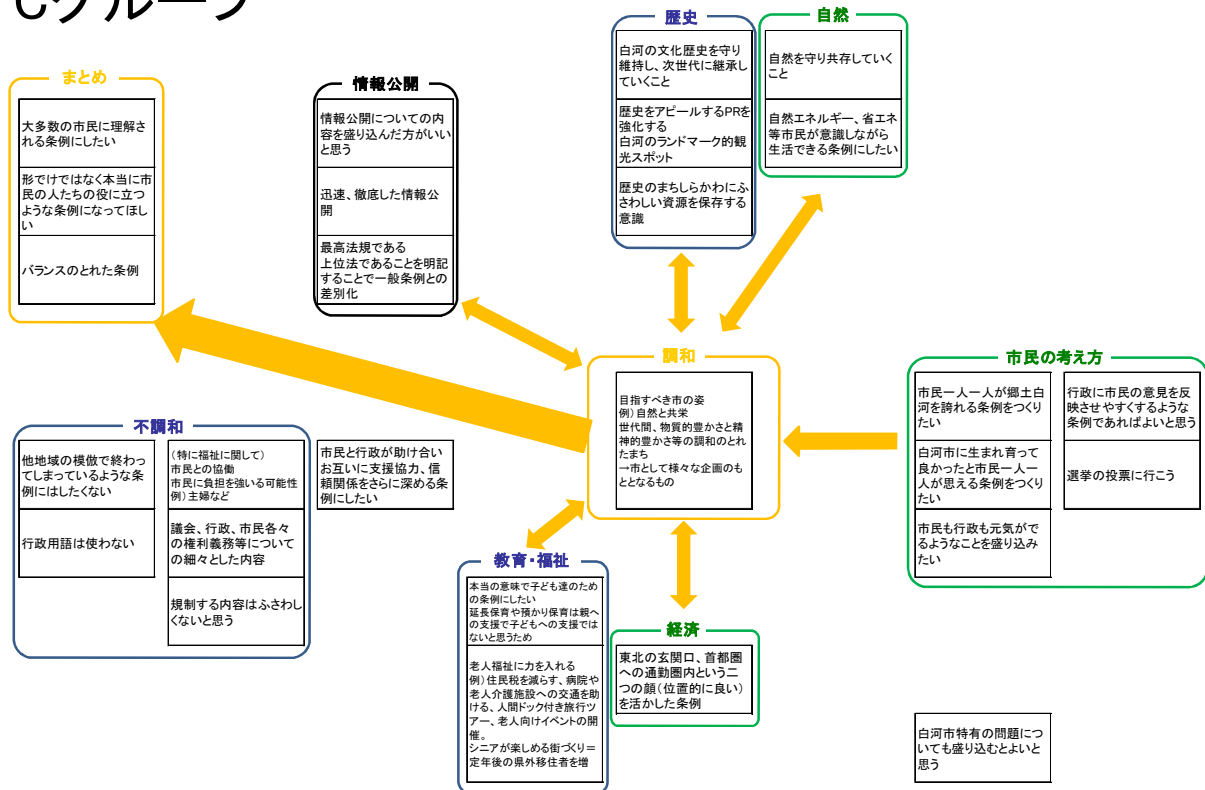
最高規範性は認められるのか？



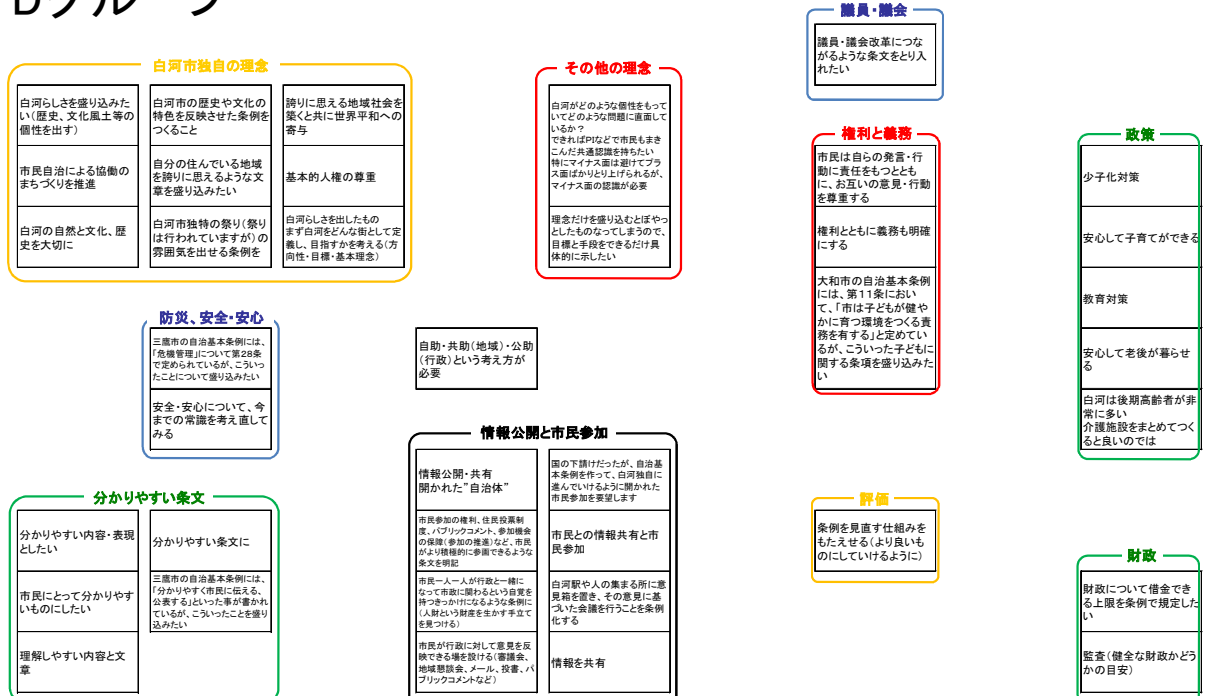
## Bグループ



# Cグループ



# Dグループ



検討項目②市民参画と協働によるまちづくりに必要なこと～市民と行政のキャッチボールを実現するために～(総まとめ)

(1) 検討項目②に関する各グループの意見の整理

カテゴリー(大)	課題・問題点		解決策・仕組み	
	課題・問題点の整理(カテゴリー(中))	各グループから挙がった課題・問題点	課題・問題点の整理(カテゴリー(中))	各グループから挙がった解決策・仕組み
市民意見	・制度や機会の周知不足 (A・B・C・D)	情報の発信の仕方に問題があるのではない。 アパートへ入居していると広報誌なども届かず情報が入らずこままってしまった。改善の必要があると思う。 情報伝達方法(広報誌を見ない人・HPを見れない人) 情報の偏り 情報提供が不足している。 行政側の情報提供の手段・方法が不十分。 教科書選定に参画したが、どうしたら良いかわからない。	→	・情報提供の充実 (B・D) 転入の際に市のHPを教える。HPの利用 コンビニや病院などに広報誌を置いておく。 新聞折り込みで広報誌を入れる。 地デジの活用
	・情報の不足 (A・B・C)	伝えたいことがあっても、どうやって伝えればいいのか分かりにくいので、分かりやすくする必要があります。 どこどのような意見を伝えると良いのかがよく分からない。 地域活動・市政への参加の仕方が分からない。 自分の意見を市に伝えたくてもどこに伝えればいいのか分からない。	→	・分かりやすい情報提供 (A・C・D) 魅力ある情報提供のあり方 市政よりの改善。おもしろくする！ 市政を分かりやすく四コマにまとめる。 編集、ネタ集めに市民も参加する。世代別モニター 編集のプロを引っばれないか？もしくは育成できないか？ 字を大きくする！！良い見出しを一生懸命考えるしかない。 絵・写真を多くする。 読者投稿ページを設ける。 専用の窓口をつくる。 情報提供
	・情報が公開されていない ・意見が反映されにくい (A・B・C)	意見が反映されているのかどうか分からない。 参加したくない一意見を出しても回答がないので反映されたのか分からない。 一人の意見としては反映できないこと。 市民の総意であるかを判断することが困難であること。 まちづくりへの参加の一形態としての要望に財源の裏付けややめてもいい事業の案が無い。 参画しようとして意見を出すのが、まず、できない理由をのべられ、それ以上話が進まない。 行政の審議会に参加して意見を出しても施策に反映されない。 市に問い合わせたときに、自分の意見に対してきちんと取り合ってくれるのが不安。	→	・情報公開の推進 (A・C) 情報の公開を推進し、それに対する想いや意見集約の行い方を体系的に行う。 決定過程の公開
	・意見の偏り (C)	一部の声が大い大きい意見や思いが伝わらずになっている。	→	・意見のバランスをとる (A・D) 市が関係している会議に参加している人や、業務で市役所に入入している人以外の市民の方の想いや意見にも目を向ける。 積極的に参加する人だけの意見で進めないようにバランス感覚も必要。
市民参画	・参加の場や機会が少ない、参加しにくい、環境が整っていない (A・C・D)	市民が参加しやすい環境をどう整えていくのか？ 街路樹の伐採をやめさせる参画の方法がない。 市民が欲するものと行政が提供するものとの不一致。 市民ニーズを把握できない。 ネットが使えない。 時間がなくて会への参加ができない。仕事で、子育てで、介護で。 関心はあっても、何をしたいのかわからない。 町内会に入っていないと要望しにくい。	→	・参加の場や機会の充実 ・参加しやすい環境の整備 ・参加方法の提示 (A・C・D) みんなが集まりやすい場所で開催する。 場所と時間を配慮する。 ピンポイント会議 環境整備 雰囲気づくり 目安箱の設置 ツィッター(つぶやき)程度で意見を言える環境をつくる。 集まりやすい時間設定をする。 インターネットなどで参加できるようにする。 子育て世代や介護している人が参加できるように環境を整える(託児所、デイサービスなど)。 参加できる雰囲気をつくる。 市民参加のしかたを提示して市民が選択できるようにする。(自分の得意分野を活かせるよう)選択するメニューを増やす。 参加形式の多様性 個人でも参加しやすい受け皿を企画する。 参加した理由を分析して、より多くの人の参加につなげる。一行政が。
	・市民の関心が低い ・人材が育たない (A・C・D)	参加を積極的なものにするにはどうしたらいい？ 興味を持たせるにはどうしたらいい？ 仕事として人を集めるのは良いが、もっと積極的に参加してほしい。 市民の意識が低い。市民の意識を高めるには？	→	・市民意識を高める ・教育・人材育成 (A・D) 市政のみではなく、市でおきている物事に関心を持つべき。 計画は、有識者等の意見が重要であると思うが、実施、反省は、市民の参加が最も重要である。 Plan・Do・Seeそれぞれの段階で市民は積極的に参加するといふ。 市民の意識改善の必要。 子どもを対象として体験型のイベントを通して行政への関わり方への意識付けをする。 参加した証(成果)が必ず残るようにする。 地域への愛着、連帯感、歴史伝統への関心を高める。
	・その他 (D)	団体に入りにくい。	→	・団体の情報提供 (D) きめ細かな情報提供(団体に入りたい人)。
協働	・役割や責任が不明確 (B・C)	行政の役割と個人の役割が不明確な部分が多い。 明らかに個人の問題について行政に持ち込まれることがある。 自分の家庭(または敷地)内のことやその類似事項については、自ら取り組んでほしい。 協働という名のもとの市民への負担(強制労働？)	→	・役割分担・手続きの明確化 (B・C) 問題解決に対しての手引書の作成 (困りごと・相談についての)フローチャート的なものを作成。
	・各主体の協力・連携不足 ・各主体の意識が低い (A・B・C・D)	イベント活動の他、本検討会のような行政への意見を直接伝えるような機会に積極的に参加してほしい。 官・民の意識の差、協働の難しさ 意識の差をどのようにするの？ 市民・職員への参加率向上の為に、 民間の行事に市職員がもっと積極的に参加すべき。 ココの連携をうまく機能させるためには？ 地区内の行事に参加・町内会単位の参加、若者の参加がほしい。 市民と行政の横の連絡がうまくいっていない時がある。 担当者が2～3年で変わってしまう。 やっとならなくても担当者がいなくなる。→1から同じ事を説明しなければならぬ。 市民の意識が低い。市民の意識を高めるには？	→	・各主体間の交流 ・各主体の意識を高める ・人材育成 ・行政による支援 (A・B・C・D) 民間と行政がお互いに歩み寄ることが真の協働につながる。 窓口でお客様に言われたことを職員全体に広めるために話し合う。 各課交流の場を設ける(例えばお昼休みに一緒に食べるとか)。 地域交流を深める。 アパート入居者などに声をかけ、地域一丸となって活動を出来たら良いと思う(住みよいまちづくりの為に...)。 グループ分けで交流のきっかけを作る(スポーツ行事など)。リーダーに引っぱってもらおう。 市民と行政との距離を縮める。 市民の意識改善の必要。 行政もフォローする。 行政としての責任意識を持つ。 地域への愛着、連帯感、歴史伝統への関心を高める。 ボランティアなど身近なところから市政への関心を高めてもらう(入口を広くする)。



・活動資金の不足 (A・B)	要望があり、協力したくても予算がなくてできない。 参加者が少ない。資金が集まらない。	➡	・行政による支援 ・広域的なPR (A・B)	予算の取り方を何とかする。 伝統的な行事を継承していく為に広くPRすれば募金も集まり地域の活性化につながる。
・行政の対応 (A) (課題のみ提起されている)	対応に時間がかかる。 柔軟性がきかない、融通がきかない、妥協するのは民間。 思いつきやいそいで行動する。民間に対して行政は慎重すぎる。 決定するまでのプロセスをどう効率化するか？ 公平・公正さを求めるときづまる。 どうにも後手になってしまう。	➡		

## (2) 市民参画と協働によるまちづくりに必要なこと (総まとめ)

### 「市民の声をよりまちづくりに反映していくためには」

- 行政は、市民の声を反映する制度やその実施に関する情報提供を、様々な場所・機会を活用し幅広く行っていく必要がある（コンビニや病院など人が集まる場所での広報誌の配布など）。
- 情報提供については、幅広く行うとともに、分かりやすくまた魅力あるものとしていく必要がある。
- 市民の意見を募集した時には、各意見がどうまちづくりに反映されたのか、またはどう扱われたのかなど、その決定過程や結果などについて、情報の公開を推進するとともに、市民の意見の集約・反映に関する手続きを体系化していく必要がある。
- 積極的に参加する人の意見だけでなく、参加できない人の意見にも目を向けることも必要である。

### 「市民参画（政策の企画立案・実施・検証・改善への参加）をより推進するためには」

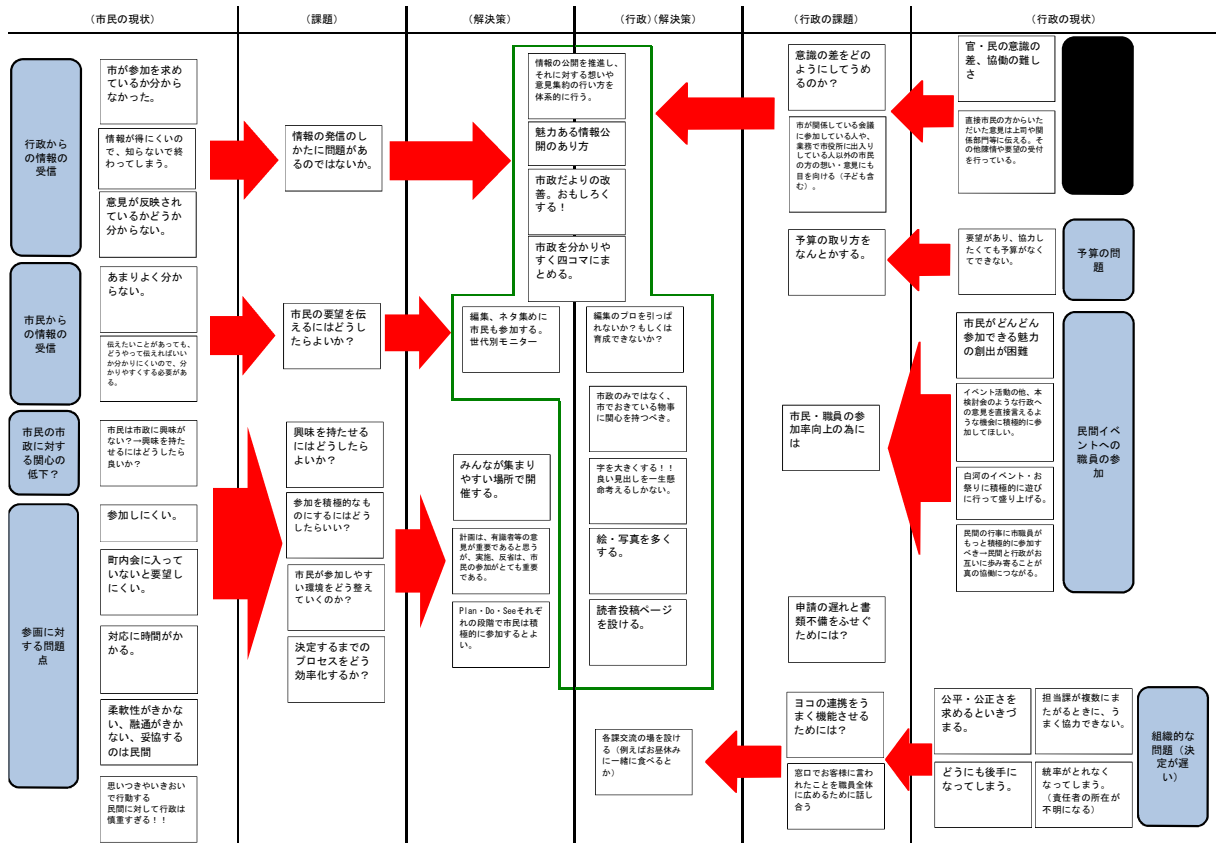
- 若者から高齢者まで幅広い世代や職業の方々がまちづくりに参画していくためには、集まりやすい時間・場所で開催する、多様な参画方法を整備するなどの、環境整備が必要である。
- 市民自身が、政策の立案・実施・検証・改善（Plan→Do→Check→Action）の各段階への積極的な参加などを通して、市民参画に対する意識や関心を高めていくことが必要である。
- 子ども向けの体験型イベントなどを通して行政へ参画することの意識付けなど、積極的に市民参画によるまちづくりを担う人材の教育・育成も必要である。

### 「市民等と行政との協働（連携・協力）をより推進するためには」

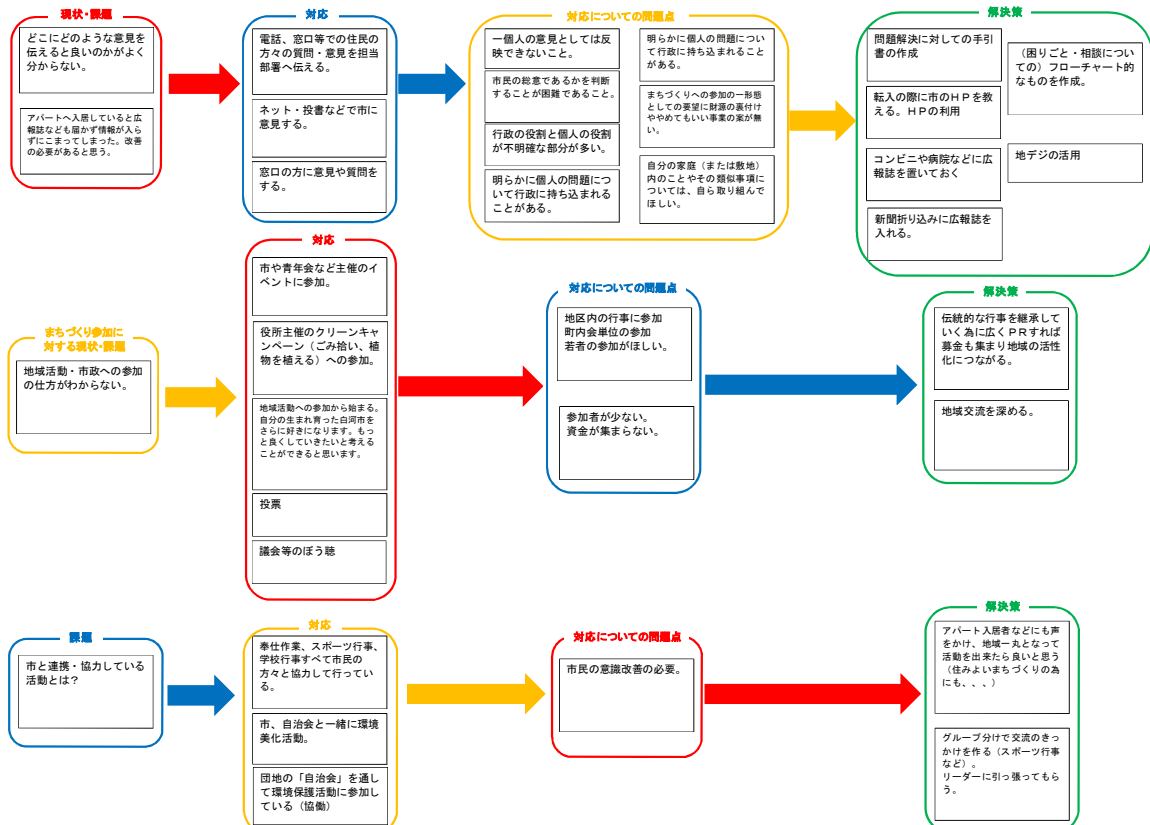
- 問題解決に向けた連携・協力に関する手引書を作成するなどして、市民、地域コミュニティ、各種団体、行政などの各主体の役割を明確化し、共有していくことが必要である。
- まちづくりに関わる各主体間の交流を深め、協働によるまちづくりに向けた連携・協力体制を構築する必要がある。
- まちづくりに関わる各主体が、地域への愛着や地域の連帯感の条例に向けた取組などを通して、協働に対する意識や関心を高めていく必要がある。
- ボランティアなど身近で間口の広いところからの参画を促進するなど、協働によるまちづくりを担う人材の育成も必要である。
- 地域コミュニティ、市民活動団体などが相互に連携・協力していくには、行政による支援（財政的な支援や人的支援）も必要である。

# ○各グループ検討内容

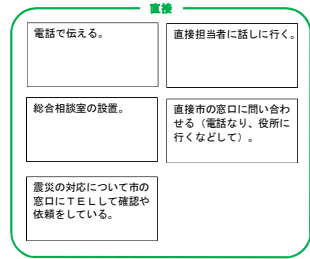
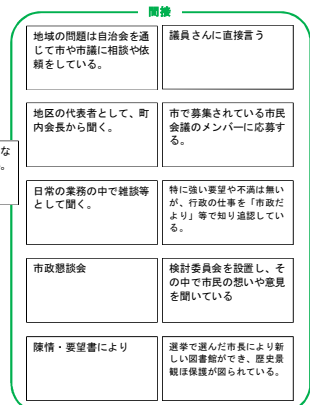
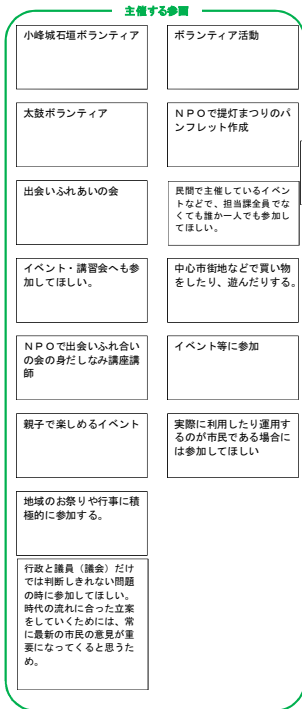
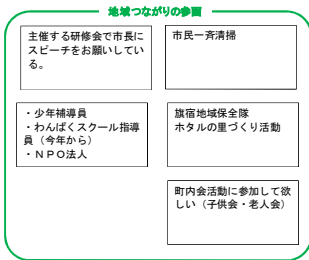
## A グループ



## B グループ

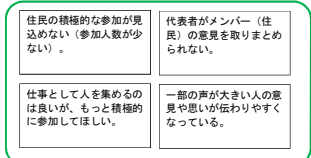


# C グループ

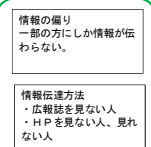
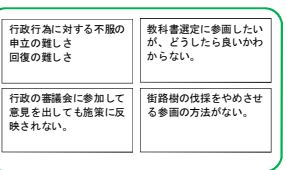
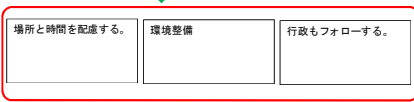


市に伝える手段を知らない。やったことがない。

**課題(市民) 問題点**

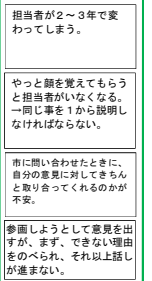
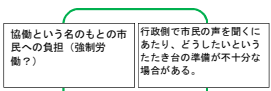
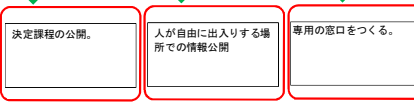


**解決方法**

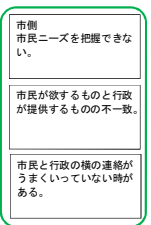


自分の意見を市に伝えたくてもどこに伝えればいいのかがよくわからない。

**解決方法**

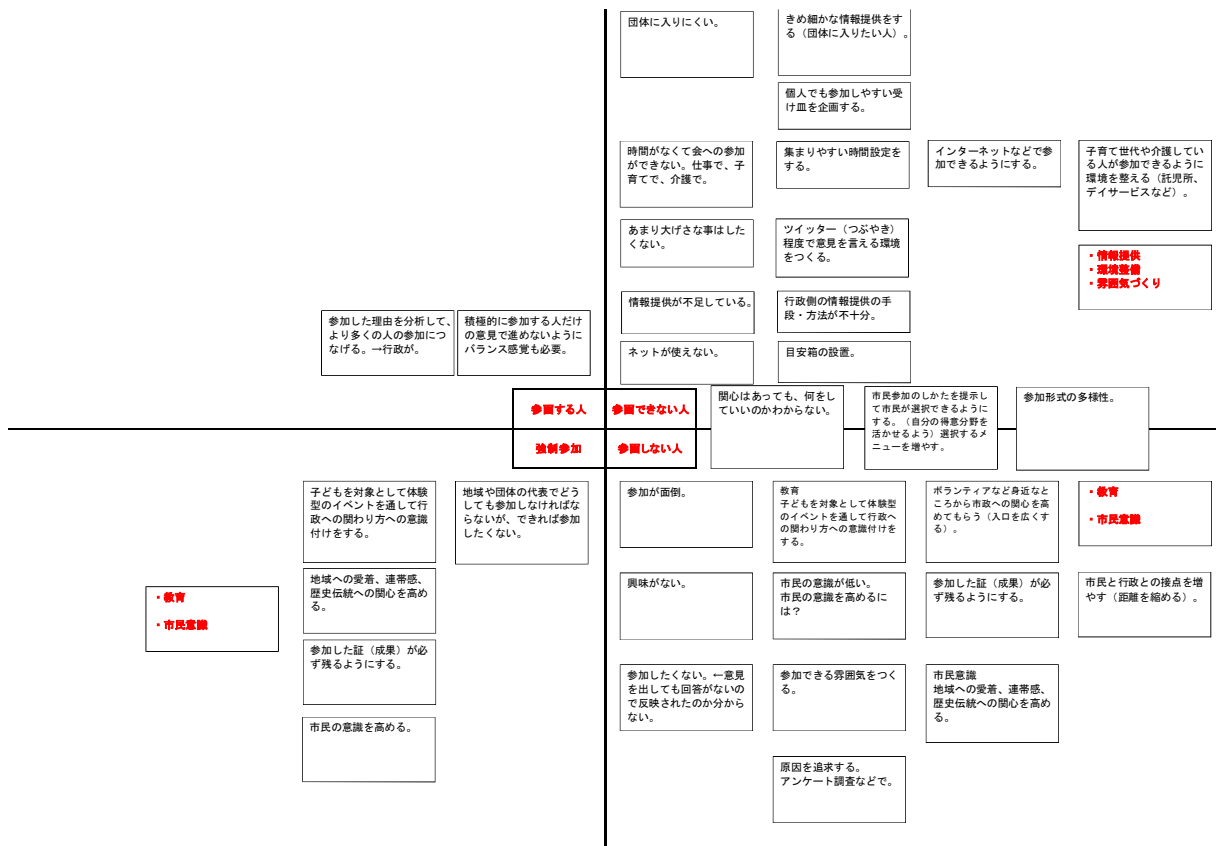


**課題(行政)**



中心市街地の店に活気がない。

# D グループ



検討項目③白河市のまちづくりの主体とその役割・責務  
～まちづくりの主人公とは？～（総まとめ）

検討項目③について、各グループの意見を事務局がまとめたもの

1 市民

(1) 市民の範囲

○住民

○市内に通勤・通学している人

○市内に事務所または事業所を有する法人その他の団体

＜＜各グループの意見から＞＞

- ・市民：白河市に住所を有する個人、白河市に事業所があり営業活動をしている法人、市内で活動しているNPO等の団体、行政、議会

(2) 市民の権利

○情報を知る権利

＜＜各グループの意見から＞＞

- ・情報を公開し、広く市民と共有（市民にとっては権利となる）できるようにしなければならない。

(3) 市民の役割

○市政に参画するよう努める

＜＜各グループの意見から＞＞

- ・市民の責務（個人）まちづくりに参画するよう努める。

2 市議会

(1) 市議会の役割

○市の重要事項を議決する

○市政の監視及び牽制

○市政の把握に努める

○情報の公開、情報の公開手段の改善

＜＜各グループの意見から＞＞

- ・事案の議決
- ・市政の監視
- ・市政の把握に努める
- ・情報を開示する、公開手段の改善

3 行政

(1) 行政の役割

○まちづくりの方向性を明確にすること

○地域福祉の向上

○政策形成と事業実施

○公平・公正

- 説明責任
- 情報の公開と共有
- まちづくりに市民が参加しやすいシステム・環境の整備と意見の反映
- 協働によるまちづくりの推進のためのネットワークづくり、担い手の人材育成
- 行政自身も積極的に民間主催のイベントに参加するなど、協働によるまちづくりを推進
- 市民や地域コミュニティなどが行う取組へのサポート・支援
- ＜＜各グループの意見から＞＞
  - ・まちづくりの方向性を明確にする
  - ・地域福祉の向上
  - ・政策の作成と事業の実施
  - ・責務（公平・公正）
  - ・説明責任
  - ・情報を公開し、広く市民と共有（市民にとっては権利となる）できるようにしなければならない。
  - ・まちづくりに市民が参加しやすいシステムをつくる、協働のシステム
  - ・ネットワークづくりのきっかけ、担い手の育成
  - ・イベントへの参加
  - ・市民活動などのサポート（Aグループの行政の位置づけから）

#### 4 地域コミュニティ（町内会・自治会）

##### （1）地域コミュニティの役割

- 地域住民の意見の集約→行政とのパイプ役
- 地域の問題解決
- 地域コミュニティ間の連携に努める
- 協働によるまちづくりに向けた様々な主体との交流・連携に努める

##### ＜＜各グループの意見から＞＞

- ・地域住民の意見集約（陳情等）
- ・（自治会）市民の意見を行政に伝える
- ・地域の問題解決
- ・地域社会とのつながり

#### 5 事業者等

##### （1）事業者等

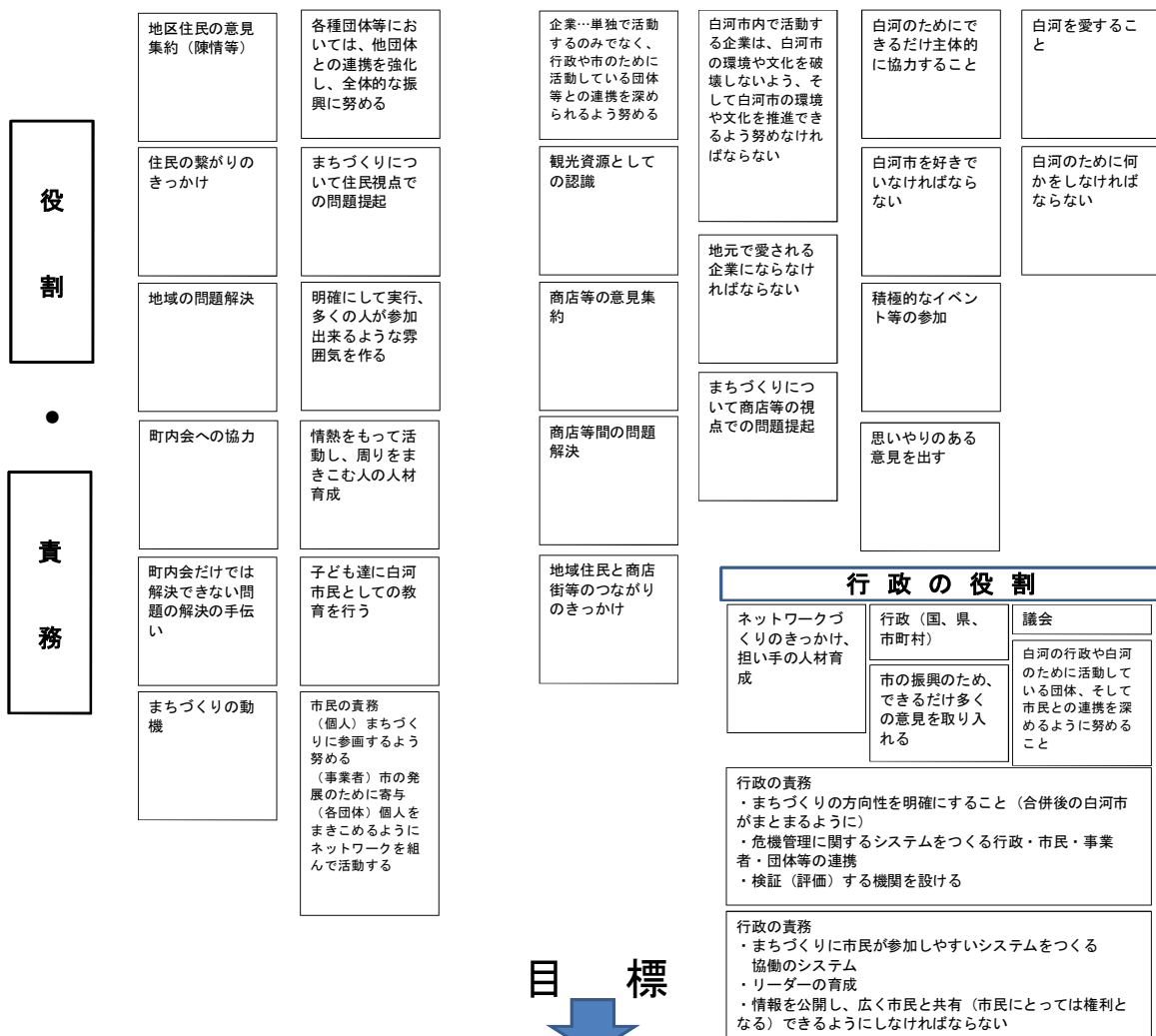
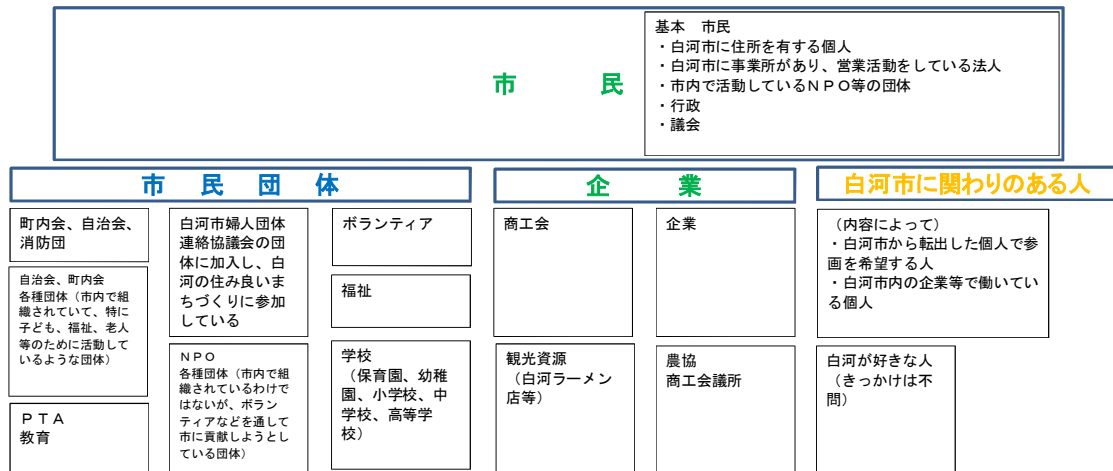
市内で営利または非営利に事業活動を行う個人及び団体（NPO、産業関係団体、企業、市民活動団体等はここに含まれます。）

##### （2）各種団体の役割

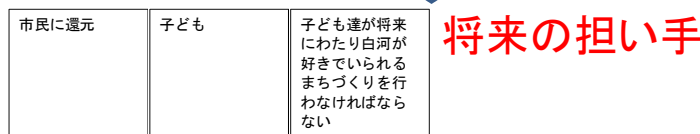
- 地域の活性化に寄与するよう努める
- 協働によるまちづくりに向けた様々な主体との交流・連携に努める
- 地域とのつながりの構築に努める



## B グループ

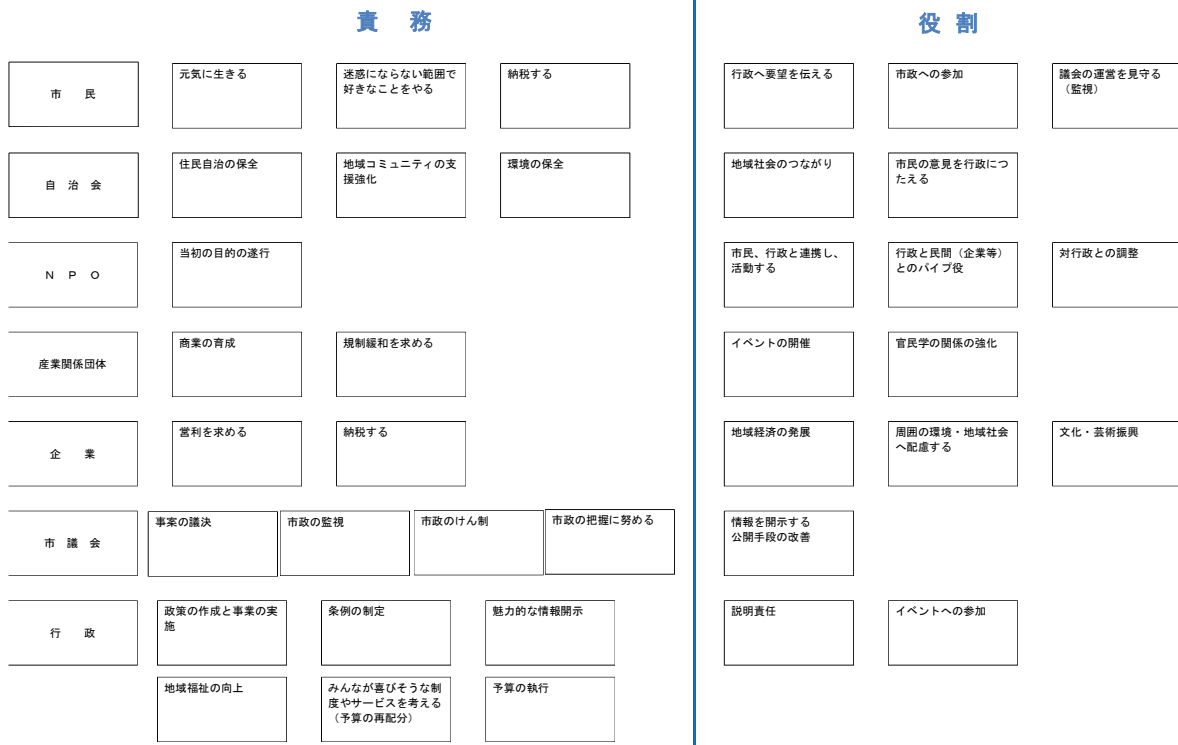


## 目標

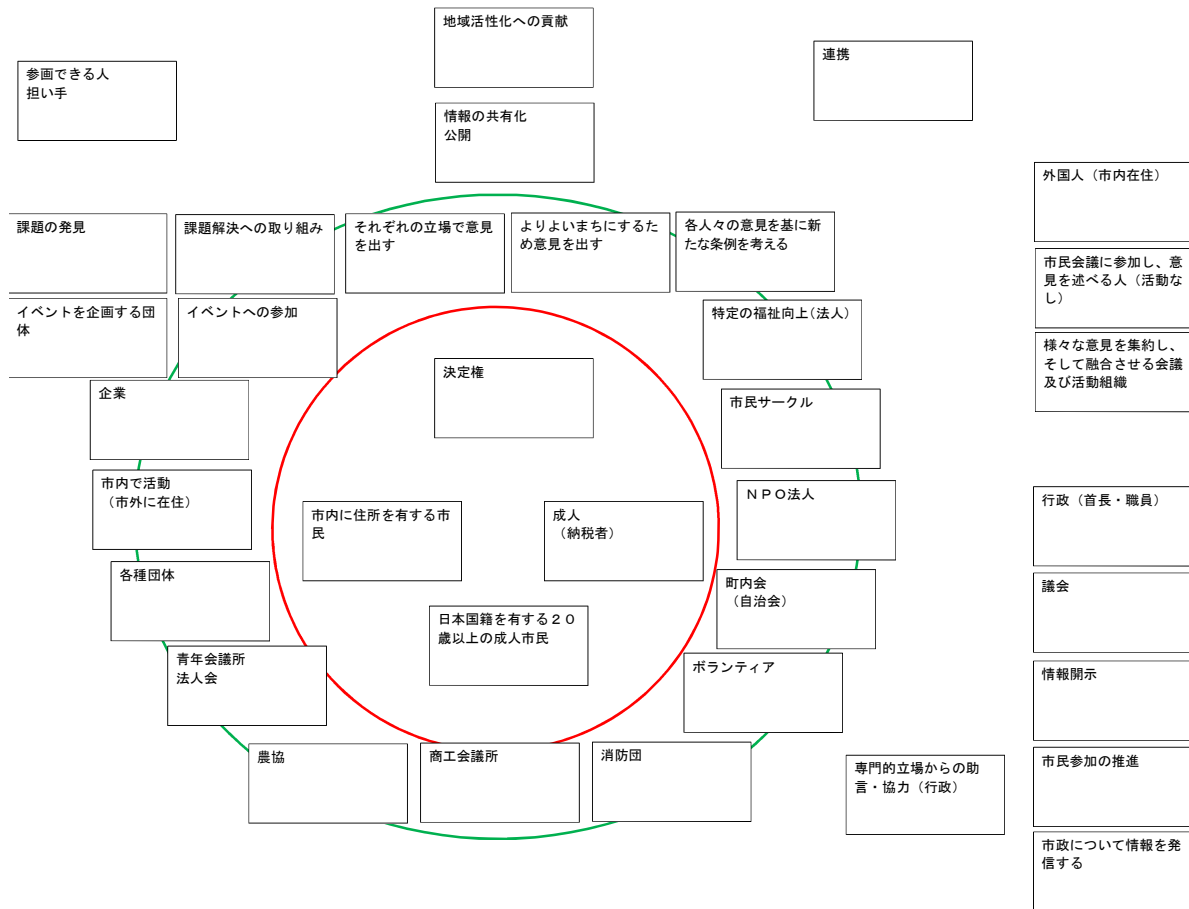




## C グループ



## D グループ



# 白河の良いところ・悪いところ

市民会議の中で、これからよりよい白河市を築いていくには、まず、白河の良いところと悪いところをまちづくりの各主体が理解することが第一で、良いところはより活かす、悪いところは改善するという方向性を出してまちづくりを進めていく必要があるのではないかという意見が出ました。

そこで、委員のみなさんが日頃感じている、白河の良いところ・悪いところについて、聞いてみました。

## ○良いところ

### 【コンパクトシティ】

- ・ 新白河駅、白河駅近辺に居住している限りにおいては、日常の買い物、東京等へのアクセス、自然のある環境、文化施設等、コンパクトなエリアの中で手を伸ばすことが可能であり、利便性が高い。
- ・ 商業地、住宅地、自然の調和のとれたまち。
- ・ 周囲にはスポーツ、レジャーなどの趣味を楽しむ環境に恵まれている。
- ・ リングロード内に商業が形成されたコンパクトシティで住みやすい。

### 【恵まれた交通体系・立地条件】

- ・ 自然に恵まれている一方で交通の便も良いため、大都市にも短時間で行ける住みやすいまちである。
- ・ 高速交通に恵まれている。
- ・ 幹線、高速道路、新幹線等、交通網の充実。
- ・ 東京と仙台の中間地点に位置する立地。
- ・ 交通の便が良い。
- ・ こみねっと（市内循環バス）が、公共施設や商業施設、駅、病院などを通り、高齢者や障害者が無料で乗れる。
- ・ 新幹線・在来線の駅、東北自動車道のインターが市街地から近く、交通の便が良い。出かけるにも、白河に来てもらうにも便利。

### 【恵まれた歴史的、文化的資源】

- ・ 文化・伝統を残したまちなみ、歴史遺産が多く残っている。
- ・ 歴史的資産が多い。
- ・ 歴史のまち。
- ・ 歴史的建築物、花の名所などが中心部にコンパクトに集まり、歩いてまわれる。
- ・ 歴史、文化、自然が豊か。
- ・ 店ごとにこだわりのある手打ち白河ラーメン、そばの店がたくさんある。食べ比べてお気に入りの店を見つけるのが楽しい。

#### 【恵まれた自然環境や美味しい農作物】

- ・ 自然が豊か。
- ・ 野菜、米、面等、食に恵まれている。
- ・ 野菜、果物、豚肉など、農産物が新鮮で美味しく安い。
- ・ 水道水でもおいしい。

#### 【災害に強い】

- ・ 災害に強い立地。
- ・ 地盤が固い。

#### 【地域のつながり、住民気質】

- ・ 良くも悪くも、地域行事に半強制的に参加しなければならない空気が残っており、地域コミュニティの存続が図られている。
- ・ 近所、友人間でおすそ分けの文化が残っている。
- ・ 人情味が豊か。
- ・ まちの格式や住民のプライドが高い。
- ・ のんびり穏やかな気質の人が多い。あまり強く自己主張はしない。

#### 【その他】

- ・ 病院には困らない。
- ・ 東北だが積雪は少ないほうである。
- ・ かゆいところに手が届く行政。

#### ○悪いところ

##### 【PR 不足・下手、低い知名度】

- ・ 美味しさをもっとアピールして、消費拡大を目指すべき。首都圏へは試食などでまず味を知ってもらおう。地元では調理方法を公募（うちの定番料理）などして、いつも違った調理で食べ方を工夫する。
- ・ PR がへた。
- ・ 知名度が低いように思われる。
- ・ なんでも揃っており、利便性も良い反面、特色がない。白河ブランドイメージが薄い。
- ・ 情報発信、ブランド戦略が苦手。
- ・ それなりに充実している分、市のブランドイメージアップや将来性に対する危機意識が希薄。

##### 【街に活気がない、商業施設の不足】

- ・ 中心部に空き店舗が目立ち、さびれた感じがする。鍵型の道路や細い路地、一方通行など市街地は運転しづらい。
- ・ せっかく遊歩道、循環バスが整備されているので、観光客だけでなく、市民（特に元気な高齢者）が街なかで食事や買い物を2～3店舗寄り道して楽しめるよう工夫す

る。市内でお金をまわしていけるような仕組み。例えば、街なかの空き地に花を植え、草取り・水やりなどの世話をお願いし、サポーター得点割引で買い物。

- ・ 活気が無い。
- ・ 街に魅力が少なければ、市民も容易く市外へ行ってしまう。
- ・ 人口が増えない。
- ・ 娯楽施設がない。
- ・ 20～30代をターゲットにしたお洒落なイタリアン、カフェなどが少ない。
- ・ 高速交通網が発達している分、買い物など外に流出している。

#### 【交通が不便】

- ・ 車がないと生活が不便。
- ・ 道路が整備されていない。

#### 【住民気質】

- ・ 昔ながらの生活スタイルと新しい生活スタイルが混在しており、多様化した価値観がぶつかり合うケースがある。→常識の基準が人によってまちまち。
- ・ 昔ながらの世間体を気にするところがある。→新しい価値観に排他的。
- ・ 他所者を用意に受け入れない。排他的。
- ・ 他人や目立つ人の足を引っ張る傾向。
- ・ 不満を意見としてではなく愚痴に留めてしまう、不満→意見（提案）→話し合い→改善の流れで考え、改善のための意見は良いことという意識改革が必要。
- ・ 住民がのんびりしている。
- ・ 住民にそれほど白河への愛着がない。

#### 【まちづくり・人づくりの課題】

- ・ 市の将来像が見えない。
- ・ 合併後も、それぞれの地域にバラバラに投資しており、合併のメリット・スケールメリットを生かしていない。
- ・ 白河を好きになってもらう、中高教育（政策）の不足。
- ・ 教育水準が低い。

#### 【その他】

- ・ 地方圏にありながら、家賃等の固定費が高止まりしているため、新規起業がしづらいのではないかとと思われる。那須塩原市と比較しても、物価は高めと感じる。
- ・ 各団体等の一体感が無い。
- ・ 空気が冷たい。寒さ。
- ・ 東北に立地している。